

今治市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

今治市水防計画



令和5年3月修正

今治市防災会議

【本計画における用語の定義】

用 語		定 義
避 難 場 所 等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。(災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係)
	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。(災害対策基本法第 49 条の 7 関係)
	指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。(災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係)
	指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいを含む)、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。(災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係)
	一 時 集 合 場 所	各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。
	避 難 路	避難場所へ通ずる道路又は緑道であつて、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
	避 難 経 路	避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。
	事 前 避 難 対 象 地 域	地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。
	住 民 事 前 避 難 対 象 地 域	事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示等を発令し、全ての住民が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。
	高 齢 者 等 事 前 避 難 対 象 地 域	事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

用語	定義
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係)
要配慮者	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係)
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第 49 条の 10 関係)
罹災証明書	災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。(災害対策基本法第 90 条の 2 関係)
罹災届出証明書	住家以外のもので罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。(災害対策基本法第 90 条の 3 関係)
L アラート (災害情報共有システム)	災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。
J アラート (全国瞬時警報システム)	緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。
D M A T (災害派遣医療チーム)	医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。
D P A T (災害派遣精神医療チーム)	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。
D H E A T (災害時健康危機管理 支援チーム)	大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。

用語	定義
トリアージ	災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。
福祉人材マッチングリスト	現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やOBの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。

今治市地域防災計画（地震・津波災害編）・今治市水防計画

目次

第1部 総 則	
第1章 計画の主旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の位置付け、構成	3
第4節 計画の修正	4
第5節 他の計画との関係	5
第6節 計画の習熟	5
第7節 防災基本方針（防災ビジョン）	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第3章 市民及び事業所の基本的責務	19
第1節 市民の基本的責務	19
第2節 事業所の基本的責務	19
第4章 市域の災害環境	21
第1節 自然的条件	21
第2節 社会的条件	24
第3節 災害履歴	25
第4節 地震被害の想定	27
第5節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定	31
第2部 災害予防計画	
第1章 防災思想・知識の普及	37
第1節 市職員に対する教育	37
第2節 教職員及び児童生徒に対する教育	38
第3節 市民に対する防災知識の普及	38
第4節 関係機関の活動	42
第5節 企業防災の推進	42
第2章 自主防災組織活動	43
第1節 市民の果たすべき役割	43
第2節 自主防災組織の育成強化	45
第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割	47
第4節 自主防災組織と消防団等との連携	51
第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）	51
第6節 地区防災計画の策定	52
第3章 ボランティア活動の環境整備	55

《目次》第2部 災害予防計画

第1節 ボランティアの養成等	55
第2節 ボランティアの果たすべき役割	56
第4章 地震・津波防災訓練の実施	58
第1節 総合防災訓練	58
第2節 市職員における防災訓練	59
第3節 地域及び各種施設等における防災訓練	60
第4節 消防機関における防災訓練	61
第5節 津波避難訓練	62
第6節 他の防災訓練への参加協力	62
第7節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	63
第5章 業務継続計画の策定・見直し	64
第1節 業務継続計画の概要	64
第2節 市の業務継続計画	64
第6章 火災予防対策	65
第1節 出火防止、初期消火	65
第2節 消防力（消火）の充実強化	67
第3節 消防水利の整備	68
第7章 津波災害予防対策	69
第1節 海岸保全施設の整備	69
第2節 津波からの防護のための施設の防災対策	70
第3節 道路施設の津波対策	70
第4節 交通対策	71
第5節 ライフライン施設の津波対策	71
第6節 危険物施設の津波対策	72
第8章 水害予防対策	77
第1節 河川管理施設の整備	77
第2節 消防力（水防）の強化	77
第3節 地下空間浸水災害対策の強化	78
第9章 地盤災害予防対策	79
第1節 土砂災害危険箇所の把握	79
第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等	81
第3節 土砂災害対策	82
第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	83
第5節 山崩れ、がけ崩れ防止対策の推進	83
第6節 液状化対策の推進	83
第7節 大規模盛土造成地マップの作成等	84
第10章 孤立地区対策	85
第11章 避難応急体制の整備	86

第1節	地震発生時の避難応急体制の整備	86
第2節	津波発生時の避難応急体制の整備	92
第12章	市民生活の確保対策	99
第1節	指定一般避難所の開設・運営体制の整備	99
第2節	食料及び生活必需品等の確保	101
第3節	飲料水等の確保	102
第4節	物資供給体制の整備	103
第5節	医療救護体制の確保	104
第6節	救急救助体制の確保	109
第7節	防疫・衛生活動の確保	109
第8節	保健衛生活動体制の整備	110
第9節	し尿処理体制の整備	110
第10節	ごみ処理体制の整備	112
第11節	被災建築物等における安全対策	112
第13章	要配慮者の支援対策	114
第1節	要配慮者の安全確保体制の確立	114
第2節	社会福祉施設等における対策	120
第3節	外国人及び市外からの来訪者への対策	121
第14章	広域応援及び受援体制の整備	122
第15章	情報通信システムの整備	125
第16章	緊急輸送体制の整備	128
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	128
第2節	陸上輸送の環境整備	128
第3節	航空輸送の環境整備	129
第4節	海上輸送の環境整備	129
第5節	運送事業者等との協力体制の整備	129
第17章	防災都市づくりの推進	131
第1節	安全・安心な都市づくりの推進	131
第2節	市街地の整備	132
第3節	公園等オープンスペースの確保	132
第4節	道路施設の整備	132
第5節	建築物の耐震化及び不燃化	133
第6節	建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止	135
第7節	地下空間の浸水防止	137
第8節	コンピュータの安全対策	137
第18章	ライフラインの災害予防対策	138
第1節	水道施設	138
第2節	下水道施設	139

《目次》第2部 災害予防計画・第3部 災害応急対策計画

第3節 工業用水道施設	140
第4節 電力施設	140
第5節 ガス施設	141
第6節 電信電話施設	142
第7節 廃棄物処理施設	143
第19章 公共土木施設等の災害予防対策	144
第1節 道路施設	144
第2節 河川管理施設	145
第3節 海岸保全施設	146
第4節 港湾施設	146
第5節 漁港施設	147
第6節 農業用施設	148
第20章 危険物施設等の災害予防対策	150
第1節 危険物施設	150
第2節 高圧ガス施設	151
第21章 資機材等の点検整備	152
第22章 地震防災緊急事業五箇年計画	154
第23章 災害復旧・復興への備え	156
第1節 平常時からの備え	156
第2節 複合災害への備え	157
第3節 災害廃棄物の発生への対応	157
第4節 各種データの整備保全	158
第5節 地震保険の活用	158
第6節 保険・共済の活用	158
第7節 罹災証明書交付体制の整備	158
第8節 事前復興計画策定の検討	159

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急措置の概要	161
第2章 応急活動体制	163
第1節 活動体制の区分・配備	163
第2節 災害警戒本部	166
第3節 災害対策本部	168
第4節 活動体制区分別職員配備（地震・津波）	171
第3章 情報活動	173
第1節 情報連絡体制	174
第2節 地震直後の情報活動	177
第3節 地震及び津波関連情報の収集、伝達	177
第4節 被害状況の収集、伝達	185

第4章 広報活動	193
第1節 実施機関とその分担	194
第2節 広報の実施手順	196
第3節 報道機関への発表、協力要請	198
第4節 広聴活動	199
第5節 市民が必要な情報を入手する方法	199
第6節 被災者の安否に関する情報の提供	200
第5章 広域応援活動	201
第1節 県に対する応援要請	202
第2節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請	203
第3節 広域応援の受入れ	205
第4節 自衛隊の災害派遣要請	206
第5節 海上保安庁に対する支援要請	210
第6章 地震災害時の避難活動	212
第1節 高齢者等避難、避難指示等	212
第2節 避難誘導及び避難の方法	217
第3節 各施設における避難対策	218
第7章 津波災害時の避難活動	222
第1節 避難指示	222
第2節 避難誘導及び避難の方法	224
第3節 各施設における避難対策	226
第8章 指定一般避難所運営	228
第1節 指定一般避難所の開設	228
第2節 指定一般避難所の管理運営	230
第3節 指定一般避難所の閉鎖	233
第9章 緊急輸送活動	234
第1節 緊急輸送の配慮事項	234
第2節 緊急輸送の対象	235
第3節 緊急輸送の段階別対応	235
第4節 緊急輸送体制の確立	236
第5節 輸送活動	237
第10章 交通確保対策	238
第1節 陸上交通の確保対策	238
第2節 海上交通の確保対策	242
第11章 災害拡大防止活動	244
第1節 消防活動	245
第2節 人命救助活動	248
第3節 医療救護活動	250

《目次》第3部 災害応急対策計画

第4節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施	254
第12章 生活救援活動	256
第1節 食料の供給	257
第2節 生活必需品等の供給	259
第3節 飲料水の供給	261
第4節 応急仮設住宅の確保等	264
第13章 環境、保健衛生対策	270
第1節 し尿の処理	271
第2節 ごみの処理	273
第3節 障害物の除去	274
第4節 災害廃棄物の処理	276
第5節 防疫・保健活動	279
第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置	281
第7節 災害時における動物の管理	283
第14章 要配慮者に対する援助活動	285
第15章 孤立地区に対する支援対策	288
第16章 ボランティア活動対策	290
第17章 ライフラインの確保対策	293
第1節 水道施設	293
第2節 下水道施設	296
第3節 工業用水道施設	296
第4節 電力施設	297
第5節 ガス施設	298
第6節 LPガス施設	299
第7節 電信電話施設	300
第8節 災害廃棄物処理施設	302
第18章 公共土木施設等の確保対策	304
第1節 道路施設	304
第2節 河川管理施設	305
第3節 その他の公共土木施設等	306
第19章 危険物施設等の応急対策	308
第1節 危険物施設	308
第2節 高圧ガス施設	309
第3節 毒物、劇物貯蔵施設	309
第20章 応急教育活動	310
第1節 応急教育の実施	310
第2節 学用品の調達及び支給	313
第3節 文化財の応急措置	313

第21章 社会秩序維持活動	314
第22章 災害救助法の適用	316
第4部 災害復旧・復興計画	
第1章 公共施設の災害復旧	321
第2章 民生安定計画	324
第1節 住宅の確保	324
第2節 雇用機会の確保	325
第3節 義援物資、義援金の受付及び配分	325
第4節 日本郵政グループの救援対策	327
第5節 罹災証明書等の発行	327
第6節 被災者台帳の作成	328
第7節 要配慮者の支援	329
第3章 経済秩序安定計画	330
第1節 税、公共料金等の措置	330
第2節 災害弔慰金、生活資金等の支援	331
第3節 被災者生活再建支援金	332
第4節 中小企業・自営業への支援	333
第5節 流通機能回復	334
第6節 生活相談の実施	334
第4章 復興対策	336
第1節 災害復興本部の設置	336
第2節 復興計画の策定	336
第3節 災害復興事業の実施	338
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	341
第1節 推進計画の目的	341
第2節 推進計画の性格と役割	341
第3節 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域	342
第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	346
第2章 関係者との連携協力の確保	347
第1節 資機材、人員等の配備手配	347
第2節 他機関に対する応援要請	347
第3節 帰宅困難者への対応	347
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	348
第1節 津波からの防護	348
第2節 津波に関する情報の伝達等	349
第3節 避難指示の発令基準	350

《目次》第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 避難対策等	351
第5節 消防機関等の活動	362
第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動	362
第7節 交通対策	365
第8節 市自ら管理等を行う施設等に関する津波対策	366
第9節 迅速な救助	368
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	369
第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」について	369
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策	372
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策	372
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策	377
第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策	378
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	380
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	380
第2節 建築物等の耐震化の推進	381
第6章 防災訓練	382
第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施	382
第2節 学校における津波防災訓練の実施	382
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	384
第1節 地域防災力の向上	384
第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	385

第 1 部 総 則

第1章 計画の主旨

《章の体系》

第1章 計画の主旨	
第1節	計画の目的
第2節	計画の性格
第3節	計画の位置付け、構成
第4節	計画の修正
第5節	他の計画との関係
第6節	計画の習熟
第7節	防災基本方針（防災ビジョン）

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、今治市防災会議が作成する計画であって、今治市に係る災害に関し、市、県、関係機関及び公共的団体が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第33条により洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮などによる水害を警戒防止し、これによる被害を軽減するため大綱を定め、もって水防の万全を期することを目的とする。

さらに、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震・津波防災対策の推進を図る。

特に、地震・津波災害による人的被害等を軽減するための減災目標を設定し、その実現のために市民運動を展開する。

なお、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

市は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「今治市国土強靱化地域計画」（令和2年8月）を定めており、本地域防災計画や各種分野別計画における本市の国土強靱化に関する部分についての指針として位置付けられる。

この「今治市国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

なお、段階的にリスクが高まる災害特性や、近年の大規模水害や複合災害の発生状況を考

《総則》 1 計画の主旨

慮した地震・津波災害の対策を実施するため、「今治市地域防災計画」と「今治市水防計画」を統合した計画とする。

第2節 計画の性格

この計画は、市域に係わる防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、関係機関、公共的団体及び市民が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。

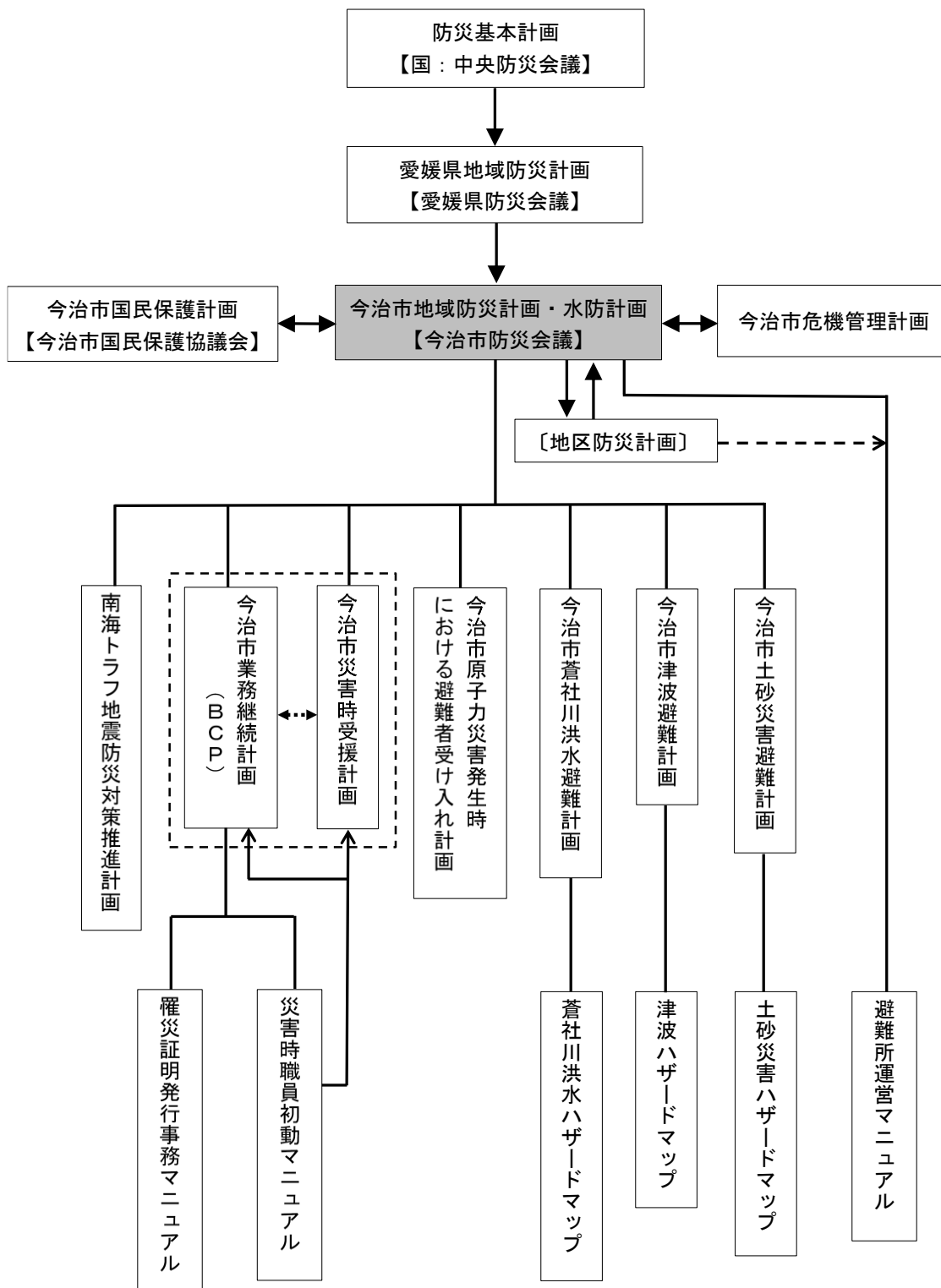
また、市、県、関係機関、公共的団体及び市民の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

第3節 計画の位置付け、構成

1 計画の位置付け

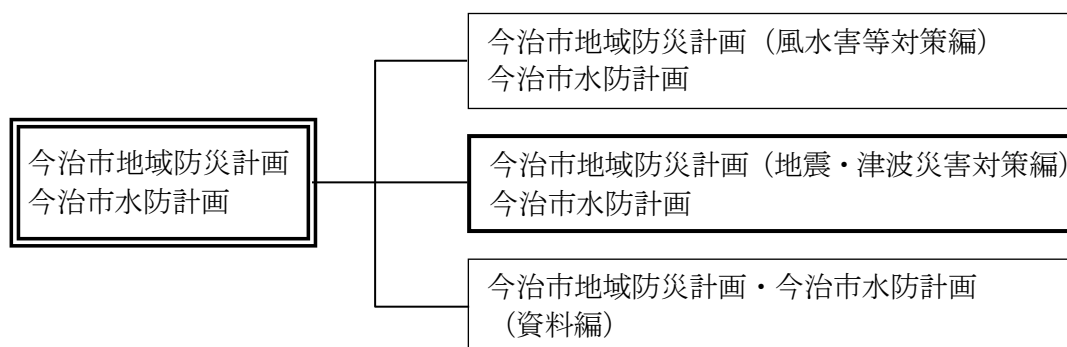
この計画の位置付けは下記体系図に示されるとおりとなる。

今治市防災計画の体系図 (防災危機管理課所管計画)



2 計画の構成

今治市地域防災計画・今治市水防計画は、今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画、今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画、今治市地域防災計画・今治市水防計画（資料編）の3編で構成する。



本編は、そのうちの今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画であり、別冊で作成する。

3 本編の構成

本編は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は次の5部による。

(1) 第1部 総則

防災関係機関の業務、市民及び事業所の基本的責務、市域の災害環境及び防災基本方針（防災ビジョン）を示す。

(2) 第2部 災害予防計画

平常時の災害応急対策への備え、地域防災力の向上、災害に強い防災基盤の整備、海上災害・原子力災害等の予防対策の推進、災害復旧・復興への備えを示す。

(3) 第3部 災害応急対策計画

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4部 災害復旧・復興計画

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(5) 第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を示す。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認め

られるときは防災会議において修正する。したがって、防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出する。

※今治市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき設置される機関で、次に掲げる事務を行う。

- (1) 今治市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第5節 他の計画との関係

この計画は、愛媛県地域防災計画や指定行政機関の長が作成する防災業務計画に抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

市、県、関係機関、公共的団体及び市民は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第7節 防災基本方針（防災ビジョン）

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全かつ安心な市民生活を確保することは、行政における最も基本的な課題であり、地方行政の原点である。

地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災基本方針（防災ビジョン）が必要である。

本市では、近年の人口減少に伴う市街地の空洞化、危険物の増加、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化が、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因となりつつある。また、南海トラフや中央構造線における大地震や津波、激甚化・頻発化する集中豪雨や台風による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊などの災害は、一度発生すれば被害が甚大であるため、その対策が急務になっている。

災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立（特に自主防災体制）及び市民の防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

なお、各種計画策定や予防対策、応急対策、復旧復興対策など災害対策のあらゆる場面・組織において、女性の参画や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画等を促進し、様々なニーズに対応できるきめの細かい防災・減災対策を進めるものとする。

1 基本目標

市民の生命と財産を災害から守り、安全かつ安心な市民生活を確保するために、防災基本方針（防災ビジョン）の基本目標を『被害の軽減（減災）を図る』ことに定める。

(1) 災害の脅威を知る

災害の発生や被害をゼロにすることは困難であるため、高い危機意識を持ち、地震、津波、風水害、事故といった災害の脅威を知ることが必要である。被害がどのように展開していくのか先読みする力、どのように行動すべきか考える力を養うことにより減災を図る。

(2) 地域の防災力の向上を図る

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく、自主防災組織や、事業所はもとより市民一人一人が、自分でできることは何かを考え、それぞれの地域社会で役割を果たすことが必要であるため、市としては、地域・職場の防災のリーダーとなる防災士を養成し、人的な育成を行っている。本市においては、山間部や島嶼部などを抱え地域が孤立することも念頭におき、相互に連携を図りながら地域の防災力を向上させることにより減災を図る。

2 行政の責務と市民の心構え

(1) 市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、防災関係機関等の協力を得て、本計画を実施する責務を有する。

この責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

(2) 消防機関、水防団その他の機関は、市と相互に協力するものとする。

(3) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、法令又は本計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たすものとする。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市や防災関係機関等が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

(5) 市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

また、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得

られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努める。

3 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

(1) 災害に強いまちづくり

ア 地震災害対策の推進

最近では、建物の堅牢化をはじめとし、都市そのものの耐震性は向上しているが、都市機能の集中や危険物等の増加等により、これまでにない地震被害が予測される。したがって、市及び関係機関は、防災の視点で検討を加えたうえで事業を展開し、都市の耐震化・不燃化を推進する。また、避難場所やヘリコプター離着陸場等の整備、上水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業を推進するなど、災害に強い社会基盤の整備を図る。

市民・事業所員は、耐震診断などを通じて家屋の脆弱性を把握するとともに、それに見合った耐震性の強化、屋内の家具・事務機器等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自動販売機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

イ 津波災害対策の推進

津波災害対策の推進にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

① L1津波（比較的発生頻度の高い津波）

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）

② L2津波（最大クラスの津波）

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防ぎよ」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

ウ 風水害対策の推進

近年、集中豪雨の増加に伴い、全国各地で河川の洪水処理能力を超える豪雨災害が頻発しているとともに、内水氾濫による浸水被害が発生している。市街地のドーナツ化現象の進行に伴い、今後さらに水害危険域が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、浸水想定区域内等の避難体制の整備や地下空間、要配慮者利用施設等の管理者による水防活動の推進を図

る。

エ 土砂災害対策の推進

土砂災害は、発生する頻度も高く、砂防施設等のハード的な土砂災害対策を推進するとともに情報の伝達、避難体制の整備等のソフト的な対策の確立を図る。

オ その他の災害対策の推進

本市におけるその他の主な災害としては、近年の危険物等災害、海上災害、突発重大事故や林野火災等があげられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備の推進を図る。

カ 孤立対策の推進

山間部や島嶼部は、土砂災害等により孤立することが懸念される。これらの備えとして、地域における備蓄や自主防災活動の強化、ヘリコプター離着陸場等の整備など、地域防災力の向上を図る。

(2) 災害に強い人づくり

ア 自助能力の向上

大規模な災害においては、人命救助などの行政の緊急活動が行き渡らない可能性が高い。現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくすることから、市民の災害時の役割は極めて重要である。そのため市は、地域や職場等を通じて市民の危機意識の高揚を図り、防災教育や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、市域又は市域外の災害時の防災活動力の向上を図る。

イ 共助能力の向上

近年、核家族化、混住化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、コミュニティの弱体化が進んでいる。また、要配慮者が増加する中で、減災には自助・共助は不可欠であることから、市は市民に対し防災意識の向上を図るとともに、地域単位での自主防災組織等の育成、支援を図る。

また、自発的な防災活動の推進のため、一定地区内の住民等による地区防災計画の策定への支援を行う。

(3) 災害への適切な対応

ア 役割の明確化

市、関係機関、市民・事業所の組織のそれぞれが、「災害時初動マニュアル」の作成等を行い、災害時に、「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

イ 地域防災計画と応援体制の充実

市は、各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

ウ 防災・救助体制の整備

(ア) 防災施設（防災活動拠点施設等）、避難施設、医療施設などの耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医療品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災

活動のための施設・設備の整備を図る。

- (イ) 大規模な事故や災害が発生した場合の速やかな情報収集及び伝達は、効果的な応急対策を実施するうえで不可欠であり、一連の情報収集・伝達システムの整備を推進する。
- (ウ) 要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。
- (エ) 災害の危険が切迫した緊急時の避難対策の充実、要配慮者の安全確保や支援の強化、指定避難所運営マニュアルによる指定避難所運営の強化・充実を図る。

エ 被災者の生活再建や復興対策の充実

各種生活再建支援制度に係る罹災証明書の交付の迅速化や大規模災害からの復興に関する法律の活用による復興対策の整備を図る。

今治市地域防災計画・今治市水防計画

防災基本方針 (防災ビジョン)

基本目標

被害の軽減（減災）を図る

- ・災害の脅威を知る
- ・地域の防災力の向上を図る

行政の責務と市民の心構え

市・防災関係機関・事業者・市民が協力

- ・市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本計画を実施する責務を有する
- ・消防機関、水防団その他の機関は、市と相互に協力する
- ・公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、その責務を果たす
- ・事業者は、事業の継続に努め、市や防災関係機関に協力する
- ・市民は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、備蓄や防災訓練等自発的な防災活動への参加等の防災対策を自ら講ずる

防災施策の大綱

災害に強いまちづくり

- ・地震災害対策の推進
- ・津波災害対策の推進
- ・風水害対策の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・その他の災害対策の推進

災害に強い人づくり

- ・自助能力の向上
- ・共助能力の向上

災害への適切な対応

- ・役割の明確化
- ・地域防災計画と応援体制の充実
- ・防災・救助体制の整備
- ・被災者の生活再建や復興対策の充実

※資料

- 資料 1－1 今治市防災会議条例
- 資料 1－2 今治市防災会議運営要綱
- 資料 1－3 今治市防災会議委員名簿
- 資料 2－1 今治市災害対策本部条例

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 今治市

機関の名称	事務又は業務の大綱
今 治 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画の作成に関する事。 2 南海トラフ地震対策推進計画の策定に関する事。 3 津波からの防護、安全な避難路、津波からの避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置に関する事。 4 地震・津波防災に関する組織の整備に関する事。 5 防災思想・知識の普及に関する事。 6 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定に関する事。 7 自主防災組織の育成指導その他市民の地震災害対策の推進に関する事。 8 防災訓練の実施に関する事。 9 地震・津波防災のための施設等の整備に関する事。 10 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関する事。 11 被災者の救出、救護等の措置に関する事。 12 避難行動要支援者の避難支援対策の促進に関する事。 13 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 14 指定避難所の開設に関する事。 15 消防、水防その他の応急措置に関する事。 16 被災児童生徒の応急教育の実施に関する事。 17 清掃、防疫その他の保健衛生の実施に関する事。 18 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関する事。 19 災害時における市有施設及び設備の点検・整備に関する事。 20 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関する事。 21 緊急輸送の確保に関する事。 22 災害復旧の実施に関する事。 23 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関する事。 24 その他地震・津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関する事。

2 愛媛県

機関の名称	事務又は業務の大綱
愛 媛 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画（地震災害対策編・津波災害対策編）の作成に関すること。 2 地震・津波防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災思想・知識の普及に関すること。 4 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定に関すること。 5 自主防災組織の育成指導その他県民の地震災害対策の推進に関すること。 6 防災訓練の実施に関すること。 7 地震・津波防災のための装備・施設等の整備に関すること。 8 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。 9 被災者の救出、救護等の措置に関すること。 10 避難行動要支援者の避難支援対策の促進に関すること。 11 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項のこと。 12 水防その他の応急措置に関すること。 13 被災児童生徒の応急教育の実施に関すること。 14 清掃、防疫その他の保健衛生の実施に関すること。 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関すること。 16 災害時における県有施設及び設備の点検・整備に関すること。 17 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。 18 緊急輸送の確保に関すること。 19 災害復旧の実施に関すること。 20 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整に関すること。 21 その他地震・津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。
中国四国農政局（愛媛県拠点）	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 4 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 5 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 6 災害時の食料の供給に関すること。 7 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四国森林管理局 愛媛森林管理署	1 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 （ただし、今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）
中国四国産業保安監督部（四国支部）	1 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 2 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 3 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所)	管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。 1 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 2 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められ場合の緊急対応の実施 (オ) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の被災地方公共団体への派遣 3 所掌に係る災害復旧事業に関すること。 4 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 5 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 6 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 陸上輸送に関すること。 (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。 2 海上輸送に関すること。 (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。 (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。
四国地方測量部	1 災害時における報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力に関すること。 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4 国家座標に基づく位置情報の情報基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施に関すること。 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言に関すること。
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象 (地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。) 及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第六管区海上保安本部（今治海上保安部）	1 防災訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び高揚に関すること。 3 調査研究に関すること。 4 警報等の伝達に関すること。 5 情報の収集に関すること。 6 海難救助等に関すること。 7 緊急輸送に関すること。 8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 9 流出油等の防除に関すること。 10 海上交通安全の確保に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 治安の維持に関すること。 13 危険物の保安措置に関すること。 14 広報に関すること。 15 海洋環境の汚染防止に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地）	1 被害状況の把握に関すること。 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。 5 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。 6 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。 7 危険物の保安及び除去に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社（四国支社）	1 郵政業務の運営の確保に関すること。 2 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 4 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 5 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。

《総則》 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
太陽石油株式会社(四国事業所)	1 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること。
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社	1 電力施設等の保全に関すること。 2 電力供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 4 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。
四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)	1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 3 災害時における旅客の安全確保に関すること。 4 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
日本通運株式会社(四国支店今治営業課)、福山通運株式会社(四国福山通運今治支店)、佐川急便株式会社(今治店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)、西濃運輸株式会社(四国西濃運輸株式会社今治支店)	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
日本放送協会(松山放送局)	1 防災知識の普及に関すること。 2 地震・津波情報及びその他地震・津波に関する情報の正確迅速な提供による災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 4 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
日本赤十字社(愛媛県支部)	1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。 3 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 4 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
西日本高速道路株式会社(四国支社)	1 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
本州四国連絡高速道路株式会社(しまなみ今治管理センター)	1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
イオン株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。 2 災害対策用物資の供給に関すること。
一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各関係機関及び会員相互の連絡調整に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案時の協力に関すること。 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、今治シーエーティービー株式会社、株式会社愛媛新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震・津波防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること。 2 地震、津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 3 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 4 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 5 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
四国ガス株式会社（今治支店）	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の保全に関すること。 2 ガス供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
今治市医師会	1 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
今治市歯科医師会	1 検案時の協力に関すること。 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
今治市社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 2 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
公共交通機関 (J R除く。)	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 2 災害時における旅客の安全確保に関すること。
商工会議所等	1 被災商工業者の援護に関すること。 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
一般社団法人 愛媛県建設業 協会今治支部	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。
今治造園建設 業協会	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 2 災害時における公共土木施設の復旧活動の協力に関すること。
今治市管工事 業協同組合等	1 災害時における上下水道の復旧活動の協力に関すること。
土地改良区	1 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
今治コミュニテ ィ放送株式会社	1 災害時における災害緊急放送の実施に関すること。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 共同利用施設等の保全に関すること。 2 被災組合員の援護に関すること。 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
病院等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時の病人等の収容、保護の実施に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設管 理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 施設利用者の安全確保に関すること。 3 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
危険物施設管理者 プロパンガス取 扱者	1 危険物施設等の保全に関すること。 2 プロパンガス等の供給の確保に関すること。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施する。しかし、その対応能力には限界があるため、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業所は、積極的に災害防止に努めなければならない。

《章の体系》

第3章 市民及び事業所の基本的責務	
第1節	市民の基本的責務
第2節	事業所の基本的責務

第1節 市民の基本的責務

1 市民

- (1) 「自らの安全は自らで守る」という防災の基本に立って、食料等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前予防、被害の拡大防止に努める。
- (2) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力する。
- (3) 市及び県が行う防災に関する事業並びに非常時における救援・救助対策に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。

2 自主防災組織の役割

- (1) 地域における災害対策は、自治会を中心とした自主防災組織等のもとで、地域住民が協力し、組織的に行動する。
- (2) 地域の実情に即して自主防災組織の結成を推進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を推進する。

第2節 事業所の基本的責務

- (1) 消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、地震、津波や水害などの各種災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図り、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全を確保するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動への積極的な協力を努める。
- (2) 事業活動にあたって、その事業所としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災

《総則》 3 市民及び事業所の基本的責務

害に強いひとづくりのための最大の努力を払う。

- (3) 災害時において、事業を継続することができる体制の整備を図るとともに、災害応急対策の実施を行う。
- (4) 市及び県が行う防災に関する事業並びに非常時における救援、救助対策に協力し、最大の努力を払う。

第4章 市域の災害環境

《章の体系》

第4章 市域の災害環境	
第1節	自然的条件
第2節	社会的条件
第3節	災害履歴
第4節	地震被害の想定
第5節	「南海トラフ巨大地震」の被害想定

第1節 自然的条件

1 位置、面積等

(1) 位置

本市は、愛媛県北部を占める高縄半島の北東部に位置し、その陸地部と芸予諸島南半分の島嶼部からなる。陸地部は南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島嶼部では北及び西を広島県、東を上島町と接している。島嶼部のうち、大島・伯方島・大三島は、来島海峡大橋、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋で広島県尾道市と結ばれており、また、岡村島から7つの橋で広島県呉市と結ばれている。

(2) 面積

東西 35km、南北 44km で、面積は 419.21 km²である。

2 地形、地質の概要

(1) 地形

土地分類基本調査（「今治東部・今治西部」「三津・土生」「松山北部」国土庁）及び土地分類調査（「西条」経済企画庁）の地形分類図によれば、本市の地形は以下のように示されている。

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかであり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形がみられる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

島嶼部の地形特性は、標高約 100m以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層（ホルンフェルス）や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地（山地）と、その台部にあつて相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く浸食作用により削られた緩傾斜地（丘陵地）、そして海拔 10m以下にあつて複雑な海岸線を埋める湾内堆

積地（低地）、の3地形が明瞭に区別されている。

(2) 地質

本市のうち、陸地部には沖積平野によって分断されるいくつかの山塊があり、それらのほとんど全てが各種の中生代深成岩類からなる。高縄半島と大島は、そのほとんどがすべて深成岩特に花崗岩類によって占められている。特に花崗岩のなかでは新期に属する黒雲母花崗岩が多い。燧灘の四阪群島や比岐島、平市島などは、深成岩類の中でも比較的古い片状花崗岩あるいはさらに古い斑れい岩、片麻岩及びホルンフェルスなどの、陸地部にあまり分布しない古期岩層からなっており、黒雲母花崗岩は全く認められない。

島嶼部は、中央構造線の北側にそって東西に細長く延びる「領家帯」に属す。領家帯の北側は主に広島型花崗岩と領家変成岩より成り、その南帯は主に領家型花崗閃緑岩と領家変成岩より成る。大三島・伯方島などに広く分布する粗～中粒の花崗岩は大部分が広島型に属す。岡村島・大下島・小大下島・大三島の山岳の中腹以上には、広島型花崗岩の上に屋根状に（ルーフペンダントと称する。）領家変成岩のメンバーであるホルンフェルス・結晶質石灰岩がかなり広く分布する。ホルンフェルス・結晶質石灰岩は堆積岩が花崗岩マグマの熱によって熱変成作用を受けたものである。未固結の堆積層としては、第四紀の礫・砂・泥の堆積物が、島嶼の海岸や小河川に沿う平坦部、山麓の緩斜面に小規模に分布している。段丘堆積物は、大三島・伯方島などに狭い範囲に分布している。

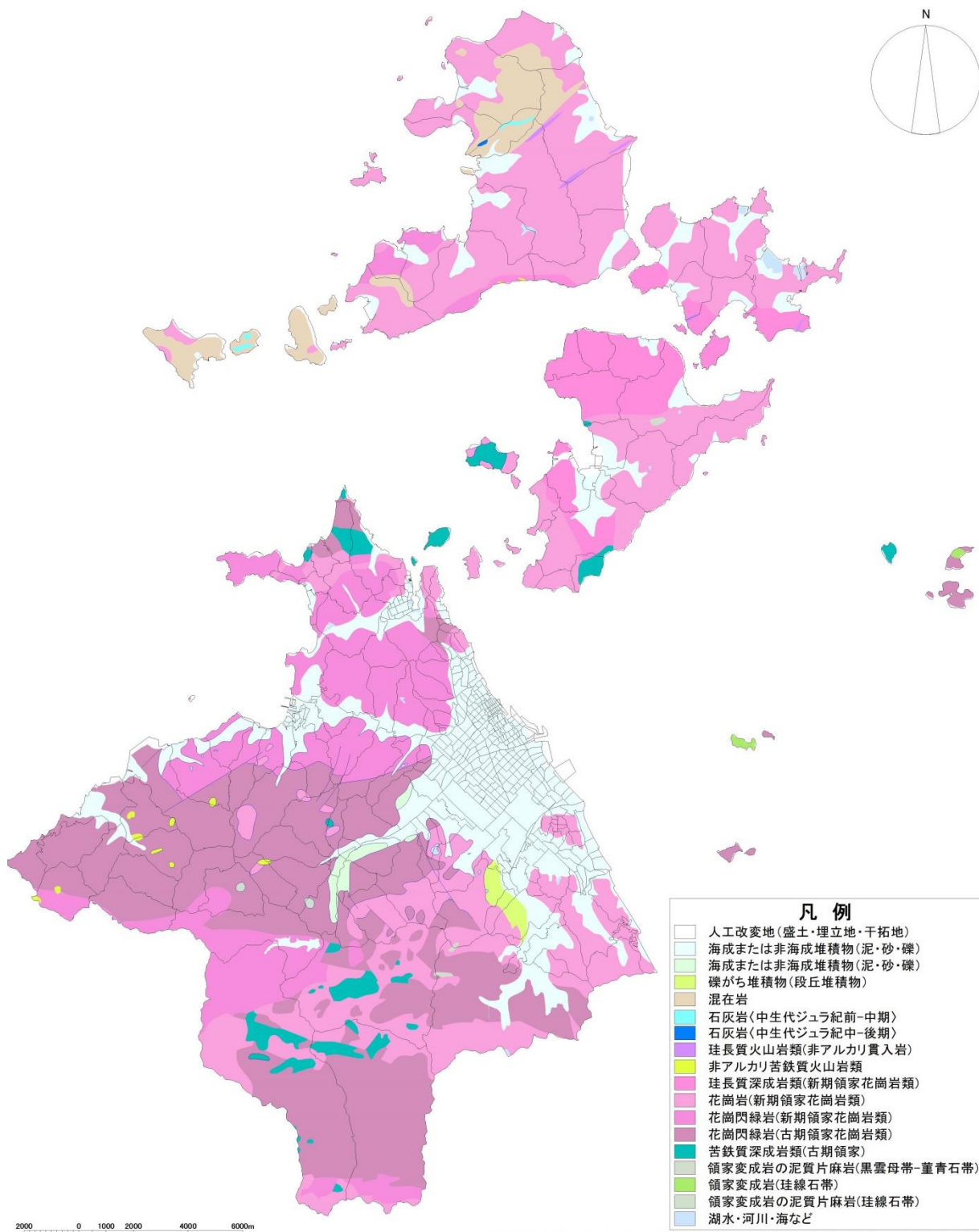


図 表層地質図

3 気象

(1) 気温・降水量

本市付近は、瀬戸内海気候区に属し、温暖小雨の気候である。

平成3年～令和2年の30年間の平年値は16.0℃（今治地域気象観測所）であり、最高気温は平成6年大三島地域気象観測所の38.0℃、最低気温は昭和56年今治地域気象観測所の-6.5℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,325.5mm（今治地域気象観測所）であるが、位置によりばらつきが見られる。日最大降水量は昭和51年玉川地域気象観測所の254mmとなっている。

平年値（1991年～2020年）及び観測史上1位の値 令和4年11月25日現在

観測所	気温			降水量			風速		平均年間 降水日数 (≥1.0mm) (日)	統計開始 年月
	平均 (℃)	観測史上1位		年間 (mm)	観測史上1位		平均 (m/s)	観測史上 1位		
		日最高 (℃)	日最低 (℃)		日 (mm)	日最大 1時間 (mm)		日最大 (m/s)		
今治	16.0	37.7	-6.5	1325.5	240.0	49.5	1.7	14.5	99.7	1976/2～
大三島	15.4	38.0	-6.2	1218.6	207.0	59.0	2.1	19.0	94.4	1976/1～
玉川				1540.2	254	66			103.8	1976/3～

※大三島地域気象観測所の気温に係る統計開始は1978/1～

【資料：気象庁HP】

第2節 社会的条件

1 人口、世帯数

本市の人口は、令和4年3月31日時点において、人口152,532人、75,611世帯である。

人口（国勢調査）の推移については、昭和55年までは一貫して増加傾向を示していたが、昭和60年以降は5年間約3%の減少、平成17年～平成22年の5年間は約4.3%の減少、平成22年～平成27年の5年間は約5.1%、平成27年～令和2年の5年間は約4.1%の減少となっている。

2 土地利用の変遷

旧今治村は平野を中心に市街地が形成されていたが、内陸の国道196号（今治バイパス）付近にまで開発が進み、臨海部でも埋立地などに市街地が拡大し、市街地が連担していった。一方、丘陵部では住宅地開発等が進み、桜ヶ丘団地、五十嵐団地、唐子台団地などの市街地が形成され、現在の様子となった。

都市化に伴い、農地は次第に減少していったが、内陸にはまだ広大な農地が広がっており、山地・丘陵地の山林とともに緑地空間を形成している。

また、今治新都市開発事業が実施され、約172haの市街地が中心市街地の西部の丘陵に

形成されている。

陸地部では他に、波止浜周辺の大規模な埋立て後の宅地化が見られ、軟弱な地盤での災害危険性が高まっている。波方、大西、菊間では、埋立後に、コンビナートなどの危険物施設、造船所などが立地している。

島嶼部は、山地・丘陵地を除く平地はほぼ住宅地又は農地となっており、山地・丘陵地に隣接する住宅地では、土砂災害の危険性が高まっている。

特に、伯方島では塩田から養殖場や池沼に、さらに一部が宅地化された箇所も見られ危険性が高い箇所となっている。吉海の市街地では、田であった低湿地の箇所が宅地に転用され、埋立地の拡大も見られるなど、軟弱な地盤での宅地化による危険性が高い箇所も見られる。さらに、近年では、瀬戸内しまなみ海道の開通に伴い、周辺の造成地や、インター周辺における市街地の形成が進んでいる。

3 交通

(1) 道路

道路網は、松山市から本市を経て西条へ至る一般国道 196 号及び松山市を起点に今治市を経て、広島県尾道市に至る一般国道 317 号があるが、高速道路網としては、松山自動車道から今治小松自動車道を経由して今治湯ノ浦 I C まで、及び瀬戸内しまなみ海道により、今治 I C から広島県尾道市の西瀬戸尾道 I C までが結ばれている。

さらに、安芸灘とびしま海道により、岡村島から岡村大橋、中ノ瀬戸大橋、平羅島、豊浜大橋、豊島大橋、蒲刈大橋、有料道路の安芸灘大橋で呉市川尻町の一般国道 185 号まで結ばれている。

(2) 鉄道

J R 予讃線が海岸沿いを走っており、松山方面及び高松・岡山方面と結ばれている。

(3) 港湾

今治港からは周辺島嶼部を結ぶフェリー・高速船が就航している。また、今治港富田地区には船舶の大型化や貨物のコンテナ化に対応した多目的国際ターミナルが整備されており、釜山との間に定期コンテナ航路が開設されている。

4 建物状況

住宅・土地統計調査（平成 30 年）によれば、本市における居住世帯のある住宅 65,550 戸のうち、約 70.4%が木造戸建住宅であり、そのうちの約 43.6%が昭和 55 年以前に建築された住宅となっている。

第3節 災害履歴

今治市に関する詳細な地震災害資料があるものは、昭和 21 年に発生した「南海地震」及

び平成13年芸予地震である。

(1) 南海地震（1946年）

昭和21年（1946年）12月21日午前4時19分、和歌山県の熊野灘で発生した地震は、東海、近畿、中国、四国などの各地に大きな被害をもたらした。

- ・発 生 日：1946年12月21日 04時19分
- ・震 源：南海道沖 北緯33.03° 東経135.62°
- ・地震規模：M8.0
- ・震源の深さ：20 km
- ・震 度：震度5（香川県高知県、徳島県、和歌山県）、4（愛媛県）

【出典：宇佐美龍夫「新編日本被害地震総覧（1996年8月）東京大学出版会」】

愛媛県における被害

署 別	死 者	傷 者	全壊家屋	半壊家屋	道路損壊
今 治	1	—	6	4	—
松 山	5	7	19	103	1
松山西	7	3	15	38	—
壬生川	7	9	456	1,135	—
西 条	1	3	62	69	28
新居浜	—	4	3	173	—
三 島	—	—	6	—	—
郡 中	6	2	564	3,320	1
大 洲	—	—	2	5	—

【資料：南海道大地震調査概報】

(2) 平成13年芸予地震（2001年）

平成13年（2001年）3月24日午後3時27分頃に安芸灘を震源として発生し、広島県では震度6弱を観測、広島県と愛媛県を中心とする中国・四国地方に被害をもたらした。

- ・発 生 日：2001年3月24日 15時27分
- ・震 源：安芸灘 北緯34.1° 東経132.7°
- ・地震規模：M6.7（平成13年4月23日 M6.4からM6.7に修正）
- ・震源の深さ：46 km
- ・震 度：震度5強（今治市）
- ・市内の被害状況

人的被害：負傷者11人

住家被害：全壊1棟（6世帯）、半壊18棟、一部損壊6,159戸

被害額：民家住家約31億円、公共施設約15億円（推定）

【出典：内閣府「平成13年（2001年）芸予地震について（平成15年9月）」】

第4節 地震被害の想定

愛媛県では、県内に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図ること等を目的に、平成24～25年度に地震被害想定調査を行った。被害想定の結果は、次のとおりである。

1 想定地震

被害想定における想定地震は、次のとおりである。

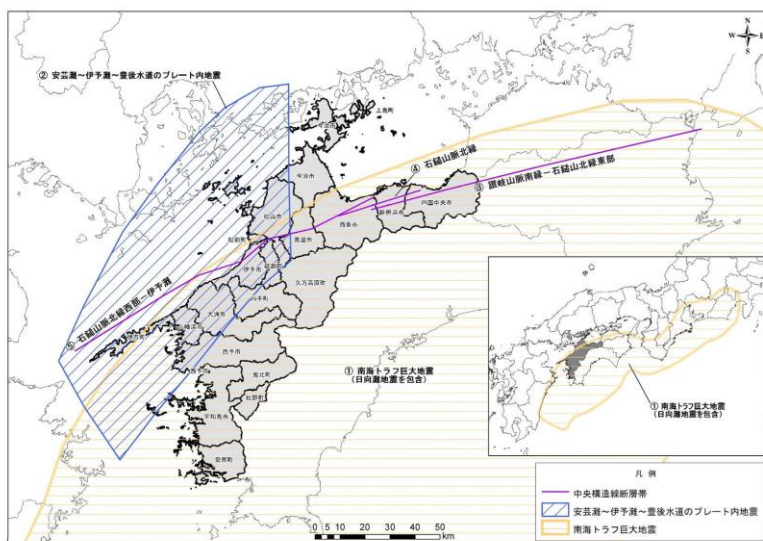
【海溝型地震】

- ① 南海トラフ巨大地震（基本、陸側、西側、東側の4ケース）
- ② 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側、南側それぞれ各2ケース）

【内陸型地震】

- ③ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ④ 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）
- ⑤ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（2ケース）

想定地震位置図



2 想定結果

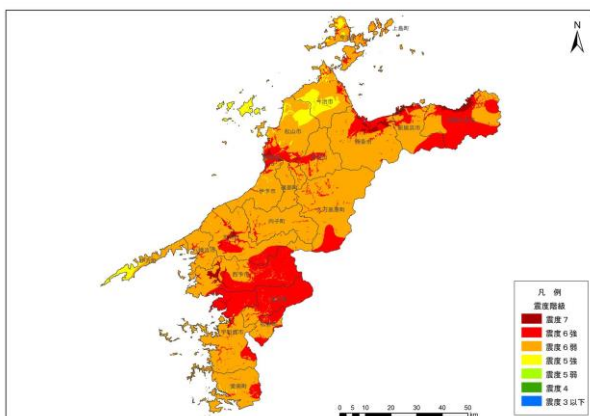
(1) 地震動

各想定地震（重ね合わせた最大クラス）における震度の予測結果を次に示す。

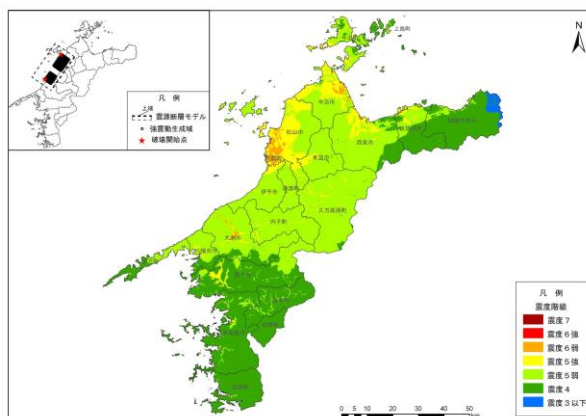
各想定地震における本市域の最大震度

	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震②北側	想定地震②'南側	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
最大震度	6強	6弱	5強	6弱	6弱	6強

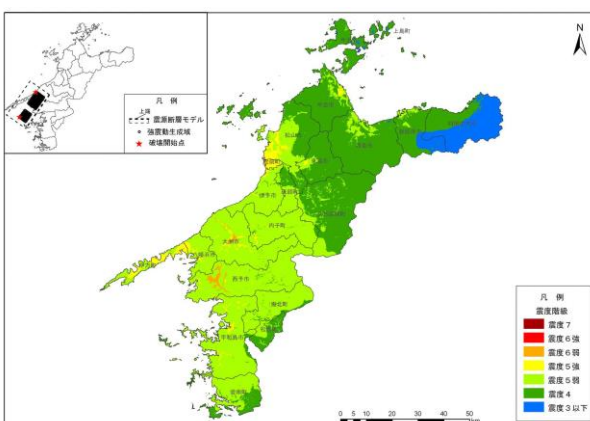
①南海トラフ巨大地震の震度分布（5ケースの重ね合わせ）



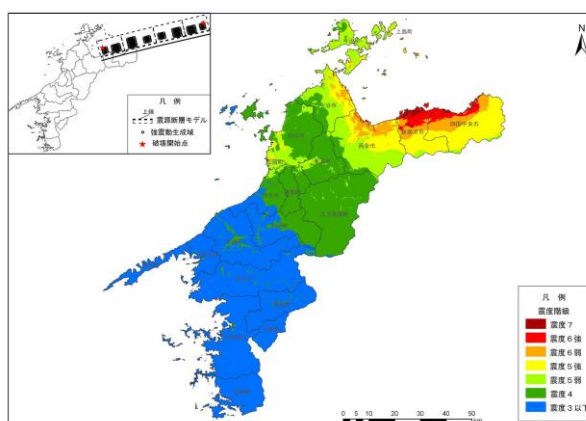
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（北側）の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



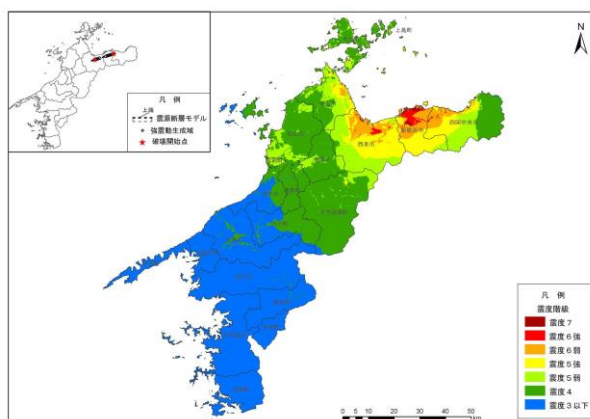
②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（南側）の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



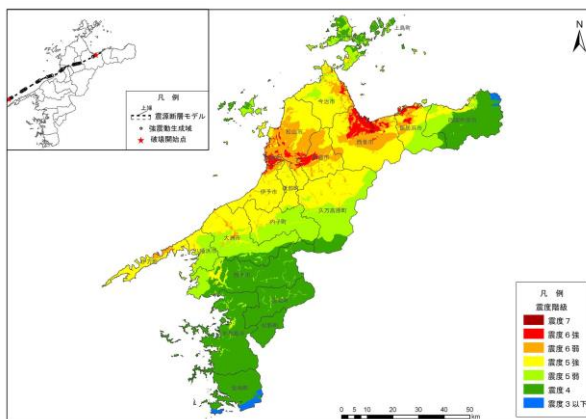
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



④石鎚山脈北縁の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



(2) 被害の概要

愛媛県全体での被害の概要は、次のとおりとなっている。

なお、本市において最も大きな被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震（陸側ケース）となっており、本市における被害の概要については、「第5節「南海トラフ巨大地震」の被害想定」に示す。

各想定地震における愛媛県全体での被害の概要

	南海トラフ 巨大地震 (陸側ケース)	安芸灘～伊予灘 ～豊後水道の プレート内地震	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北縁東部 の地震	石鎚山脈北縁の 地震	石鎚山脈北縁西部 ～伊予灘の地震
建物全壊棟数	60,121 棟	6,029 棟	57,210 棟	38,478 棟	
揺れ	12,469 棟	466 棟	28,851 棟	15,926 棟	19,571 棟
液状化	7,595 棟	5,339 棟	4,627 棟	3,259 棟	6,573 棟
土砂災害	392 棟	170 棟	50 棟	30 棟	296 棟
津波	28,876 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
火災	10,789 棟	53 棟	23,682 棟	19,288 棟	35,326 棟
死者数	9,152 人	41 人	2,374 人	1,491 人	1,202 人
建物倒壊	734 人	27 人	1,618 人	930 人	1,139 人
土砂災害	32 人	14 人	4 人	2 人	24 人
津波	8,277 人	0 人	0 人	0 人	0 人
火災	159 人	0 人	751 人	558 人	39 人
負傷者数	9,159 人	1,531 人	11,223 人	6,705 人	15,757 人
建物倒壊	8,565 人	1,513 人	10,939 人	6,492 人	15,686 人
土砂災害	39 人	17 人	5 人	3 人	30 人
津波	419 人	0 人	0 人	0 人	0 人
火災	136 人	0 人	279 人	273 人	41 人
上水道断水人口 (1週間後)	266,859 人	30,657 人	233,603 人	135,493 人	338,539 人
下水道支障人口 (1週間後)	124,264 人	44,605 人	45,350 人	32,781 人	70,981 人
停電軒数 (1週間後)	20,688 軒	0 軒	188 軒	126 軒	982 軒
固定電話不通回線 数(1週間後)	13,289 回線	0 回線	4,550 回線	13,275 回線	6,665 回線
都市ガス供給停止 戸数(1週間後)	7,980 戸	3,462 戸	1,220 戸	578 戸	36,520 戸
避難者数 (1週間後)	136,191 人	18,150 人	112,606 人	69,538 人	165,917 人
帰宅困難者数	142,726 人	142,222 人	122,635 人	122,635 人	144,222 人
仮設住宅必要世帯数	11,973 世帯	1,861 世帯	14,167 世帯	9,815 世帯	16,835 世帯
災害廃棄物発生量	260.5 万 t	52.9 万 t	405.2 万 t	260.5 万 t	405.9 万 t
要配慮者(指定避 難所内)(1週間後)	22,030 人	1,897 人	13,070 人	8,334 人	18,156 人
経済被害額	5.79 兆円	1.14 兆円	3.94 兆円	2.52 兆円	5.02 兆円

※各想定地震における被害が最大になるケースを掲載

※想定条件 人的被害：冬深夜、人的被害以外：冬18時、強風時

3 活断層及び海溝型地震の長期評価結果

地震調査研究推進本部(本部長 文部科学大臣)では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震(海溝型地震)や活断層で起きる地震について地震発生

確率値（歴史記録や調査研究等から分かった過去の地震活動記録を統計的に処理し、「今後ある一定期間内に地震が発生する可能性」を確率で表現したもの）を含む長期評価結果を公表している。

愛媛県に係る活断層及び海溝型地震の長期評価結果の概要は、次のとおりである。

(1) 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和5年（2023年）1月1日）

（陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率等）

断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層に おける相対的評価 ※1		地震発生確率			地震後 経過率 ※2	平均活動間隔
		ランク	色	30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁東部区間)	7.7程度	Aランク		1%以下	2%以下	6%以下	0.6以下	900年-1,200年 16世紀以後
中央構造線 断層帯 (讃岐山脈南 縁西部区間)	8.0程度 もしくは それ以上	Aランク		ほぼ0% ～0.4%	ほぼ0% ～0.8%	ほぼ0% ～3%	0.2-0.5	約1,000年 -1,500年 16世紀以後 -17世紀以前
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁区間)	7.3程度	Zランク		0.01%以下	0.03%以下	0.1%以下	0.4以下	約1,500年 -1,800年 15世紀以後
中央構造線 断層帯 (石鎚山脈北 縁西部区間)	7.5程度	S*ランク		ほぼ0% ～12%	ほぼ0% ～20%	ほぼ0% ～40%	0.2-0.9	約700年 -1,300年 15世紀以後 -18世紀以前
中央構造線 断層帯 (伊予灘区間)	8.0程度 もしくは それ以上	Zランク		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.04-0.1	約2,900年 -3,300年

【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】

(2) 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和5年（2023年）1月1日）

（海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率）

領域又は地震 名	長期評価で予想 した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率 ※2	平均発生間隔 (上段)
		10年 以内	30年 以内	50年 以内		最新発生時期 (下段：ポアソン過程を 適用したものを除く。)
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～ 80%	90%程度も しくはそ れ以上	0.87	次回までの 標準的な値88.2年 77.0年前
安芸灘～伊予灘 ～豊後水道の プレート内地震	6.7～7.4	20%程度	40%程度	60%程度	—	約60.3年 —

(※1) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記。

(※2) 地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

【出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（地震調査研究推進本部）】

第5節 「南海トラフ巨大地震」の被害想定

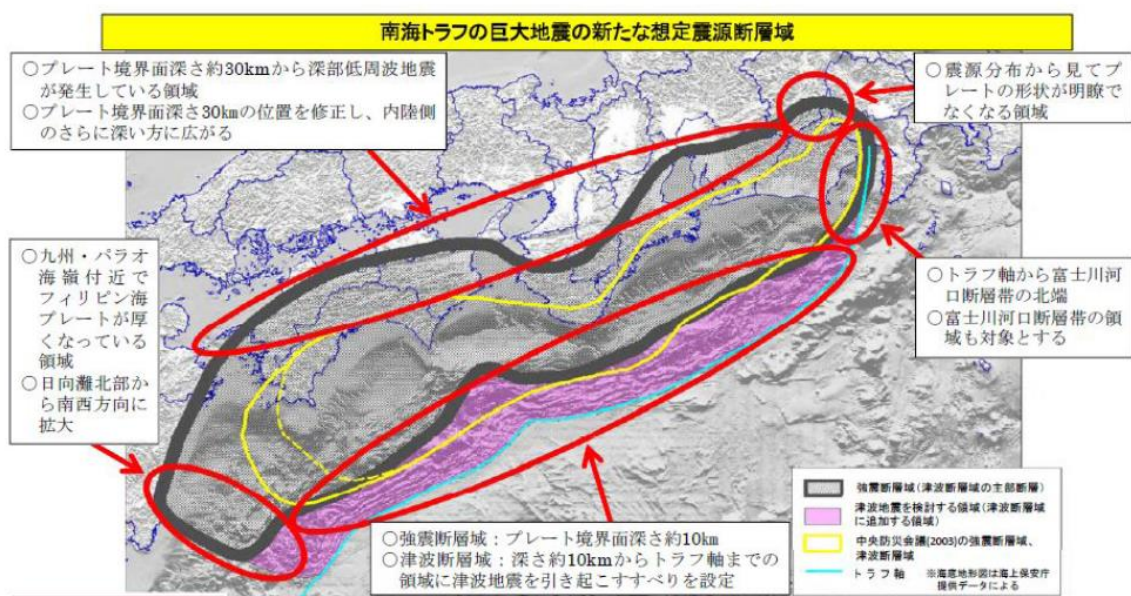
1 南海トラフ巨大地震想定（内閣府）

内閣府は、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計した。

この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

（平成24年8月29日内閣府公表）

「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域

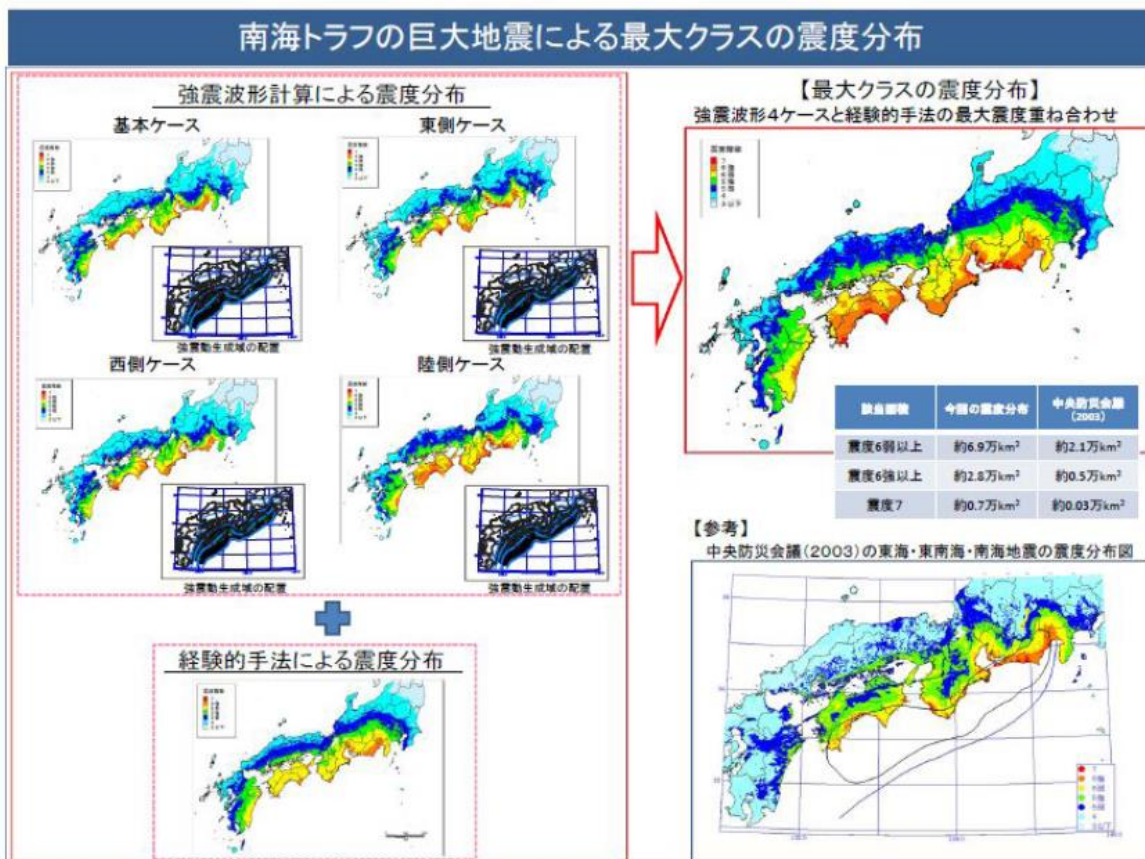


地震の規模(確定値)

	南海トラフの 巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの 巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

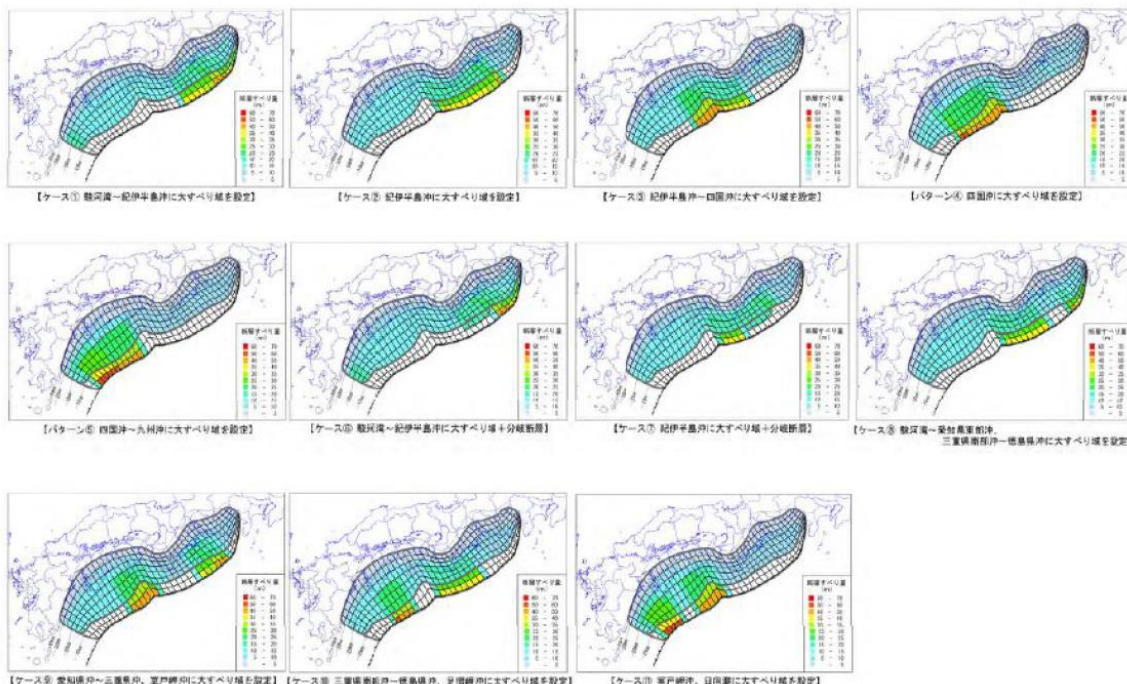
「南海トラフの巨大地震」による震度分布

第1部
総則



「南海トラフ巨大地震」の津波断層モデル

津波断層モデルのすべり量の設定



愛媛県における「南海トラフ巨大地震」による震度分布・津波高

	最大震度	最大津波高(m)	平均津波高(m)	津波到達時間(分) (津波高+1m)	浸水面積(ha)					
					1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
松山市	6強	4	3	137	850	660	320	70	*	—
今治市	6強	4	3	不明	1,230	980	470	190	*	—
宇和島市	7	13	7	29	630	590	500	380	60	—
八幡浜市	6強	11	8	56	230	220	190	160	50	—
新居浜市	7	4	4	不明	880	680	310	90	*	—
西条市	7	4	4	不明	2,100	1,750	1,070	360	*	—
大洲市	7	5	4	141	90	80	50	30	—	—
伊予市	6強	5	4	118	240	190	60	20	—	—
四国中央市	7	4	4	不明	450	350	190	40	—	—
西予市	7	11	7	53	150	140	120	90	20	—
東温市	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上島町	6強	4	3	不明	80	70	50	30	—	—
久万高原町	6強	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松前町	6強	5	5	133	440	370	130	*	—	—
砥部町	6強	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内子町	6強	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊方町	6強	21	6	46	180	170	140	100	20	—
松野町	6強	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鬼北町	6強	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛南町	6強	17	10	19	480	470	420	330	110	—

—：浸水なし *：10ha未滿

愛媛県における「南海トラフ巨大地震」による被害想定（最大被害となるケースを掲載）

【人的被害】死者数（地震動：陸側ケース、津波ケース⑤、冬深夜、風速8m/s）

愛媛県	建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒・屋外落下物	合計
	約6,000人	約2,700人	約40人	約400人	—	約9,200人

【建物被害】全壊棟数（地震動：陸側ケース、津波ケース⑤、冬18時、風速8m/s）

愛媛県	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
	約96,000棟	約6,800棟	約15,000棟	約400棟	約49,000棟	約168,000棟

2 愛媛県地震・津波被害想定（平成 24～25 年度）

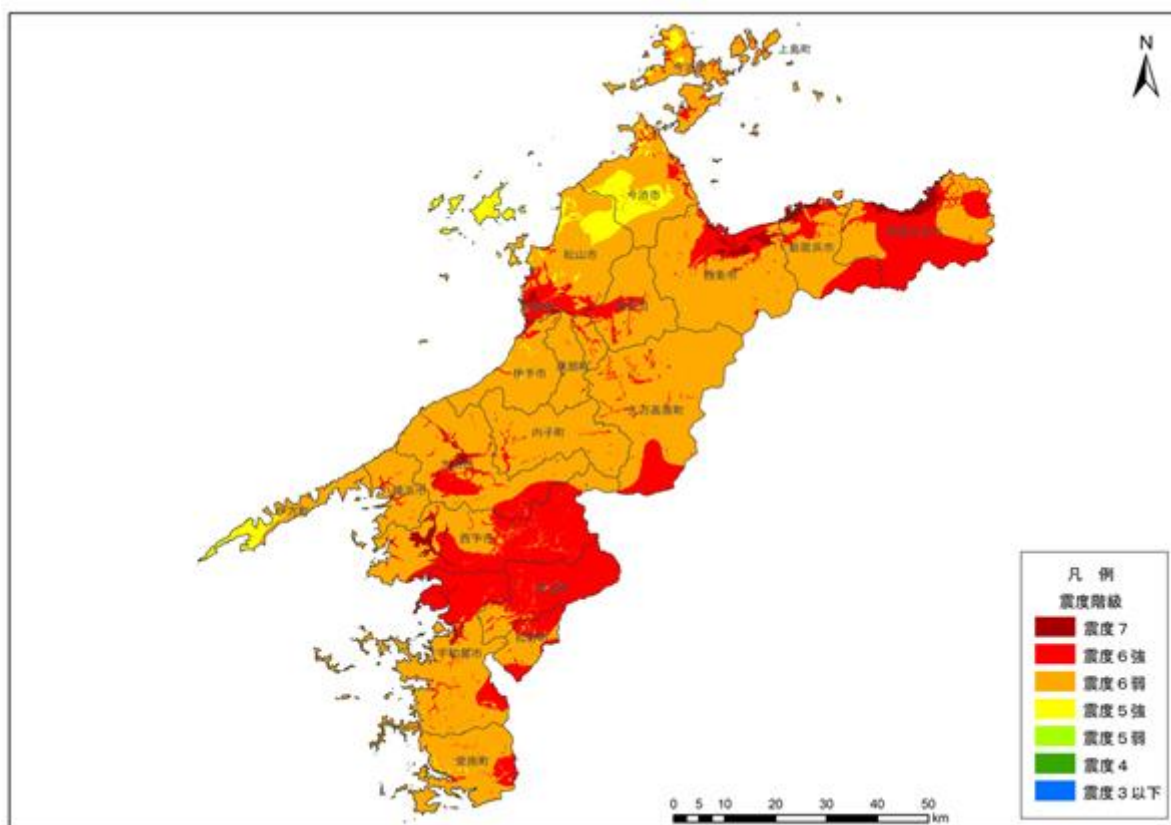
愛媛県では、平成 25 年 3 月第一次報告として、国の南海トラフ巨大地震による被害想定結果を踏まえ、県が阪神淡路大震災を受けて平成 13 年度に実施した地震被害想定調査を見直し、本県に大きな影響を及ぼす「南海トラフ巨大地震」について、最新の知見やデータをもとに、震度分布、液状化危険度、土砂災害危険度、津波高・津波浸水等の推計を行っている。

また、平成 25 年 12 月最終報告として、第一次報告における最大クラスの震度分布・津波浸水想定等を基に、人的・物的・経済等の被害の推計を行っている。

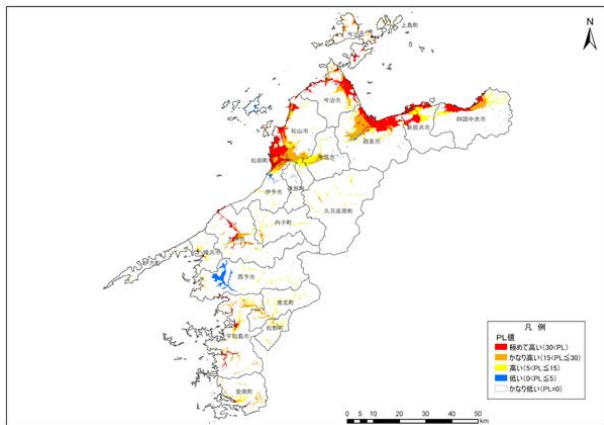
上記の地震のうち、本市に最も大きな被害をもたらす地震は「南海トラフ巨大地震」と想定されており、被害想定の結果は次のとおりとなっている。

■南海トラフ巨大地震による震度分布（第 1 次報告）

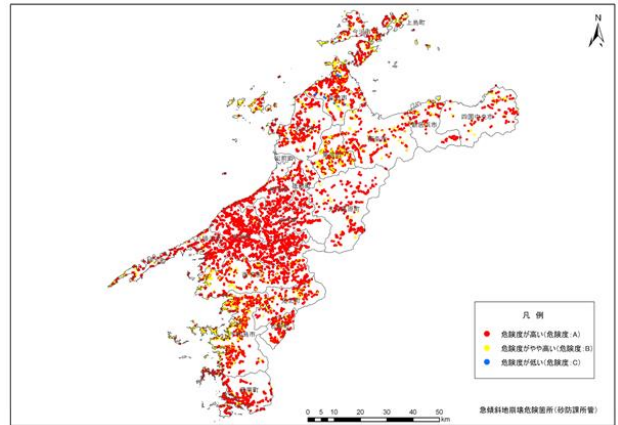
※基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケース、経験的手法の 5 ケースの重ね合わせ



■南海トラフ巨大地震による液状化危険度・土砂災害危険度（第1次報告）

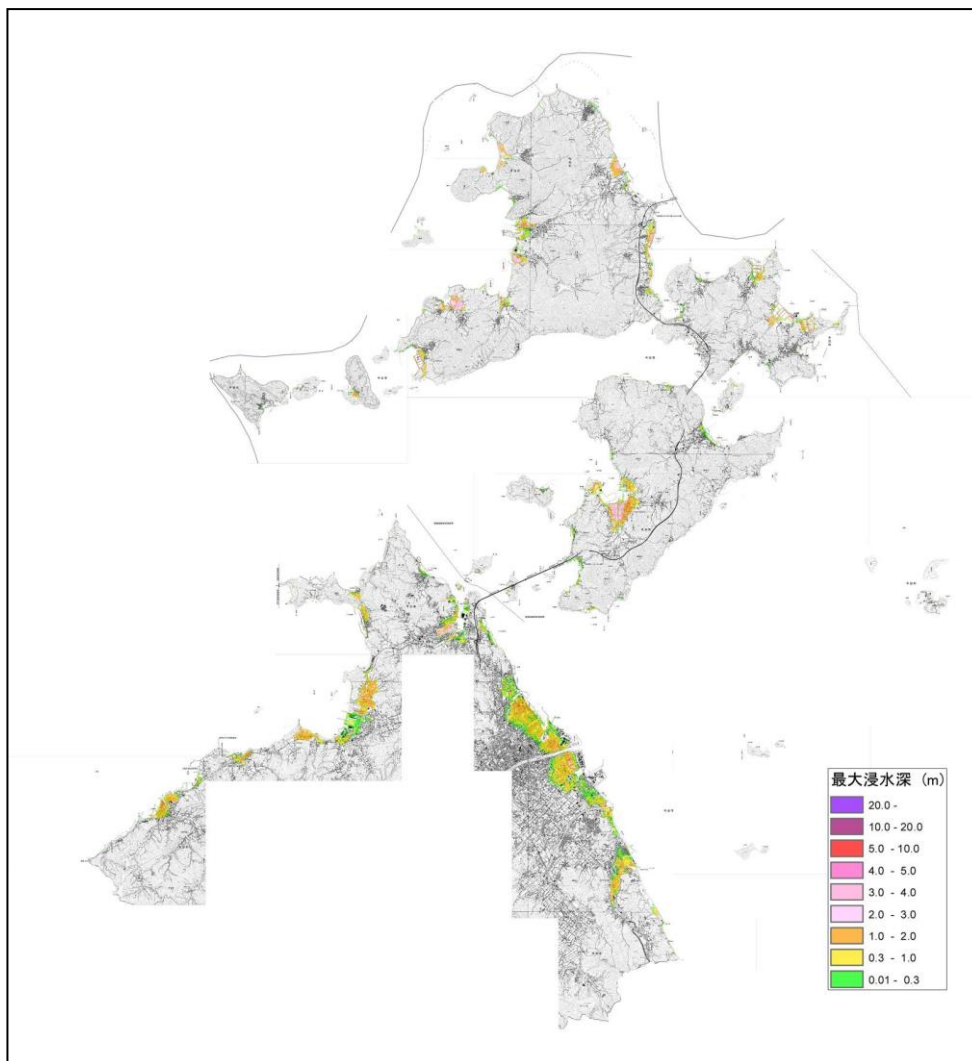


液状化危険度
(PL値：5 ケース重ね合わせ)



急傾斜地崩壊危険箇所危険度
(5 ケース重ね合わせ)

■南海トラフ巨大地震による最高津波水位（最大クラスの津波）（第1次報告）



【資料：愛媛県津波浸水想定図】

■本市の被害が最大となる地震ケースの被害想定（最終報告）

被害	原因	全壊	半壊
建物 (冬 18 時強風時)	揺れ (棟数)	5,764	18,249
	液状化 (棟数)	1,843	3,298
	土砂災害 (棟数)	32	75
	津波 (棟数)	480	5,203
	地震火災 (焼失棟数)	978	—
	合計 (棟数)	9,097	26,825
被害	原因	死者数	負傷者数
人 (冬深夜強風時)	建物倒壊 (人)	351	4,601
	土砂災害 (人)	3	3
	津波 (人)	284	50
	火災 (人)	3	7
	合計	641	4,661
被害	ライフライン名	直後	1 週間後
ライフライン (冬 18 時強風時)	上水道 (断水人口) (人)	156,320	133,538
	下水道 (支障人口) (人)	56,221	16,141
	電力 (停電軒数) (軒)	79,850	7,326
	通信 (不通回線数) (回線)	99,922	3,529
	都市ガス (支障戸数) (戸)	13,637	11,405
被害	項目	1 日後	1 週間後
避難者数	避難者合計 (人)	40,306	44,630
	うち指定避難所避難者数 (人)	26,156	25,637
被害	項目	被害数	
その他	帰宅困難者数 (人)	17,899	
	仮設住宅必要数 (世帯)	1,929	
	災害廃棄物発生量 (万 t)	71	
	指定避難所内要配慮者 (人)	6,187	

※被害が最大となる地震ケースは、南海トラフ巨大地震陸側ケース。

■愛媛県災害廃棄物処理計画による本市の災害廃棄物発生想定量（南海トラフ巨大地震陸側ケース）

被害項目	可燃物	不燃物	可燃物 + 不燃物	津波 堆積物	合計
災害廃棄物発生量 (万 t)	28	140	168	34	202

【出典：愛媛県災害廃棄物処理計画 平成 28 年 4 月 愛媛県】

第2部 災害予防計画

第1章 防災思想・知識の普及

《基本的な考え方》

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、市をはじめ防災関係機関の努力はもちろん、市民もまた行政と一体となって自らの予防措置を講じ、災害時にも落ち着いて適切な行動がとれるようにする必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、今治市防災アセスメント調査及び愛媛県地震津波被害想定調査の結果（以下「防災アセスメント結果」という。）等を踏まえ、職員に対して、防災アセスメント結果及び防災知識の周知とともに相互の密接な連絡体制の確保に努める。また、市民に対しては、自主防災思想並びに防災アセスメント結果に基づく災害危険性についてわかりやすく広報及び普及活動を行い、自主防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

《計画の体系》

第1章 防災思想・知識の普及	
第1節	市職員に対する教育
第2節	教職員及び児童生徒に対する教育
第3節	市民に対する防災知識の普及
第4節	関係機関の活動
第5節	企業防災の推進

第1節 市職員に対する教育

市職員は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について常に自己啓発に努めるとともに、職員研修、講演会、防災のマニュアル等の手段をもって、防災知識の周知を図る。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 市地域防災計画と地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にすべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にすべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における地震防災対策
- (7) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援

(8) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)及び(5)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2節 教職員及び児童生徒に対する教育

市教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が地震・津波災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震・津波災害に関する基礎知識を修得させるとともに、地震・津波発生時の対策（避難場所、避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波災害について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル習得の指導を行う。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

第3節 市民に対する防災知識の普及

地震・津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地震、津波災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、広報紙等を通じ周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

1 一般啓発

(1) 地震に関する啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 防災アセスメント結果に基づく危険性
- エ 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 防災関係機関等が講ずる防災対策に関する知識
- カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ク 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ケ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- コ 応急手当等看護に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ 防災士の活動等に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴う地震動及び津波に関する知識（地震被害想定調査等）
- チ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- ツ 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- テ 災害時の家族内の連絡体制の確保

(2) 津波に関する啓発の内容

- ア 津波に関する基礎知識
 - (ア) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - (ウ) 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては1日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など
- イ 津波警報等に関する知識
- ウ 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
 - (ア) 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - (イ) 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること

- (ウ) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと など
- エ 防災関係機関等が講ずる津波防災対策に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 津波浸水予測範囲に関する知識
- キ 津波想定の不確実性
 - (ア) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - (イ) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - (ウ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有りうること
 - (エ) 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- ク 避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ケ 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭における防災対策に関する知識
- コ 応急手当等看護に関する知識
- サ 避難生活に関する知識
- シ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ス コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ 防災士の活動等に関する知識

(3) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、資料映像等の利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 防災訓練の実施
- カ インターネット（ホームページ）の活用
- キ 各種ハザードマップの利用
- ク 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

2 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震・津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震・津波防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を地震・津波災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて地震・津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を推進する。

4 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップ等の作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第4節 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震・津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者等は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第5節 企業防災の推進

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時に事業を継続することができる体制を整備し事業継続計画を策定するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

また、市は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第2章 自主防災組織活動

《基本的な考え方》

市民は、「自らの安全は自らで守る（自助）」という考えを持ち、自らが災害及び防災に関する知識をもち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

また、このことは、市民が相互に協力し（共助）、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的となる。

このため、市は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、活動指針を示す。

《計画の体系》

第2章 自主防災組織活動	
第1節	市民の果たすべき役割
第2節	自主防災組織の育成強化
第3節	地域における自主防災組織の果たすべき役割
第4節	自主防災組織と消防団等との連携
第5節	事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）
第6節	地区防災計画の策定

第1節 市民の果たすべき役割

市民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

(1) 地震に対する防災対策

- ア 地震防災に関する知識の修得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- オ かけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- カ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講ずる。
- キ 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防

ぐための対策を講ずる。

- ク 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- ケ 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をする。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出) また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をする。
- コ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- サ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- シ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- ス 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- セ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- ソ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- タ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

(2) 津波に対する防災対策

- ア 津波防災に関する知識の修得に努める。
- イ 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や津波からの避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- オ 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- キ 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出) また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- ク ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- ケ 市や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- コ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- サ 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。

シ 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。

ス 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼びかけを行う。
- (4) 避難のため家を空ける際、ブレーカー・ガスの元栓等の安全チェック、施錠を行う。
- (5) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (6) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (7) 自力による生活手段の確保を行う。
- (8) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (9) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (10) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (11) 指定避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所が円滑に運営するよう努める。

3 津波警報等発表時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な避難を実施するとともに、近隣住民への呼びかけを行う。
- (3) 津波警報等が解除されるまでは、津波からの避難場所等の高台にとどまる。
- (4) 自動車による避難は原則行わない。
- (5) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う場合は、津波到達時間内での活動とするなどあらかじめ定めた行動ルールに従う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

第2節 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の結成を積極的に推進し、様々な支援策を提供することにより、防災意識の高揚を図り、災害時における防災活動の実践組織としての育成強化を進める。

特に、防災アセスメント結果より大きな被害が想定される地域においては、自主防災組織の結成と育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進する。

なお、市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、女性の参画促進にも配慮した防災リーダーの育成に努める。また、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

1 自主防災組織の育成強化の推進

災害から市民の生命・身体及び財産を保護するためには、行政機関はもとより、防災関係機関が総力をあげ対策を講ずる必要があるが、同時に市民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感と共助の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することがより有効な防災対策となる。その体制の構築、維持、発展のため、地区自治会ごとに防災会事務局を設置する。

2 防災会事務局の役割

防災会事務局は事務局長（地区自治会長）及び役員（地区自治会役員）でこれを構成し、地区内での自主防災組織立上げのための活動、あるいは協力を行う。また、合同訓練、合同研修会の企画、実施など、各自主防災組織の維持、発展のための事務局としての役割を担う。

3 自主防災組織の編成

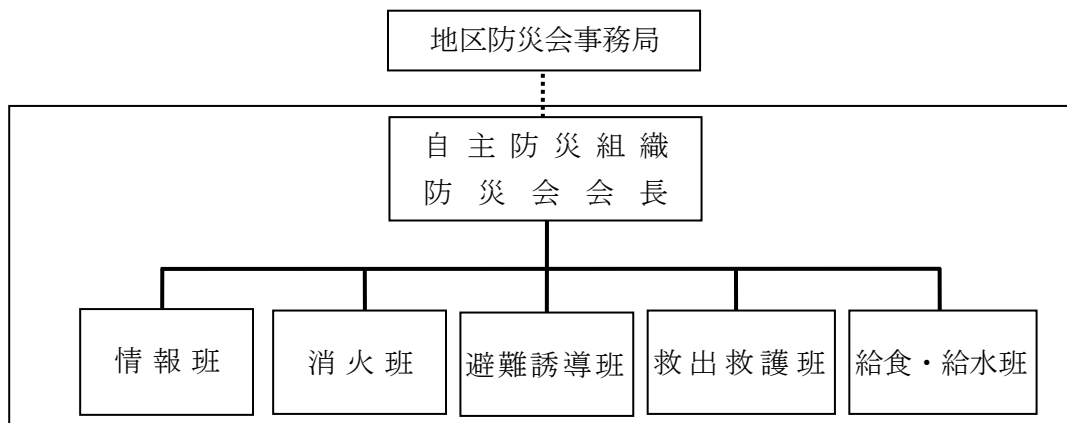
(1) 組織の構成単位

住民が連帯意識を強くもって、かつ迅速に防災活動を行うことができる自治会等の単位を原則とする。ただし、特別な地域事情がある場合には、住民が日常的な生活圏域として一体性を持っている地区単位での構成もこれを認める。

(2) 組織の編成

自主防災組織の編成は、おおむね次のとおりとする。

自主防災組織編成表



(3) 組織の任務分担

自主防災組織の任務分担は、次のとおりとする。

なお、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

自主防災組織任務分担表

区分	任 務		
会 長 副会長	[平常時] ○年間防災計画、規約の作成、組織の役割の明確化 ○市との連絡、資機材の総括 [災害時] ○役割分担の確認 ○各班の活動の統制		
構成員	班	[平常時]	[災害時]
	情報班	○災害知識の普及 ○研修会の開催 ○情報収集、伝達訓練の実施	○災害情報の住民への広報 ○被害状況及び必要な情報の把握 ○市、消防機関との緊急連絡
	消火班	○出火防止の啓発 ○火気器具の保管・管理、ガスボンベの転倒防止の呼びかけ ○初期消火訓練の実施	○出火防止及び初期消火活動 ○消防機関への協力
	救出救護班	○地域の要配慮者の確認 ○救出・救護訓練（応急手当）の実施	○負傷者の把握 ○救出活動、救急処置 ○要配慮者の安全確保
	避難誘導班	○避難経路の確認、危険箇所の把握 ○避難誘導訓練の実施	○避難誘導、避難場所における秩序の維持 ○市との連絡、避難情報の伝達
	給食・給水班	○家庭内備蓄の呼びかけ ○炊出し、給水訓練の実施	○炊出し ○食料、物資の調達、配分

4 自主防災組織の育成計画

自主防災組織の育成計画については、別途定める。

第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、市民一人一人の日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項： ① 平常時における防災対策

- ② 災害時の心得
- ③ 自主防災組織が活動すべき内容
- ④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校等と有機的な連携を図る。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては、通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

ア 情報の収集、伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出、救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 炊出訓練

カ 指定避難所運営訓練

災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓練を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、市民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、「防災点検の日」を設けて、定期的に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備、点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講ずることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時に直ちに使用できるようにする。

(5) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(6) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を示す地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布するこ

とにより、住民一人一人の防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図る。

(7) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳

(8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(9) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(10) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

2 地震発生時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ア 連絡をとる防災関係機関
- イ 防災関係機関との連絡のための手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

(3) 救出、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材等を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難指示が出された場合には、組織メンバーに対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所又は指定避難所に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ

(ウ) 河川、海岸地域……………決壊、浸水、津波

避難誘導にあたっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

イ 避難するときは、必要なもののみ携帯するよう注意する。

ウ 避難行動要支援者に対しては、組織メンバーの協力のもとに避難させる。

エ 自主的な指定一般避難所運営を行う。

(5) 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 津波警報等発表時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、津波警報等や防災関係機関の提供する津波に関する情報を収集し、地域住民に迅速かつ正確に伝達するために、あらかじめ次の事項を定めておく。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 避難の実施

市長、警察官等から避難指示が出された場合には、組織メンバーに対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に津波からの避難場所に誘導することが必要であるため、あらかじめ次の事項を定めておく。

ア 事前に津波避難経路を定める。避難経路は1ルートだけでなく複数の避難経路を検討しておく。

イ 避難するときは、必要なもののみ携帯するよう地域住民に周知する。

ウ 要配慮者の避難のため、組織メンバーによる協力体制を整備する。

(3) 救出、救護活動の実施

救出・救護活動を行う場合は、津波到達時間内での活動とするなど、行動ルールについてあらかじめ定める。

第4節 自主防災組織と消防団等との連携

自主防災組織は地元消防団へ訓練等の協力を求め、資機材の取扱いの指導を受ける。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

1 平常時の実施事項

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 地震発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用に努める。
- (5) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (6) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (7) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (8) 地域の防災対策について、地域住民や自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (9) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力

するよう努める。

(10) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。

(11) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。

(12) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

(13) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

(14) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 災害時の実施事項

(1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。

(2) 地域住民や自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

(3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

(4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

(5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県・市等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

3 事業者の啓発、情報提供等

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、市は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

(3) 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第6節 地区防災計画の策定

1 地区防災計画の目的

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、本計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが

連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする。

また、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が、計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることを目的とする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができるものとする。

(計画内容の例)

- ① 計画の名称
- ② 計画の対象範囲（位置・区域）
- ③ 基本方針（目的）
- ④ 防災訓練
- ⑤ 物資及び資材の備蓄
- ⑥ 地区居住者等の相互の支援
- ⑦ 活動目標（指標等）
- ⑧ 長期的な活動予定
- ⑨ その他地区の特性に応じて必要な事項等

3 計画提案の手続き

(1) 市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法は、以下のとおりとする。

- ア 市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として本計画に規定する。
- イ 地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市防災会議が、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

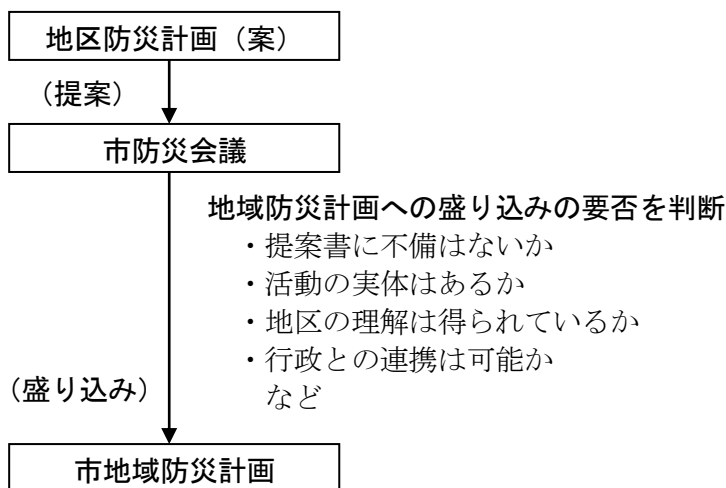
(2) 計画提案の流れ

- ア 計画提案を行うためには、当該地区において防災活動を行う地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成し、市防災会議に提案する。計画提案にあたっては、以下の点に留意することが必要である。
 - (ア) 地区防災計画では、実際に活動体制が機能し、活動の実効性があるよう努めることが必要。
 - (イ) 計画提案にあたっては、当該地区の地区居住者等であることを証明するために住民票、法人の登記事項証明書等が必要（災害対策基本法施行規則第1条）。
 - (ウ) 自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことが可能とする。
- イ 計画提案が行われた場合には、市防災会議が、当該計画を本計画に規定する必要があるか否か判断する。必要がないと判断した場合は、その理由を提案者に通知しな

ればならない。

ウ 市防災会議において、本計画に規定することが必要と判断された場合には、速やかに本計画に当該地区防災計画を盛り込むものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。



4 地区防災計画策定にあたっての留意点

地区居住者等は、地区防災計画策定にあたっては、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）を参考にし、地区防災計画の策定についての全体像の把握、活動を行う人や活動を行う団体の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しを行っていくものとする。

また、計画作成にあたっては、早期に行政関係者、学識経験者等の専門家の解説・アドバイスを求めるよう努めるものとする。

※資料

資料3-1 今治市自主防災組織推進要綱

資料3-2 自主防災会規約

第3章 ボランティア活動の環境整備

《基本的な考え方》

大規模災害時には、個人のほか、専門技能グループを含む大量のボランティア組織が被災者個人の生活の維持、再建を支援するなど、復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

《計画の体系》

第3章 ボランティア活動の環境整備	
第1節	ボランティアの養成等
第2節	ボランティアの果たすべき役割

第1節 ボランティアの養成等

1 災害救援ボランティアの養成・登録

市は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター等事業を通じ、次のことを行う。

- (1) ボランティア相互の親睦を図るとともに相互協力を行うことにより、ボランティアの養成と豊かな人間関係のネットワークづくりに努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(6) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害に備えて指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても配慮する。

3 県警察の活動

県警察は、市と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、訓練の実施やその他の支援を行う。

4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救助活動や救援物資の搬出入・配分及び炊出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟・各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素から防災ボランティアを養成・登録する。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第 15 条第 2 項に基づき、県、市、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

第 2 節 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティアのコーディネート
- (3) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (5) 消火・救助・救護支援
- (6) 保健医療支援
- (7) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (8) 泥だし、清掃、片づけ
- (9) 炊出し等食事の支援
- (10) 救援物資の仕分け及び配布
- (11) 遺留品の洗浄
- (12) 指定避難所での支援・サポート
- (13) 入浴の提供、支援

- (14) 洗濯
- (15) 病院までの搬送
- (16) 買い物支援
- (17) ペットの世話
- (18) 通訳、翻訳、点訳、手話
- (19) 話し相手
- (20) 学習支援
- (21) 子どもの遊び相手、託児
- (22) 申請の手続き支援
- (23) 市民相談窓口における応対（心のケア等）

第4章 地震・津波防災訓練の実施

《基本的な考え方》

地震・津波災害が発生した場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

《計画の体系》

第4章 地震・津波防災訓練の実施	
第1節	総合防災訓練
第2節	市職員における防災訓練
第3節	地域及び各種施設等における防災訓練
第4節	消防機関における防災訓練
第5節	津波避難訓練
第6節	他の防災訓練への参加協力
第7節	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

第1節 総合防災訓練

防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった総合的な防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の普及高揚、自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりを進める。

(1) 実施頻度及び場所

原則として、年1回以上とし、訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

訓練内容によりその都度作成する総合防災訓練実施要領等に基づき実施する。

(3) 参加機関

市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、婦人防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等

(4) 訓練内容

ア 災害対策本部設置訓練、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、避難誘導訓練、指定避難所運営訓練、応急給水訓練、炊出訓練、救助物資の配布訓練、広域応援訓練、道路啓開・応急復旧訓練、広報訓練、図上訓練等

イ 津波災害における災害対策の万全を期するため、津波ハザードマップ等を活用した避難、津波予警報の伝達、海面監視、その他津波、浸水対策等に必要な訓練を実施する。

なお、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

ウ 要配慮者に対する救出・救助、避難誘導を自主防災組織や事業所との協力により実施する。

エ 非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震被害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第2節 市職員における防災訓練

総合防災訓練とは別に、個別訓練を単独又は関係機関と共同して実施する。

訓練の時期については、最も訓練効果のある時期を選定する。なお、訓練項目に応じ、関係機関に対して参加を要請し、効果のある方法で訓練を行う。

1 図上訓練、現地訓練

職員の非常配備体制の実効を確保し、各防災機関の連携を図るため図上訓練、現地訓練を実施する。

訓練項目は、指令伝達訓練、非常招集訓練、本部運営訓練等である。

2 地震時初動体制訓練

地震発生は突発性という性格を有し、また、地震火災は同時に多発する可能性があるため、そのための緊急活動開始訓練を行う。

3 情報収集伝達訓練

災害時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

4 防災行政無線通信訓練

防災行政無線の効率的運用を図るため、非常電源装置を用いた通信連絡手段の確保など定期的に通信訓練を実施する。

5 避難救助訓練

避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で避難救助訓練を実施する。

6 職員参集訓練

大規模な災害時は初動期の対応が重要になることから、職員の初動体制の検証と防災意識の高揚を目的に「職員参集訓練」を実施する。

7 シェイクアウト訓練

災害時における適切な行動の習得と自助・共助の防災活動に取り組むきっかけとし、防災意識の向上を図ることを目的に、一斉に「姿勢を低く、頭を守り、動かない」という安全を確保する行動をとる訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

第3節 地域及び各種施設等における防災訓練

1 地域による訓練

自主防災組織及び自治会等を単位とする訓練並びに複数の組織の連合による訓練を消防機関、消防団、警察署等の協力のもとに実施する。

訓練項目は、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、指定一般避難所運営訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練等である。

2 学校施設等の防災訓練

保育所、幼稚園、小学校及び中学校等において、定期的に訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を習得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 社会福祉施設、病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、定期的に避難救助訓練を実施する。その際、必要に応じて市及び消防機関はこれらの訓練に協力し、訓練を指導する。

訓練項目は、出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等である。

4 企業、事業所等職場における防災訓練

企業、事務所等における訓練は、自主性をもって実施する。その際、必要に応じて市及び消防機関が協力、指導する。

第4節 消防機関における防災訓練

大規模災害が複合的かつ同時多発に発生した際、迅速かつ効果的な消防活動力を発揮するため、消防防災訓練を実施し、防ぎよ技術の向上及び関係機関との連携強化を図る。

(1) 参加機関

- ア 消防機関
- イ 消防団
- ウ 事業所及び市民

(2) 訓練項目

- ア 消防機関
 - (ア) 部隊の招集、編成訓練
 - (イ) 情報収集伝達訓練及び通信運用訓練
 - (ウ) 救出救護訓練
 - (エ) 火災現場活動及び応急処置訓練、救急搬送訓練
 - (オ) 機関相互の連携訓練
- イ 消防団
 - 前項アに準じ実施する。
- ウ 事業所、市民
 - 非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練

(3) 実施時期

- ア 消防機関
 - (ア) 基本的訓練 随時
 - (イ) 総合訓練 年1回以上
- イ 消防団
 - アに同じ
- ウ 事業所、市民

「防災の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「119番の日」「救急の日」「えひめ防災の日」「えひめ防災週間」「津波防災の日」及び春、秋の「火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

(4) 消防広域相互応援協定に基づく合同訓練

大規模特殊災害時の情報連絡や消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防広域応援実施計画に基づいた合同訓練を、随時実施する。

なお、訓練の実施については、総合訓練、部分訓練（情報連絡訓練等）、図上訓練等訓練種別を使い分けて訓練の効果を高めるよう努める。

第5節 津波避難訓練

大規模な津波災害に備えるため、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、指定避難所運営訓練を積極的に実施する。

(1) 津波の特性を踏まえた訓練の実施

津波避難訓練においては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台をめざす二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的防災訓練を実施する。

(2) 訓練実施の留意点

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練参加等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害応急対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。

訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、訓練実施にあたっては、防災関係機関、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等が連携し、要配慮者を含めた訓練を実施する。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

(3) 関係機関等と連携した訓練への参加

県、自衛隊、海上保安庁等と協力し、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練に参加する。また、地方公共団体間で密接に連携をとりながら行う広域訓練に参加する。

第6節 他の防災訓練への参加協力

国、県、他の市町等が実施する訓練に市は、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第7節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努める。

※資料

資料2-8 防災・危機管理セルフチェック項目

第5章 業務継続計画の策定・見直し

《基本的な考え方》

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定・見直しに努める。

《計画の体系》

第5章 業務継続計画の策定・見直し	
第1節	業務継続計画の概要
第2節	市の業務継続計画

第1節 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2節 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第6章 火災予防対策

《基本的な考え方》

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大な人的、物的被害が生ずることが、防災アセスメント結果により想定として示されている。

このため、市及び消防機関は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

《計画の体系》

第6章 火災予防対策	
第1節	出火防止、初期消火
第2節	消防力（消火）の充実強化
第3節	消防水利の整備

第1節 出火防止、初期消火

1 出火防止

市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れがおさまったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 耐震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 消防法の改正に伴い住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅（寝室等）に住宅用火災警報器、住宅用火災報知設備を設置するように指導する。
- カ 防火ポスター、パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- キ 特に、要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の定期的な点検及び維持管理と取扱方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校、研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の推進を図る。

2 初期消火

地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防機関と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、婦人防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

- ア 震災時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を推進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

第2節 消防力（消火）の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、防災アセスメント結果を踏まえた消防計画の整備及び消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定する。

(1) 震災警防計画

震災時において、消防機関及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員及び団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防ぎょ計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防ぎょ計画について定める。

2 消防力の強化拡充

消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。

(1) 消防資機材等の整備

ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

また、救助工作車、高規格救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防職員及び消防団の育成

ア 消防職員及び消防団員に対し、愛媛県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上に努める。

イ 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）に基づき、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(ア) 自主防災組織との連携強化

(イ) 女性の入団促進

- (ウ) 各種団体・事業所等の組織や青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進
- ウ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。
- エ 消防団を活用した地域住民への防災指導により消防団活動への理解・協力を求める。

第3節 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保をより一層推進していく。

2 耐震性貯水槽の整備推進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発、指導する。

※資料

資料14-1 消防機関の状況（消防本部・消防署、消防団）

資料14-4 消防水利の概況

第7章 津波災害予防対策

《基本的な考え方》

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設の整備を計画的に進めるとともに、地震後の二次災害対策に万全を期すものとする。

なお、関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において構造物、施設等を整備する場合、津波に対する安全性に十分配慮する。

《計画の体系》

第7章 津波災害予防対策	
第1節	海岸保全施設の整備
第2節	津波からの防護のための施設の防災対策
第3節	道路施設の津波対策
第4節	交通対策
第5節	ライフライン施設の津波対策
第6節	危険物施設の津波対策

第1節 海岸保全施設の整備

海岸管理者は、津波により被害が生ずるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画等に基づき、農林水産省、国土交通省所管の海岸保全施設の整備推進に努め、市民の生命と財産を守り、避難の円滑化を図る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防ぎよ機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防ぎよを図るものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の整備・改良を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備にあたっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、効

果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

※資料

資料4-13 海岸保全区域一覧表

第2節 津波からの防護のための施設の防災対策

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、津波警報等が発表された場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる必要がある。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じ次の事項について別に定め、各種整備を行うものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

「愛媛県河川堤防等点検マニュアル」「愛媛県河川用機械設備点検マニュアル」「海岸保全施設維持管理マニュアル」「愛媛県水門・樋門・陸閘定期点検マニュアル」に基づき点検を行う。

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等に必要な施設整備等の方針・計画

「愛媛県海岸保全基本計画」に基づいた施設整備に努める。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

「今治市地域防災計画・今治市水防計画」に基づき、体制整備、管理等を行う。

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備方針・計画

オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

第3節 道路施設の津波対策

道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

(1) 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、定期的な点検等で対応が必要とされた橋りょう、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

(2) 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。併せて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

(3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

第4節 交通対策

(1) 道路

道路管理者は、発災後の道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開計画等を立案するものとする。

(2) 海上

港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずる。

また、港湾管理者は、港内の漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

第5節 ライフライン施設の津波対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

第6節 危険物施設の津波対策

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

1 高圧ガス施設

(1) 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする他、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講ずるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

(2) 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講ずる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

(3) 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

【参 考】

愛媛県は、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震」等について、愛媛県沿岸域における津波の到達時刻や津波高分布など津波の挙動を予測し、浸水域や被害などの予想結果をとりまとめた。

【資料：「愛媛県地震被害想定調査報告書」平成 25 年 3 月、愛媛県】

1. 想定する地震

想 定 地 震	マグニチュード
南海トラフ巨大地震	9.0

2. 想定結果

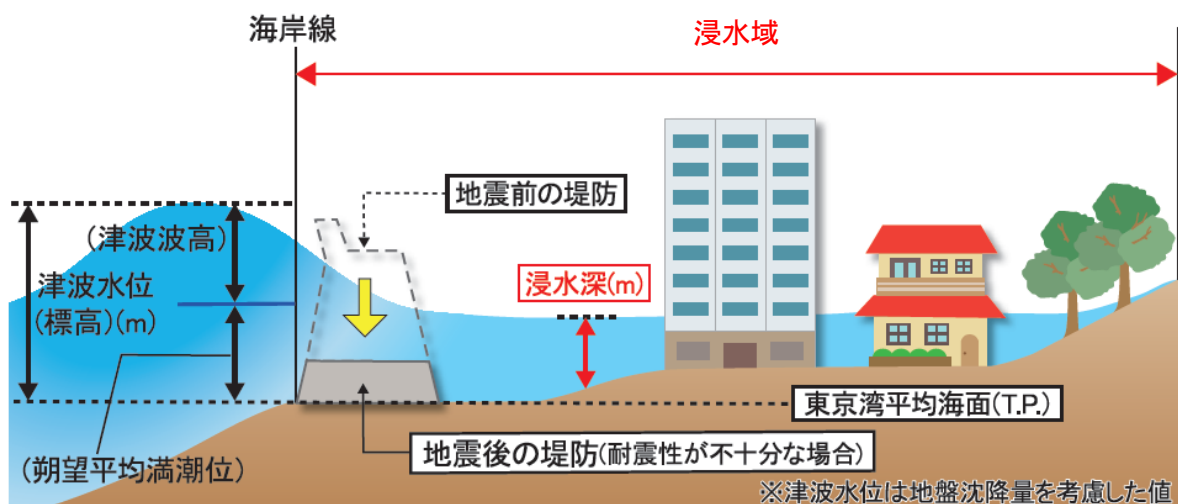
(1) 最高津波水位と到達時刻

本市沿岸における最高津波水位と到達時刻を次表にまとめた。

最高津波水位と到達時刻

地点	最高津波水位			到達時間 (分)
	(T. P. +m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
伯方港	2.9	1.9	1.0	357
吉海港	3.1	1.9	1.2	372
宮浦港	3.0	1.9	1.1	477
岡村港	2.9	1.9	1.0	360
今治港	3.1	1.9	1.2	439
波止浜港	3.1	1.9	1.2	369
小部漁港	3.1	1.9	1.3	360
菊間港	3.2	1.9	1.4	349

※本市の最高津波水位＝3.3m（桜井沖浦海岸）



(2) 海面変動影響開始時間及び最短津波到達時間

海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化の指標である海面変動影響開始時間は、地殻変動（地盤の隆起・沈降）により生ずる海面の流れによる変動で、地震発生後の海面から±20cmの変動が生じたときの時間を表す（必ずしも震源域から伝播してくる直接的な津波の影響を示すものではない。）。

また、最短津波到達時間は、震源域から伝播してくる直接的な津波の影響として、地震発生後の海面から+1mの変動が生じたときの時間とする。

海面変動影響開始時間及び最短津波水位到達時間は、次表に示すとおりである。

海面変動影響開始時間及び最短津波到達時間

地点	海面変動影響開始時間 (分)	最短津波到達時間 (分)
	±20cm	+1m
伯方港	5	—
吉海港	19	228
宮浦港	43	369
岡村港	6	—
今治港	16	329
波止浜港	5	233
小部漁港	11	176
菊間港	4	164

※本市の最短津波到達時間＝161分（+1m）

最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）

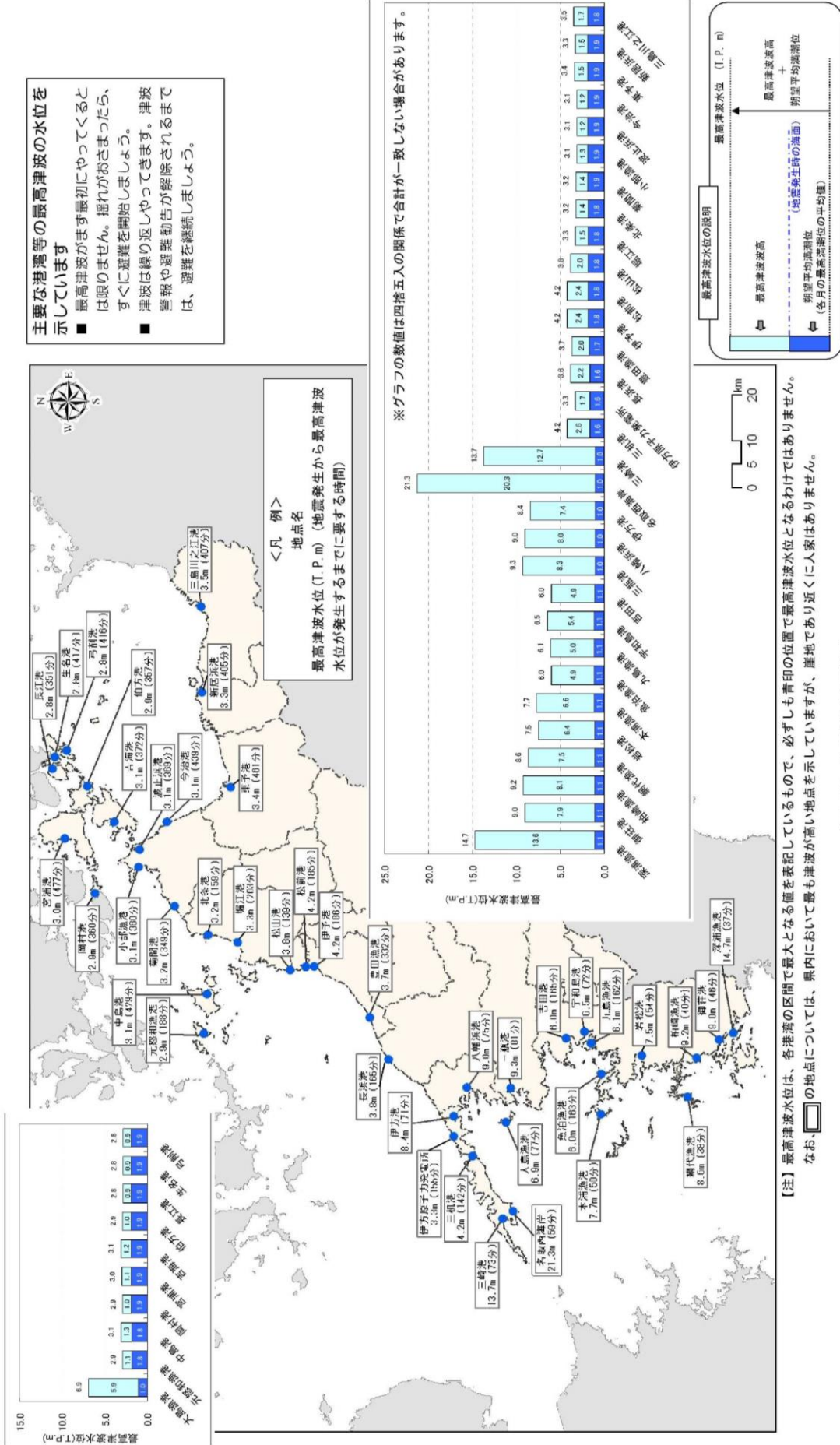


図 3-4-1 最大津波水位予測図

(出典) 愛媛県ホームページ

第8章 水害予防対策

《基本的な考え方》

大規模地震・津波に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震・津波後の二次災害対策に万全を期すものとする。

《計画の体系》

第8章 水害予防対策	
第1節	河川管理施設の整備
第2節	消防力（水防）の強化
第3節	地下空間浸水災害対策の強化

第1節 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震・津波後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

第2節 消防力（水防）の強化

地震・津波後の二次災害としての水防活動に対処するため、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への市民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

第3節 地下空間浸水災害対策の強化

1 情報伝達体制の整備

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、津波警報等の浸水の危険性に関する情報を的確かつ迅速に伝えられる体制の充実を図る。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、震度速報、津波予報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、地震・津波に関連する情報等の入手に努める。

2 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。

※資料

資料5-4 雨量、水位観測所、危機管理型水位計、河川監視カメラ一覧表

資料14-5 樋門・水門一覧表

資料14-6 ポンプ場一覧表

資料14-7 治水施設位置図

第9章 地盤災害予防対策

《基本的な考え方》

本市は、中央構造線がすぐ南を縦断するとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等土砂災害の危険性のある箇所が多く、また、沿岸低地部においては緩軟弱な地層が厚く占めていることから、防災アセスメント結果により急傾斜地崩壊の危険性や液状化の危険性が高く想定される地域については、構造物、施設等の耐震対策や液状化対策に努める。

また、危険箇所等の崩壊に対する警戒、避難体制の整備を進める。

《計画の体系》

第9章 地盤災害予防対策	
第1節	土砂災害危険箇所の把握
第2節	土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等
第3節	土砂災害対策
第4節	土砂災害危険箇所の点検及び訓練等
第5節	山崩れ、がけ崩れ防止対策の推進
第6節	液状化対策の推進
第7節	大規模盛土造成地マップの作成等

第1節 土砂災害危険箇所の把握

1 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県は、市と協議のうえ、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、資料編に示すとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るよう、県に働きかける。

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行っている。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び今治市建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき移転を促進する。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次擁壁工、排水工等の防止工事を実施しているため、本市でも採択基準に適合している箇所を早期に発見し県に申し出る。

また、本市が行う防止工事に対し、県費助成を行っているためこれを積極的に活用し、災害の未然防止に努める。

2 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流（河床勾配が3度以上）をいい、一般的には渓流の勾配が約15°以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

なお、現在把握している土石流危険渓流は、資料編に示すとおりであるが、市内のこれらの渓流について、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を早期に実施するよう県に要請する。

3 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、（建築物に損壊が生じ）住民等の生命又は身体に（著しい）危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、土砂災害防止法に基づき、県が指定する。

なお、土砂災害防止法で対象とする土砂災害とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象である。

(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令第二条）

ア 急傾斜地の崩壊

- (ア) 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- (イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

イ 土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

ウ 地すべり

- (ア) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- (イ) 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令第三条）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が

建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。

第 2 節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、地域防災計画において警戒区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (7) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

また、土砂災害を被るおそれのある箇所を広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには県に要請し、現場への標識、標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般市民への周知に努める。

2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

(1) 避難確保計画の作成

本計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成しなければならない。避難確保計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確

保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

(2) 避難訓練の実施

前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

市長は、報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 土砂災害対策

1 ハード対策

県及び市は、土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

- (1) 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所
- (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所
- (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

2 ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- (1) 土砂災害警戒情報について、住民への理解及び伝達方法の充実に努める。
- (2) 土砂災害ハザードマップの公表等を通じて土砂災害危険箇所情報の住民への周知徹底を図る。
- (3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、県及び市の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等

1 土砂災害危険箇所の点検及び土砂災害に関する知識の普及、啓発

- (1) 台風及び梅雨期における豪雨等土砂災害の発生が予想されるときは、各担当課は定期的に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての確に把握する。
- (2) 自主防災組織等の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。
- (3) 市民に対し広報誌、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間において、災害時における応急対策の迅速、円滑化を図るため、各種防災訓練等の実施に努める。

2 警戒、避難、救護等緊急対策に関する体制整備

土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即したパトロールを実施し、避難方法等住民への周知徹底を図る。
- (2) 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。

第5節 山崩れ、がけ崩れ防止対策の推進

市は、山崩れ、がけ崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策にあたっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に推進する。

また、がけ崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

第6節 液状化対策の推進

市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

市は、防災アセスメント結果を踏まえ、地震による液状化の危険性が高い沿岸低地部においては、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における対策検討に努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図ると

ともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強の実施に努める。

さらに、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

第7節 大規模盛土造成地マップの作成等

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

※資料

資料4-6 崩壊土砂流出危険地区一覧表

資料4-7 山腹崩壊危険地区一覧表

資料4-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

資料4-9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

資料4-10 土石流危険溪流等一覧表

資料4-11 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

資料4-12 土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

第10章 孤立地区対策

《基本的な考え方》

山間部、島嶼部において土砂災害による道路の寸断や津波による港湾施設等の被害により地区が孤立する場合に備え、衛星携帯電話等の通信手段やヘリコプターによるアクセスの確保、島内又は集落内において自活できる体制の整備に努める。

1 孤立予想地区の事前把握

市は、地震災害時において、土砂災害危険箇所等の分布から孤立するおそれのある地区や津波災害時に道路や港湾施設等の被災により孤立するおそれのある地区を抽出し、その地区の要配慮者等を始めとする救護すべき住民、観光施設における生活維持可能期間等を把握する。

2 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立の危険性について周知し、孤立を想定した家庭内備蓄をするように啓発を図る。

3 外部との通信手段等の確保

市は、外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備やNTT西日本による特設公衆電話の事前設置、通信施設等の非常用電源の確保を行う。

4 ヘリコプター離着陸場の把握

市は、孤立地区において傷病者の搬送、緊急避難等を行うために、ヘリコプターの離発着が可能な空地等を把握する。

5 孤立地域に対する集団避難の避難指示の検討

市は、孤立地区において、集団避難の避難指示が出せるよう検討する。

6 孤立を想定した食料等の備蓄

市は、孤立した場合を想定して、必要な食料等を備蓄する。

※資料

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

第 1 1 章 避難応急体制の整備

《基本的な考え方》

地震・津波災害時において市民の身の安全を確保するため、避難場所や避難方法等について周知徹底を図り、地域住民相互の連携による避難体制の確立を図っていく。

《計画の体系》

第 11 章 避難応急体制の整備	
第 1 節	地震発生時の避難応急体制の整備
第 2 節	津波発生時の避難応急体制の整備

第 1 節 地震発生時の避難応急体制の整備

市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

さらに、県や保健所と連携し、自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供できるよう努める。

学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

1 避難場所及び指定避難所の指定

市は、市民の生命、身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 指定基準

- (ア) 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (イ) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- (ウ) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (エ) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

イ 整備目標

災害時の避難場所として指定し、必要な整備、改修を進めていく。なお、防災アセスメント結果により全壊、半壊等の建物被害が高く想定されている地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に指定緊急避難場所の重要性を考慮し適切な整備を推進する。

また、市街化状況、指定区域の拡大、人口増減等の変化により、必要に応じて見直し、整備していく。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおり

である。

なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

個別避難計画により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこととし、併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。また、指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず指定一般避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討することとする。

ア 指定基準

- (ア) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (イ) 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (オ) なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を受入れできること。

イ 整備目標

災害時に指定一般避難所としての開設を予定する施設として、市立の各小中学校、

公民館等を中心として指定し、必要な整備、改修を進めていく。

防災アセスメント結果より、全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、特に安全性に考慮して指定及び整備を進める。

また、旅客用船舶等を仮設避難所として利用することについて検討を進める。

(3) 一時集合場所

各地域において、指定避難所等への避難を行う際に一時的に集合する場所を一時集合場所とする。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知するものとする。

(4) 避難先の安全確保

ア 施設管理者との協議

避難した市民の安全確保を図るため、施設の管理者と施設整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

イ 消防力の強化

避難場所を火災等から防護し、避難した市民の安全確保を図るため、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

ウ 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、指定避難所に災害時の情報通信手段として有線通信等や防災無線等の配備を行う。

エ 飲料水兼用型耐震貯水施設等の整備

本格的な応急給水が行えるまでの間の飲料水を確保するため、指定避難所等に飲料水兼用型耐震貯水槽の整備を行う。

オ ヘリコプター離着陸場の確保

情報収集や救急救助活動、救援物資、人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離着陸場の確保が重要である。

特に、避難場所等の緊急離着陸場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講ずる。

カ バリクリーン（今治市クリーンセンター）の活用

ごみ処理施設として整備したバリクリーン（今治市クリーンセンター）は、防災拠点としての万全の災害対応機能を有する施設であるため、指定緊急避難場所、指定一般避難所として活用するとともに、地域とともに創る防災拠点としての活用を図る。

バリクリーンの主な災害対応機能は、以下のとおりである。

(ア) 耐震構造の施設

(イ) 受入可能避難者（320名）が7日間生活できる備蓄機能

(ウ) 非常用発電機及び地下水揚水設備による停電時・断水時の給電・給水機能

(エ) IH調理設備、マンホールトイレ（5基）、空調設備、入浴施設

2 避難路の指定

市は、避難場所等の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定

し、必要な整備を行う。特に、住宅密集市街地など、防災アセスメント結果により全壊、半壊等の建物被害が高く想定される地区や出火、延焼被害の可能性が高く想定される地区においては、安全な避難が確実に確保できるよう、避難路の改良整備等を推進する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定、整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置やデジタル技術を活用した避難路の周知に努める。

(1) 避難路の指定基準

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員（おおむね8 m以上）を有するものとする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路の沿道には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

エ 避難路の選択にあたっては、市民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(2) 避難路の安全改良整備

市民等が安全に避難できるよう、避難路の安全改良のための整備を推進する。

3 安全な避難の確保対策

防災アセスメント結果を踏まえ、市民が安全に避難できるよう、避難計画の作成及び必要な措置を講ずる。

(1) 市の避難計画の作成

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織と連携して平素から避難体制の確立を図る。また、計画作成にあたっては、災害の態様及び地域の特性を踏まえるものとする。

ア 高齢者等避難、避難指示の発令する客観的基準及び伝達方法

イ 避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難生活中の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFM（緊急

告知ラジオ)、緊急速報メール等による周知

- (イ) 広報車による周知
- (ウ) 避難誘導員による現地広報
- (エ) 住民組織を通じた広報

キ 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

ク 不特定多数の人が利用する地下駐車場における地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

(2) 標識等の整備

避難場所等の周辺の安全性を確保するため、標識等の整備を進める。

ア 誘導標識

要配慮者への配慮等も含めた内容の検討を行い、避難場所等の周辺に順次整備を進める。

イ 避難場所等表示板

避難場所等表示板は、避難場所等の敷地内出入口付近等に順次設置し、避難場所及び指定避難所としての周知を図る。

ウ 避難場所等案内図

避難場所等案内図は、避難場所及び指定避難所の配置を地図上に示し、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所及び指定避難所としての周知を図る役割を果たすものであり、要配慮者への配慮等も含めた内容の検討を行い、順次整備を進める。また、避難誘導アプリ等のデジタル技術を活用した指定避難所等案内図の整備を進める。

(3) 避難誘導體制の確立

ア 状況判断基準等の確立

関係機関、隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進め、高齢者等避難、避難指示を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

イ 避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を推進する。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

ウ 避難誘導體制の整備

市民、来訪者の指定避難所等への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制、方法の整備について、調査研究し、災害時に備える。

エ 自動車による避難自粛の周知徹底

自動車での避難することは、徒歩による避難に一層の困難をもたらすだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、消火、救護活動等の支障となる。また、放置された自動車が火災延焼の原因となることも危惧される。

そのため、平常時から広報活動を通じて、運転者に「災害発生時の運転者のとるべき措置」等を周知徹底する。

(4) 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、避難場所（指定緊急避難場所・指定避難所）及び避難路その他の避難経路に関する

事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難の場所の選定や受入施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域内の津波浸水想定地域内の特定事業者は、津波からの円滑な避難に関する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

5 広域一時滞在

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2節 津波発生時の避難応急体制の整備

津波発生時における避難場所、避難経路等の避難応急体制の整備を図る。

1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画の作成

市は、知事が設定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成す

る。

2 津波災害警戒区域における対応

- (1) 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、津波からの避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下空間等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (2) 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
- (4) 市は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、津波からの避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

3 津波ハザードマップの活用

平成 24 年度国・県の新たな被害想定をもとに策定した、防災マップに基づき、市民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

4 警報等伝達体制の整備

- (1) 市は、市民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入等を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン等多様な手段を確保する。
また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておくものとする。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。
- (2) 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (3) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。
- (4) 津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。
- (5) 携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方

公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する「緊急速報メール」を導入するほか、県の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。

- (6) 防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。
- (7) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合でも迅速な避難指示等の発令ができるよう自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。
- (8) 大阪管区气象台（松山地方气象台）から発表される地震規模、津波警報は時間において何段階か上方修正されることがある。最初に実際を大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性があることから、情報の更新と確実な伝達体制の整備を行う。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。
- (9) 津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるため、津波浸水予測図を作成し、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。
- (10) 全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。
- (11) 事業所等勤務者、釣り客、走行中の車両など住民以外に対する避難の呼びかけ体制を整備する。
- (12) 襲来する津波高に不確実性がある中で、大阪管区气象台（松山地方气象台）が発表する津波到達時間は比較的正確であることを考慮する。

5 津波からの避難場所等の指定及び周知等

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、整備を図る。その際、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

また、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津難避難ビル等を活用するものとし、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整

備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 指定基準

- (ア) 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (イ) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (ウ) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (エ) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (オ) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

イ 整備目標

災害時の避難場所として指定し、必要な整備、改修を進めていく。

また、市街化状況、指定区域の拡大、人口増減等の変化により、必要に応じて見直し、整備していく。

(2) 指定避難所

指定避難所については、「第1節 地震発生時の避難応急体制の整備」に準ずる。

(3) 避難場所等の周知

市は、津波からの避難場所、避難路を明示した標識等の設置などにより、日頃から住民に対し、避難場所等の周知徹底を図る。

ア 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、津波からの避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。

イ 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。

ウ 津波危険予測図や津波災害警戒区域等に基づき津波からの避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。

エ 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。

オ 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの個別避難計画の作成を行う。

カ 市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

キ 市は、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

6 住民等の避難誘導體制の整備

(1) 実践的な津波避難計画の策定

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容について住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、津波からの避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(2) 住民への啓発活動の実施

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、津波からの避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者等の津波避難誘導體制の整備

避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

7 地下空間における情報伝達・避難体制の整備

(1) 情報伝達体制の整備

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間の分布把握に努め、地下空間の管理者等に対して、津波警報等の浸水の危険性に関する情報を的確かつ迅速に伝えられる体制の充実を図る。

また、地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、震度速報、津波予報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、地震・津波に関連する情報等の入手に努める。

(2) 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。

8 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

(1) 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整備

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

(2) 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。

9 防災上重要な施設における避難計画

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

(1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒の保護者等への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(2) 学校及び教育委員会は、児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、受入施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(3) 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、受入施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 愛媛県津波浸水想定で水深 30cm 以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難を内容とする「南海トラフ地震防災対策計画」を策定するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

10 広域一時滞在

地震発生時と同様に、津波発生時においても、市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

《予防》 1 1 避難応急体制の整備

※資料

資料 9 - 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料 9 - 2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料 1 4 - 3 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表

資料 1 8 - 3 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

第12章 市民生活の確保対策

《基本的な考え方》

地震・津波が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、指定避難所の開設・運営、食料、生活物資等の確保、医療救護、防疫体制等の確立などに努める。

《計画の体系》

第12章 市民生活の確保対策	
第1節	指定一般避難所の開設・運営体制の整備
第2節	食料及び生活必需品等の確保
第3節	飲料水等の確保
第4節	物資供給体制の整備
第5節	医療救護体制の確保
第6節	救急救助体制の確保
第7節	防疫・衛生活動の確保
第8節	保健衛生活動体制の整備
第9節	し尿処理体制の整備
第10節	ごみ処理体制の整備
第11節	被災建築物等における安全対策

第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備

自主防災組織等と連携した指定一般避難所の開設、運営体制を整備する。

また、指定一般避難所に必要な設備、資機材等の配備や避難所生活長期化に対応するための環境整備等を図る。

1 指定一般避難所の開設・運営

市は、指定一般避難所の施設管理者や自主防災組織等と、「避難所運営マニュアル」に基づく指定一般避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

2 指定一般避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、指定一般避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直

ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション等

3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活長期化に対応するため、指定一般避難所において、次のような環境整備を図る。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。
- (3) 避難して助かった被災者が、指定一般避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 指定一般避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）
- (6) 女性や子育てに配慮した指定一般避難所設計の促進に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- (7) 指定一般避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

4 要配慮者に配慮した指定一般避難所・設備の整備・確保

市は、要配慮者が利用しやすいように、指定一般避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者を保護するために、指定福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、県と連携し必要な人員を確保する。

5 避難所運営マニュアルの周知等

市は、指定一般避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケア、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮など長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、自主防災組織等に対し、避難所運営マニュアルの周知を図る。また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い指定一般避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるとともに、適宜適切な見直しを図るよう努める。

さらに、動物の同行避難が可能な指定一般避難所については、指定一般避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第2節 食料及び生活必需品等の確保

災害時に、火災や倒壊、流失により住宅を失った市民のための緊急用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品等を速やかに確保し供給できるよう、あらかじめ食料及び生活必需品等の供給体制を整備する。

緊急援護備蓄物資に関しては、防災アセスメント結果等を参考に、整備に努める。

ただし、災害時は平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ市民が自力で確保できる対策をとっておくよう周知、啓発する。

また、食料及び生活必需品等の確保にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するよう努める。

1 備蓄物資の整備

災害時の被災者に対する援護物資を確保するため、食料、生活必需品、簡易トイレ等の備蓄を進める。

(1) 現在の備蓄量

現在の備蓄物資の種類、数量等は、資料編に示すとおりである。

(2) 整備目標

緊急用食料、生活必需品等の備蓄については、必要な備蓄量の確保を図る。

備蓄中の物資については、保存期間経過のものは随時入替え（ローリングストック）を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努める。また、孤立の予想される地区の支所等には、資機材等の備蓄を行う。

2 備蓄倉庫等の整備

備蓄を行うにあたって、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初動の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、備蓄倉庫等の備蓄場所については、必要に応じて整備拡充を図る。

3 流通在庫等による緊急調達体制の整備

流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等の協力により、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう災害時応援協定を締結するなど、平常時からコミュニケーションの強化に努めるとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

4 市民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動を推進する。
- (5) 緊急物資の共同備蓄を推進する。

第3節 飲料水等の確保

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる給水体制を整備する。

1 飲料水等の確保体制の整備

(1) 飲料水の確保

災害時の被災者に対する飲料水を確保するため、飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。

(2) 給水の整備目標

災害発生後3日間程度は生命維持に最小限必要な分としての飲料水が1人1日3ℓ、4日目以降はこれに手洗い、食器洗浄、洗面程度の分など、生活上最小限の生活用水を加算したおおむね1人1日20ℓを目標とする。

(3) 配水池等給水施設の整備

配水池に緊急遮断弁の整備を進め飲料水の確保に努める。

(4) 貯水槽の整備

災害時に迅速に飲料水が供給できるよう、貯水槽の整備を図る。

2 給水体制の整備

(1) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク、トラック等応急給水資機材の整備、充実を図る。

(2) 民間との協力体制の整備

民間業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

3 各家庭での飲料水等の確保

各家庭においては、災害に備え次のように飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

(1) 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備する。)

(2) 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

(3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

4 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておく必要がある。

そこで、市は、市民や自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時における給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

(1) 応急給水を円滑に実施するために、給食・給水班を編成する。

(2) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

(3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

第4節 物資供給体制の整備

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点(物資拠点)、市が開設する地域内輸送拠点(物資集積拠点)を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料や生活必需品等を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

また、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について、次の措置を行う。

特に、地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検、運営管理方法等の検討を行う。
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手順を確保する。
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）を図る。
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備を図る。
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する「緊急通行車両の事前届出制度」の積極的な活用を推進する。

第5節 医療救護体制の確保

地震・津波災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。被災地の市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。

- (4) 県及び市は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMA T）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (6) 市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）や災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を県に要請する。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネータの設置一覧

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括コーディネータ	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コー ディネータ	宇 摩	災害（基幹） 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院コーディ ネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制

市は、地震・津波発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処できるよう、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、

災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

(1) 救護所の選定

救護所の設置箇所を選定し、市民に周知を図る。

(2) 医療救護用の資機材の備蓄

救護所等に医療救護用の資機材を備蓄するよう努める。

(3) 救護班の体制整備

救護担当者をあらかじめ指定しておき、災害時には協定に基づき医師会、歯科医師会等の協力を得て救護班を迅速に編成できるよう、救護体制を整備する。

(4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

(5) 自主救護体制の整備

応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

4 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

(1) 救護班の種類

ア 県立病院の職員による救護班

イ 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班

ウ 愛媛県医師会会員による救護班

エ 愛媛県歯科医師会会員による救護班

オ 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班

カ 公的医療機関の職員による救護班

(2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

5 後方医療機関

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重症者については、医療機関による医療が必要となる。そこで医師会等の協力のもとに、あらかじめ後方医療機関を指定し、また、重症者の搬送方法等についても必要な整備を図る。

(1) 救護病院等

県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を受け入れるため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1か所程度選定する。

- ア 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- イ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- ウ 救護病院等は、浸水防止対策など津波被害に対する施設の耐性向上に配慮するとともに、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医薬機器等の備蓄に努める。
- エ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

(2) 災害（基幹）拠点病院

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1か所指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資機材等の貸出しを行う機能を有するものとする。

- ア 災害拠点病院である県立今治病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。
- イ 県立今治病院は、災害時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。
- ウ 県立今治病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。
- エ 県立今治病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。
- オ 県立今治病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- カ 県立今治病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

キ 県立今治病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

ク 県は、災害（基幹）拠点病院について、浸水防止対策など津波被害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

(3) 災害拠点精神科病院

県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、松山記念病院を災害拠点精神科病院として指定している。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能を有する。

6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

(1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、医療機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。

(2) 市は、市の備蓄倉庫において避難生活に必要な災害用救急用品の備蓄を図るとともに、初動医療活動に必要な医薬品及び医療資機材について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び病院等の連携、協力を得て確保する体制を整備する。

7 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に訪れている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

8 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

9 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、住民に対する救急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

災害拠点病院である県立今治病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

第6節 救急救助体制の確保

迅速に救急救助活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。

また、市民自ら身近な救急救助が確実にできるよう、自主救護能力の向上を推進する。

1 救急救助体制の整備

救急車の消防無線を活用した救急情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急救助隊の整備充実を図る。

特に、救急患者のプレホスピタルケア（病院等に搬送するまでの対応）に対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急救助資機材の備蓄を推進する。

また、より高度な知識、技術を持つ消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

2 緊急体制の整備

救護班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による救護が主体となる。消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

3 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のために、講習等による市民救命士の養成、自主防災組織の救出救護班への指導・育成、応急救護の知識及び技術の普及並びに災害時救急医療活動に関する広報を推進する。

4 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。また、市民は、献血者登録に協力する。

第7節 防疫・衛生活動の確保

地震・津波災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- (1) 災害時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う薬剤散布などの防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第8節 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、県と協働し、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、県と協働し、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第9節 し尿処理体制の整備

災害時の初期段階には、断水等により下水道が使用不可能となることや指定避難所等に多くの避難者が集まり使用可能なトイレが不足することが想定されるため、新たなし尿処理体制を整備する。

1 災害用仮設トイレ等の整備

市は、災害時に、指定避難所等に配備するために、簡易トイレの備蓄及び仮設トイレの備蓄・調達に努めるとともに、トイレ用品を備蓄する。また、マンホールトイレの設置についても検討を行う。

トイレ個数や確保時期の目安、確保・管理体制の整備等については、「今治市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月）及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月）に基づき、次のとおりとする。

(1) トイレ個数の目安

災害時の必要トイレ（簡易トイレや仮設トイレ）の個数は、以下を目安とする。

- ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基
- イ その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基
- ウ トイレの平均的な使用回数は、1日5回

なお、トイレは、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置する（女性対男性3：1を目安）とともに、建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子供に使用させるなど安全性やプライバシーの配慮に努める。

(参考) 南海トラフ巨大地震時における仮設トイレの必要基数

被害想定	発災直後		2週間後		1か月後	
	仮設トイレ必要人数(人)	仮設トイレ必要基数(基)	仮設トイレ必要人数(人)	仮設トイレ必要基数(基)	仮設トイレ必要人数(人)	仮設トイレ必要基数(基)
基本ケース	22,794	291	2,544	32	1,288	16
陸側ケース	89,379	1,140	62,887	802	30,059	383

(出典)「今治市災害廃棄物処理計画」(平成31年3月)

※仮設トイレのみの必要基数は、仮設トイレ必要基数 = (①仮設トイレ必要人数) / (②仮設トイレ設置目安 = 約78.4人/基) で算定

(2) トイレの確保時期の目安

トイレの確保時期の目安(主に指定避難所)は、おおむね次のとおりとする。

時間経過	想定される状況	確保するトイレの例
災害発生直後 ～3日	上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しない。 (流通も麻痺状態)	・既設トイレの個室(便座)を活用 ・携帯トイレ・簡易トイレ
～1週間後	上水道は断水中。下水道はほぼ利用可能。	上記にプラスして、 ・マンホールトイレ、仮設トイレ(組立式)
～2週間後	流通が復旧し、仮設トイレの確保が可能。上水道は部分的に復旧。	上記にプラスして、 ・仮設トイレ(貯留式)
2週間後以降	上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。	・水洗トイレが使用可能 ・必要に応じて仮設トイレは維持

(3) 災害時のトイレの確保・管理体制の整備

災害時のトイレを確保するため、市は、浄化槽・し尿処理及び下水道担当部局等を中心に、防災担当部局、保健担当部局、指定避難所担当部局等の関係各課で、平時から協力してトイレ対策を検討するとともに、発災時には、「被災者に清潔なトイレ環境を提供すること」を目的とした部局横断的な情報の共有・対応が取れるような体制を整備する。

(4) トイレの衛生管理

指定避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になる。そのため、継続的な清掃を行うために最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄や調達先の確保に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法、掃除の方法等のルールを作成し、災害時に周知するための手段についても、あらかじめ準備をしておくよう努める。

(5) 要配慮者用トイレの確保

指定避難所において要配慮者用のトイレが使用できないことも考えられるため、要配慮者用の簡易トイレの備蓄や調達先の確保に努める。

2 し尿の搬送、処理体制の整備

指定避難所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を作成

する。

災害が長期化した場合には災害用仮設トイレの貯留量に限界が生ずることも予想されるので、し尿の収集方法及び処理方法についての体制を整備する。また、市で処理しきれない場合のし尿の処理方法について、あらかじめ保健所、県、その他の関係機関と協議して、適切な処理計画の検討を進める。

3 市民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な簡易トイレ等を準備する。
- (2) 自主防災組織を通じて資機材の点検を行い、必要に応じマンホールトイレや仮設トイレの設置が可能な用地選定に協力するものとする。

第 10 節 ごみ処理体制の整備

災害時には、通常的生活ごみに加えて、指定避難所ごみや片付けごみ等を処理する必要があるため、「今治市災害廃棄物処理計画」に基づき、新たなごみ処理体制を整備する。

1 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 大規模災害時の廃棄物発生量を想定し、必要な準備を行うなど、収集方法、処理方法の処理体制を整備する。
- (2) 市民や自主防災組織に対し、ごみの分別等の災害廃棄物を処理するうえでのルールや役割分担を明示し、協力を求める。

2 仮置場候補地の選定

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管しておくために必要となるため、仮置場候補地の選定を行うものとする。

3 市民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な生ごみ処理器等の準備を行う。
- (2) 地域ごとに住民が通常搬出するごみ集積所について、必要に応じて仮設のごみ集積所を選定するとともに、ごみ集積所資材の準備を行う。

第 11 節 被災建築物等における安全対策

地震・津波発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、次の対策を実施する。

- (1) 市職員を県の行う講習会に参加させ、地震被災建築物応急危険度判定士を養成する。
- (2) 県とともに公益社団法人愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に

必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、速やかに判定を実施する体制を整備する。

(3) 被災宅地危険度判定についても円滑な実施ができるよう県との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。

※資料

- 資料 9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表
- 資料 1 2-1 災害用備蓄物資整備状況一覧表
- 資料 1 2-2 備蓄場所一覧表
- 資料 1 3-1 上下水道部（公営企業）可搬式給水タンク在庫一覧表
- 資料 1 1-2 防疫関係資機材の保有状況
- 資料 1 9-6・1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）
- 資料 1 9-6・2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）
- 資料 1 9-6・3 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）
- 資料 1 9-6・4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）
- 資料 1 9-6・5 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）
- 資料 1 9-7・1 防災活動への協力に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- 資料 1 9-7・2 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）
- 資料 1 9-7・3 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- 資料 1 9-7・4 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書（一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部）
- 資料 1 9-7・5 災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）
- 資料 1 9-7・6 災害時等における支援協力に関する協定書（株式会社ハローズ）
- 資料 1 9-7・7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書（ダイキ株式会社）
- 資料 1 9-7・8 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書（愛媛キッチンカー協会）
- 資料 1 9-7・9 災害時における救援物資提供に関する協定書（ダイドー光藤ビバレッジ株式会社）
- 資料 1 9-7・10 災害時における緊急支援物資の支援及び備蓄に関する協定書（今治タオル工業組合）
- 資料 1 9-7・11 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書（今治市石材加工協同組合、一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部）
- 資料 1 9-3・1 4 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（愛媛県、県内 20 市町、一般社団法人えひめ産業資源循環協会）

第13章 要配慮者の支援対策

《基本的な考え方》

大規模災害では、高齢者、障がい者等のいわゆる「要配慮者」は、災害の発生時において必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、犠牲になる場合が多い。

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

《計画の体系》

第13章 要配慮者の支援対策	
第1節	要配慮者の安全確保体制の確立
第2節	社会福祉施設等における対策
第3節	外国人及び市外からの来訪者への対策

第1節 要配慮者の安全確保体制の確立

1 要配慮者の実態把握

要配慮者について、防災担当部局と福祉担当部局とが連携して、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や自治会等の範囲ごとに実態を把握し、情報の充実を図るとともに、消防緊急通信指令システムの情報整備との連携を進める。

(1) 要配慮者の認識

〈高齢の方〉

ひとり暮らし、高齢者世帯、寝たきり、認知症の方など

〈心身に障がいのある方〉

肢体不自由、内部障がい、視覚・聴覚障がい、知的・精神・発達障がいのある方、難病患者など

〈状況によって手助けが必要となる方〉

妊産婦、乳幼児、外国人、地理に不案内な来訪者

2 避難行動要支援者名簿

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 市は、関係部局で保有する情報を集約し、また、民生児童委員、自主防災組織、自治会、消防団等の協力を得て、市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者の対象者

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の配慮を要する者）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいい、居宅で生活する以下の者を対象とする。

- ① ひとり暮らしの高齢者（75歳以上）
- ② 高齢者のみの世帯の者（75歳以上）
- ③ 要介護認定3以上を受けている者（65歳～74歳の単身世帯）
- ④ 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障がい者（単身世帯）
- ⑤ 療育手帳Aを所持する知的障がい者（単身世帯）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者（単身世帯）
- ⑦ ①～⑥に準ずる状態にあり、避難支援が必要であると認める人

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 住所
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 緊急連絡先
- ⑧ 同意の有無
- ⑨ 身体等の状況（介護認定、障害者手帳の有無、ひとり暮らし等）
- ⑩ 避難支援に際しての留意事項
- ⑪ 避難場所
- ⑫ 支援協力者情報
- ⑬ 担当民生児童委員情報

※上記のうち、避難支援者に提供する「避難行動要支援者リスト」は、①②③④⑤⑨⑬の情報とする。

市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、避難行動要支援者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。（災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項）

エ 市は、「今治市避難行動要支援者避難支援制度」により、避難行動要支援者の登録

を進める。

オ 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿のバックアップ体制を築いておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。

(3) 名簿情報の利用及び提供

ア 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

イ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、消防団、警察署、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等一定地域の住民によって組織される自治組織に対し、名簿情報をあらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

ウ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、イの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮等

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、他地区の自主防災組織や自治会等と、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに、施錠可能な場所への名簿の保管、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

エ 名簿情報の取扱状況の報告を求める。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

3 個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映

したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標、作成の進め方

ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障がい者や重度以上と判定された知的障がい者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の者などを優先度の高い避難行動要支援者として個別避難計画を作成する。

イ 作成目標期間

優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情を踏まえながらおおむね5年以内（令和7年まで）に個別避難計画の作成に取り組む。

ウ 作成の進め方

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画の作成を行う。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になりうる者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決定する。また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのにあたっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることとする。

なお、個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が、避難支援等の実施にあたれない場合も想定されるため、このような場合も含めての個別避難計画の活用方法をあらかじめ決めておくこととする。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 市内部での情報の集約

個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める（災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条14第1項）。

イ 県等からの情報の取得

個別避難計画を作成するにあたって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市長は必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる（災害対策基本法第49条の14第5項）。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から、情報を把握する。なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行う。

エ 個人番号（マイナンバー）を活用した情報の集約・取得

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新する。また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、必要に応じて更新する。

(5) 個別避難計画情報の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置

個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課す（災害対策基本法第49条の17）ことにより秘密保持を図ることとしているが、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するため、市は、個別避難計画情報を受け取る団体においても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講ずるよう求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。

なお、その発令及び伝達にあたっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすることなど、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者が避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができたり、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、多様な情報伝達の手段を確保する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

4 避難体制の確立

(1) 推進組織の整備

市は、庁内横断で避難行動要支援者を支援する体制を整備する。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

(2) 個別避難計画の提供

市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講

ずる。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 指定避難所・避難路等の指定

避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための指定福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講ずるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

指定一般避難所については、民間賃貸住宅や旅館・ホテルを借り上げる等、多様な指定一般避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。また、市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定福祉避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 避難のための情報伝達

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意して行う。

(7) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること。

(8) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

(9) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（緊急告知ラジオ含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて行う。

また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を検討する。

(6) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

5 防災教育、訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や

防災訓練の充実強化を図る。

6 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員、各種団体、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

併せて、要配慮者が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう指針を策定し、施設の改善、整備にあたっては関係機関に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

7 地域住民の活動

- (1) 市民は要配慮者への対応を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決するよう努める。
- (2) 市民は要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 市民は災害時の安全な避難誘導のために必要な人手を確保しておく。
- (4) 市民は地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。

第2節 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育、訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、ピクトグラムを活用するとともに、地図及びローマ字併記とするよう検討する。また、避難誘導アプリ等のデジタル技術を活用した指定避難所等案内図の整備を進める。

なお、広報活動について、英語、中国語、ベトナム語等でも実施することを検討する。

第 1 4 章 広域応援及び受援体制の整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、各関係機関等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして、実効性の確保に留意した広域的な応援体制を確立しておく。また、円滑な受援活動が行えるよう実施体制を整備しておく。

1 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

また、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2 全県的な防災相互応援体制の整備

消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

県と市が締結している協定等は、次のとおりである。

なお、平成 31 年 2 月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

協 定 名	応援の種類	応援要請の手続
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 *平成 28 年 2 月 17 日締結	(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供	応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。 (1) 災害の状況 (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等） (3) 応援を求める期間及び場所 (4) その他必要な事項
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル *平成 28 年 8 月 2 日策定	(3) 救援活動に必要な車両等の提供 (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) 被災市町に代行しての情報発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項	

3 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 市民への災害予防の広報

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送
- ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握
- エ 原子力災害時における空気モニタリング
- オ 市民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 高層建築物にとり残された被災者の救助

4 応援体制の整備

(1) 支援活動の準備

県、被災市町村等から応援要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。

(2) 支援体制の整備

派遣職員が派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることがないよう、食料、衣料品、情報伝達手段等各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を進める。

(3) 県との一体的支援

被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本市に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。市は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

5 受援体制の整備

大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、県（「愛媛県広域防災活動要領」（令和3年3月改定））等と連携し、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた「今治市災害時受援計画（令和4年4月修正）」に基づき、受援体制の整備を図る。

(1) 情報の提供と共有体制の明確化

災害対策本部に集約された管内の被害状況、被災者ニーズ等の情報を応援側に速やか

に情報提供し、応援側との情報共有を図るため、定期的な連絡会議の開催や本市側から応援側への業務の引継方法等の情報共有体制を明確にしておく。

(2) 受援体制の整備

災害対策本部の本部総括班内に、支援の受入調整を担当する「受援統括チーム」を設置し、外部との応援要請・受入れに関する調整を総合管理することとし、また、各班においても「受援業務担当窓口」を設置することで、各班の要望を受援統括チームで集約し、受援総括担当へ報告する仕組みを整備する。

(3) 応援側の活動環境の整備

応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

6 民間団体等との協力体制の確立

現在、愛媛県医師会、今治市医師会等と災害時における応援協力に関する協定を締結している。その他の民間団体、業者等に対しても、協力体制の確立を積極的に進めるとともに適宜協定の締結を図る。

※資料

資料 8-2 愛媛県消防広域相互応援計画

資料 19 今治市災害時応援協定一覧表

資料 19-3・1 東予地区広域消防相互応援協定書（東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合）

資料 19-3・2 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定（愛媛県）

資料 19-3・15 愛媛県消防広域相互応援協定書（愛媛県下の市町及び消防一部事務組合）

資料 19-3・16 愛媛県消防団広域相互応援協定書（愛媛県、県内市町及び消防一部事務組合）

資料 19-6・1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）

資料 19-6・2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）

第15章 情報通信システムの整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集、伝達体制を確立する。

1 現有施設状況

- (1) 市の有線施設
 - ア 災害時優先電話
- (2) 市の無線施設
 - ア 防災行政無線
 - イ 消防無線
- (3) 県の防災行政無線
 - ア 愛媛県防災通信システム

2 情報収集・連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模地震等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の執務時間外においても対応できるように配慮する。

3 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（緊急告知ラジオの普及も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確

認し、必要な措置を講ずる。

(2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。

(3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

(4) 機器の整備

ア 市防災行政無線等、情報伝達手段の整備充実

市防災行政無線等については、移動系無線局の統一化を図るとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）と連動した市全域をカバーする同報系無線局の整備を図る。

また、孤立地区対策として、市防災行政無線等による連絡体制のほか、衛星携帯電話を地区代表者等へ貸与するなどの対策を行う。

イ 今治市イントラネットの活用

災害情報等の迅速・的確な収集・伝達のため、市イントラネットを活用する。

ウ 防災活動支援のための携帯電話の活用

緊急情報伝達体制の確立のため、携帯電話の活用を推進する。

エ アマチュア無線の活用

地域の情報収集を図るため、アマチュア無線局を活用する。

オ 施設の耐震化

通信施設は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

(5) 消防緊急通信指令施設の整備拡充

高度情報社会に対応した防災システムを構築するため、最先端装置を導入し、消防隊の出動指令の自動化、受信機能向上を図っており、今後は総合的な管制システムの完成を図る。また、無線サイレン吹鳴装置を整備し、吹鳴スピーカーを利用した広報施設の整備を図る。

(6) 災害時優先電話指定の拡充

市各部、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充を西日本電信電話株式会社に要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。

(7) 他の情報手段の整備

インターネット、携帯電話、コミュニティFM放送（緊急告知ラジオ）、ケーブルテレビを利用した情報提供を拡充する。また、被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

(8) 職員参集メールの活用

市は、大阪管区气象台（松山地方气象台）が発表する地震・津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「職員参集メール」等を活用して、勤務時間外における地震・津波災害に対する初動体制を確立する。

4 担い手の確保

市職員に対して無線従事者資格の取得を積極的に奨励し、無線従事者の増員、確保を図

る。

5 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

被災地等の状況等をよりリアルにかつリアルタイムで把握するため、県消防防災ヘリコプターに搭載されたテレビカメラにより撮影された映像を県庁及び市の対策本部に電送するヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、迅速、的確な災害予防・応急対策活動の実施に努める。

(1) 災害予防対策活動

災害危険箇所の調査

(2) 災害応急対策活動

ア 被災状況の把握（建物の倒壊、土砂災害、河川・道路・橋りょう・港湾・漁港施設等の被害、交通渋滞及び交通障害の状況等）

イ 石油プラント、高速道路等における大規模事故の状況把握

(3) 救助活動

ア 地震・津波災害等における偵察、地上救助隊への情報伝達

イ 高層建築物火災の状況把握、地上救助隊への情報伝達

(4) 消火活動

火災時の偵察、地上消火隊への情報伝達

6 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、地震・津波災害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

※資料

資料 7-1 災害時優先電話一覧表

資料 7-2 愛媛県防災通信システム（地上系）一覧表

資料 7-3 消防通信施設一覧表

資料 7-4 今治市防災行政無線・IP 無線機配備一覧表

資料 19-2・1 災害時非常無線通信の協力に関する協定（今治市アマチュア無線非常通信協力会）

第16章 緊急輸送体制の整備

《基本的な考え方》

災害時に、緊急要員及び緊急物資の輸送、供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ緊急輸送体制の整備を行う。

《計画の体系》

第16章 緊急輸送体制の整備	
第1節	緊急輸送ネットワークの整備
第2節	陸上輸送の環境整備
第3節	航空輸送の環境整備
第4節	海上輸送の環境整備
第5節	運送事業者等との協力体制の整備

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

県指定の緊急輸送道路、防災拠点となる港湾及び拠点ヘリコプター離着陸場等を基軸にして、市輸送拠点及び市緊急輸送道路を定め、その他ヘリコプター離着陸場等も組み入れ、指定避難所等の被災住民とを有機的に結ぶ「緊急輸送ネットワーク」の形成及び整備推進を図る。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。

なお、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

第2節 陸上輸送の環境整備

1 市の緊急輸送道路の指定

災害時に迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう、前記「緊急輸送ネットワーク」を形成する県指定緊急輸送道路以外の路線について、市の緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

2 緊急輸送道路の整備

県指定及び市指定の緊急輸送道路にあたる道路及び橋りょうについては、地震が発生しても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検とともに耐震性を十分考慮した補強、

整備を進める。

3 市内輸送拠点の整備

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うための市内輸送拠点は、次のとおりである。これらの施設については、災害が発生しても十分機能するよう耐震性の強化等を図るとともに、運営管理方法等の検討を進める。

施設名称	所在地	電話番号	用途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘1番地2 新都市第1地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668-30	72-2725	〃

4 民間との協定締結の推進

災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所との間で、緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

5 燃料供給の環境整備

緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

第3節 航空輸送の環境整備

災害時に迅速確実な輸送を行うため、県や自衛隊等のヘリコプター運航に係る地上支援体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努める。

第4節 海上輸送の環境整備

災害時の緊急海上輸送に備え、県や海上保安部及び海上運送事業者等の関係機関と協議のうえ、輸送方法、運航方法等についてあらかじめ定めておく。また、地震発生時にも機能が発揮できるよう、港湾施設及び漁港施設の耐震化を図る。

第5節 運送事業者等との協力体制の整備

市は、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送

《予防》16 緊急輸送体制の整備

事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

また、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化に努める。

※資料

資料10-1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

資料10-2 緊急輸送道路一覧表

資料10-3 緊急輸送道路等位置図

第17章 防災都市づくりの推進

《基本的な考え方》

災害に強い都市構造の形成をめざし、市街地の面的整備や防災空間の整備、土木構造物等の耐震対策などにより、都市の防災機能の強化を図る。

また、避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤の整備を進める。

《計画の体系》

第17章 防災都市づくりの推進	
第1節	安全・安心な都市づくりの推進
第2節	市街地の整備
第3節	公園等オープンスペースの確保
第4節	道路施設の整備
第5節	建築物の耐震化及び不燃化
第6節	建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止
第7節	地下空間の浸水防止
第8節	コンピュータの安全対策

第1節 安全・安心な都市づくりの推進

防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の耐震化及び不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。

しかし、これらの施策を市全域で全面的に展開することは、巨額の費用を要し、市民の価値観の多様化や財政力の限界等から極めて難しい。

市としては、防災アセスメント結果等を踏まえて、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。

災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。

また、地震・津波災害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 地震・津波等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、津波、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用の誘導を制限し、必要に応じて、移転等も促進するなど、地震・津波災害に強い土地利用の推進に努める。

- (2) 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- (3) 市は、防災・まちづくり等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や今後策定予定の立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。
- (4) 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、津波、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2節 市街地の整備

市街地の中には老朽化が進んだ木造住宅の密集地が多い。そこで、老朽木造家屋が密集し、防災上課題を持つ地区については老朽建築物の建て替え・不燃化、狭隘道路の拡幅、広場の整備、避難施設の確保など、地域住民の参画と協働を図り、地区の特性を踏まえた段階的な防災対策を図る。

また、新たに開発される地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう、土地区画整理事業と合わせて地区計画制度の積極的活用を図る。

第3節 公園等オープンスペースの確保

公園、緑地は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての平常機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして、また、応急活動拠点として、防災上の役割も非常に高い。このような見地から、今後も防災的な役割を果たす公園、緑地の整備を図る。

第4節 道路施設の整備

道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、住宅密集地等においては火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を進めるとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替、補修を推進する。

1 道路の整備

本市は、防災効果の高い道路として都市計画道路を中心とした整備を推進している。これらの新設拡幅は、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、幹線道路から整備の推進を図りつつ防災性の高いまちづくりを進める。主として避難場所への避難路として位置付けられる道路、避難場所と主要な都市施設とを有機的に連携させる道路、災害応急対策活動の地区防災拠点となる公共施設周辺道路の整備推進を図る。

2 橋りょうの架替、補修

老朽化した橋りょうについては、災害発生時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになる。

このため、国、県道橋については、架替、補修等を要請するとともに、市道橋についてはその架替、補修等の整備を推進する。また、緊急輸送道路等については、橋りょうの耐震化を進める。

第5節 建築物の耐震化及び不燃化

本市は、従来から災害に強いまちづくりを推進し、被害発生の防止に努めているが、風の条件によっては火災の延焼が拡大するおそれがある。

このため、市街地における延焼防止及び建築物の規制強化、公共施設の耐震化、不燃化に関して積極的な施策を推進する。

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、災害により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、現在、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を推進している。この防火地域及び準防火地域は、集団的地域としての「建物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」「避難路及び避難場所周辺地区」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を行っている。今後もこれら防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、市内の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

2 屋根不燃区域の指定

防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によ

る屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃及び外壁の延焼防止を図る。

3 公共施設の耐震診断並びに耐震化、不燃化

既存の公共施設は、必要に応じ耐震診断を実施し安全性の確保に努めるとともに、今後建設する公共施設については、耐震性、不燃化に十分配慮する。

4 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断、改修の推進

防災アセスメント結果によると、古い建築物への被害が集中することが予想されるため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性を向上させる必要がある。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修を推進することが重要であるという認識のもと、次の対策を推進する。

(1) 公共建築物の耐震診断

災害時に災害対策本部を設置する市庁舎等や指定避難所として使用される学校など、防災上重要な市有建築物については、計画的に耐震診断を行い、補強等を順次進めていく。併せて、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材の耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

その他の建築物については、耐震診断の一層の推進を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断、改修

民間建築物の耐震性能向上に関する知識の普及、啓発を行うためにパンフレットの配布等を行うとともに、住宅金融支援機構等による助成制度の活用を推進する。

民間の木造住宅については、国庫補助事業等を活用して耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行うとともに、「わが家の耐震診断」等に関する相談会、過去の地震被害や耐震診断及び耐震補強工事の方法等の地震対策講座等により、市民の震災に対する防災意識の向上につながる情報提供や普及啓発を実施する。

(3) 耐震診断、改修の技術者の養成

耐震診断や耐震改修の業務の増大に対応するため、建築技術者等を対象に診断、改修に必要な技術を習得させるための講習会に参加させる。

(4) 「耐震改修促進計画」等の作成

既存建築物耐震診断、耐震改修を計画的、総合的に推進するための「耐震改修促進計画」等を作成するとともに、既存建築物に関するデータベースの整備による的確な情報管理を行う。

(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の的確な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する特定建築物の建築主に対する指導、助言等、建築物の耐震改修計画の認定等を的確に実施することによ

り、既存建築物の耐震改修の推進を図る。

5 不燃化及び耐震化の推進（耐火建築物資金融資制度の活用）

耐火建築物資金融資制度の積極的な活用を図るために指導を行い、建築物の不燃化を期すとともに地域の防災化の推進と併行して、建築物の耐震化の推進に努める。

なお、耐火建築物資金融資制度には、次の融資機関がある。

- (1) 住宅金融支援機構 …………… 災害関連、都市居住再生等融資
- (2) 独立行政法人都市再生機構 …………… 市街地施設付賃貸共同住宅建設資金貸付

第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止

宮城県沖地震や兵庫県南部地震において、がけやブロック塀等の崩壊、倒壊により多数の死傷者が発生し、新たな災害要因として注目されたが、平成13年芸予地震により本市でも同様の被害が多数発生した。

がけ、擁壁、ブロック塀等の対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるため、市は、法により規制指導や工法上の指導を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて改善指導を行う。

1 がけ、擁壁等の崩壊、倒壊防止

- (1) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。
- (2) 土砂災害警戒区域等が指定された場合、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (3) 土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、平常時から土砂災害情報を住民と行政機関が相互に通報できる体制づくりを推進する。
- (4) 擁壁等の防災工事の施工については多額の資金を要するため、土砂災害等の法により勧告又は命令を受けた者に対して、これら改修資金等の一部として、住宅金融支援機構の融資制度を紹介する。

2 ブロック塀等の倒壊防止

(1) 指導の強化

建築確認の際の指導を強化する。

一方、既存のブロック塀や石塀については、所有者等に向けて、以下の注意喚起を行うとともに危険が確認されたブロック塀等の所有者に対して、正しい施工方法や補強方法について指導を行う。

ア 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（国土交通省、平成30年6月21日）を

用いて安全点検を行うこと。

イ 安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること。

(2) 実態調査に基づく改善指導

危険なブロック塀に対し改善指導を行うため、県と協力して実態調査を実施する。

3 自動販売機の転倒防止

自動販売機はその場で倒れるよりも、前面の道路まで滑り出して倒壊する例が多かったといわれている。

このため、自動販売機が倒壊する場合、人体に対する危険のほかに地震発生後の緊急車両の通行障害になることも予想される。

これら自動販売機の倒壊防止については、国において昭和 54 年に日本工業規格として規定された「自動販売機の据付基準」に基づき、必要な措置を講ずるよう業者団体等に対し指導の徹底を図る。

4 落下物の防止

地震時には、市内のビルから落下物による被害が出るのが予想される。そこで、次の点に留意しながら事前防止に努める。

(1) 屋外広告物に対する規則

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えるものがあると予想される。このため、愛媛県屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を強化していく。

(2) 建築物外壁（タイル貼り等）はく落防止

建築物等のタイル貼り仕上げの外壁が地震の際にはく落し、被害を与えることが予想される。建築基準法に基づく検査に際しては、この点を十分留意し指導する。

(3) ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

5 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

6 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路及び緊急交通路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検、補修、補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震点検等を行い、落橋防止を図り安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
街路樹等	管理者	枯死した樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱、街路灯		設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋、 看板、広告物 等	道路管理者 警察署長	許可及び許可の更新に際し、構造の安全性の観点からも審査する。
	設置者及び 管理者	施設の点検を行い、補強等安全確保に努める。

7 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

建物倒壊による道路閉塞など防災上支障となる老朽危険空家については、「今治市空家等対策計画」に基づき、除却を進める。

第7節 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入り口における浸水を防止するための防水扉、防水板等施設の具体的事例、融資制度等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止施設の整備を推進する。

第8節 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、各種安全対策基準に基づき、耐震性を確保するとともに、災害時にも機能を確保できるようにデータやシステムのバックアップ等をとる。

また、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発に努める。

※資料

資料4-5 道路・橋りょう危険箇所一覧表

第18章 ライフラインの災害予防対策

《基本的な考え方》

水道、下水道、電気等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する関係機関相互及び他自治体等との広域応援体制の整備に努める。

《計画の体系》

第18章 ライフラインの災害予防対策	
第1節	水道施設
第2節	下水道施設
第3節	工業用水道施設
第4節	電力施設
第5節	ガス施設
第6節	電信電話施設
第7節	廃棄物処理施設

第1節 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講ずる。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時における市民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の統廃合を推進し、施設の更新並びに耐震化を図る。
- (4) 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業者との相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (6) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (7) 情報電送システム、監視、制御システムについても、電話回線不通に対応できる体制をあらかじめ確立しておく。
- (8) 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、老朽管など施設の老朽度を把握するとともに、地形、地質の状況を勘案して優先度を見極め、更新等の耐震化整備を計画

的に推進する。

また、耐浪化については、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図る。

第2節 下水道施設

1 施設の耐震化・耐浪化

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管きょ、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を推進する。

また、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

津波被害を受ける下水道施設については、耐浪化に努めるとともに、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

2 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を冗長化するとともに、計画的な下水道施設の整備並びに暫定設備として必要な資機材の確保に努める。

3 耐震点検の実施

地震による被害の発生を最小限に抑制するため、幹線管きょ、ポンプ場及び終末処理施設は、耐震診断等の調査を実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

4 施設の補強・整備

(1) 管きょ

防災アセスメント結果を参考に、軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、転圧の品質管理による液状化抑制手法を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

(2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

第3節 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には耐震設計・耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 地盤の軟弱な場所について、特に処理工法等を十分に調査研究し、必要な措置を講ずる。
- (3) 老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。

第4節 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等は、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進める。また、耐浪化についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるなど災害予防措置を講ずる。

防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

1 設備面の対策

(1) 発電・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

(2) 送電・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等を生ずるおそれのある軟弱地盤にある施設については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を行う。

(3) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

(3) 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食料その他の物資

(4) 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第5節 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性・耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施などにより災害予防対策を推進する。

1 施設の整備

- (1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。
- (2) 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。
- (3) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。
- (4) ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継手及び可とう性のあるものとする。
- (5) 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化を図る。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は関係機関及びメーカー等から速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、ガス利用家庭の支援のための代替え熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、震度5弱以上の地震を覚知した場合は、全員指定の場所に参集するものとする。

4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設の被害又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。

- (2) 200 ガル（震度5程度）以上の地震を感知した場合は、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。
- (3) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓の閉止及びガス器具の使用禁止について周知を図る。

6 地震計の設置

事業所に地震計（S I 計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

第6節 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐浪・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

1 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

耐浪性を考慮し、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るよう努める。

2 局舎内設備の整備

- (1) 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講ずる。
- (2) 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。
- (3) バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

3 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。耐浪化については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

4 災害対策用機器の整備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。
- (2) 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。
- (3) 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を

配備する。

- (4) 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

5 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

6 ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

7 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

8 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

第7節 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

ごみ廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

※資料

資料8-5 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

第 19 章 公共土木施設等の災害予防対策

《基本的な考え方》

道路、河川、海岸、港湾、漁港、農業用施設等の各種公共土木施設等は、災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備推進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

さらに、災害復旧、復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

《計画の体系》

第 19 章 公共土木施設等の災害予防対策	
第 1 節	道路施設
第 2 節	河川管理施設
第 3 節	海岸保全施設
第 4 節	港湾施設
第 5 節	漁港施設
第 6 節	農業用施設

第 1 節 道路施設

1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 点検の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的を実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等に対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、補強や整備を実施する。

(1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行う。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

4 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2節 河川管理施設

1 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 点検の実施

河川管理者は、目視等による点検を実施し、耐震対策等の必要な箇所の把握に努める。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第3節 海岸保全施設

1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や、堤防・護岸等のかさ上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性のある箇所等、地震や津波により被害が発生する危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努める。

2 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、愛媛県海岸保全基本計画とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

第4節 港湾施設

1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難・救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾管理者は、防災拠点となる港湾（今治港）について、耐震強化岸壁、臨港道路等を整備し、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないように管理する。

2 海上輸送と道路輸送の連結

海上輸送については、道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

3 耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる港湾（今治港）の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

4 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検及び新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等補強や整備を実施する。

5 脆弱箇所の情報共有

港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

第5節 漁港施設

1 物資輸送の確保

地震・津波などの災害発生時、防災拠点漁港（宮窪漁港）は防災拠点港湾（今治港）を補完し、緊急避難や、救難・救助、緊急物資輸送の支援拠点としての機能が求められるため、漁港管理者は防災拠点となる漁港について、耐震強化岸壁、主要陸揚げ施設・輸送施設（アクセス道路）の耐震化、緊急物資の一時保管用地の確保に努め、震災時の緊急物資輸送拠点としての利用に支障がないように管理する。

2 水産物生産拠点の確保

水産物の生産拠点漁港のうち特に重要な漁港は、防災拠点港湾・漁港を補完し、災害が発生した場合に緊急避難や、救難・救助、地域の水産業の早期再開拠点として機能するよう、漁港管理者は、主要陸揚げ施設、輸送施設（アクセス道路）等の耐震化等に努め、水産物生産拠点としての利用に支障がないように管理する。

3 海上輸送と道路輸送の連結

海上輸送については、道路輸送ネットワークと密接に連携させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとするよう努める。

4 耐震点検の実施

漁港管理者は、防災拠点となる漁港（宮窪漁港）の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

5 施設の補強・整備

漁港管理者は、耐震点検及び新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

第6節 農業用施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

1 農地

地震等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備を行う。

2 農林用施設

地震等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

また、農林道については、危険箇所の改良、舗装事業を実施する。

3 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、農村地域防災減災事業等により防災減災対策を講ずる。

緊急連絡体制の整備や被害想定区域及び避難場所等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。

ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

4 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

※資料

資料4-3 防災重点ため池一覧表

資料19-5・1 災害時における応援出動に関する協定（今治造園建設業協会）

資料19-5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

資料19-5・3 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクテ

イオ)

資料19-5・4 災害時における応急対策業務に関する協定書（愛媛東予クレーン協同組合）

資料19-5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

資料19-5・7 災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部）

第20章 危険物施設等の災害予防対策

《基本的な考え方》

地震発生時において、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

《計画の体系》

第20章 危険物施設等の災害予防対策	
第1節	危険物施設
第2節	高圧ガス施設

第1節 危険物施設

災害時においては、施設の損傷が予想され、状況によっては、二次災害の発生危険がある。

このため、危険物施設の現況を把握するとともに、法令上の基準の遵守、自主的な定期点検等による維持管理の強化及び自主保安体制の確立、訓練等の充実を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

また、危険物施設等の設置又は変更許可申請時に逐次指導する。

2 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

3 防災車両、資機材の整備

市は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備・拡大を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第2節 高圧ガス施設

高圧ガス事業所による災害時の保安体制の確立を推進するほか、防災訓練等による予防活動を推進する。

1 高圧ガス事業所

(1) 防災対策

- ア 経済産業省及び県は高圧ガス保安法に基づいて許可を行い、届出を受理している。これらの施設について、実態を把握し、警防活動の参考にする。
- イ 高圧ガス関係の消防上必要な事項について届け出させ、これによって施設の実態を把握し、防災上の不備欠陥箇所の是正を指導するとともに、災害対策を検討し、訓練の徹底を図り、災害予防活動の推進を図る。
- ウ 立入検査を実施し、防災設備の維持管理について指導し、防災処置を講じさせるとともに、防火管理者等による自主保安体制を確立し、その推進を図る。
- エ 高圧ガス保管施設における火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。

(2) 耐震対策

- ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策を実施する。
- イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策を実施する。
- ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化を促進する。
- エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置を徹底する。

2 一般消費家庭

(1) 設備の設置

- ア ガス放出防止器の設置を促進する。
- イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒、転落防止措置を徹底する。
- ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底を促進する。

第21章 資機材等の点検整備

《基本的な考え方》

市及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設等について、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行う。

1 点検整備を要する資機材

- (1) 水防用備蓄資機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 警備用装備資機材
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 油災害対策用資機材
- (10) 給水用資機材
- (11) 消防用資機材
- (12) 水道、下水道施設の復旧に必要な資機材
- (13) 交通施設等の復旧に必要な資機材

2 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
 - イ 薬剤等については、効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取換
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。

- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充などの措置を講ずる。

第 2 2 章 地震防災緊急事業五箇年計画

《基本的な考え方》

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することとなった。

これを受け、県は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に進めた。

今治市において、現在実施している地震防災緊急事業（令和 3 年～令和 7 年）は次のとおりである。今後も、防災施設の整備、防災拠点施設の耐震化等の事業計画を継続して推進する。

○第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画（令和 3 年～令和 7 年）

事業種類	内 容
避難路	街路事業 今治駅西高橋線(片山工区)(市) 今治市 0.40km 第 5 次五箇年計画からの継続
消防用設備	災害対応特殊消防ポンプ自動車 1 台 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 2 台 救助工作車、救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置 1 式 消防ポンプ自動車 12 台 小型動力ポンプ付積載車 11 台 耐震性防火水槽 (60 m ³ 型) 3 箇所 消防団拠点施設 1 箇所 小型動力ポンプ付積載車 (軽四) 13 台 小型動力ポンプ 37 台
緊急輸送道路	社会資本整備総合交付金 (防災・安全) 橋梁改良 1 橋
緊急輸送港湾施設	港湾整備事業 今治港蔵敷地区 N=1 バース
海岸保全施設	農山漁村地域整備交付金事業 (津波高潮) 桜井漁港海岸護岸等 L=200m、盛漁港海岸護岸等 L=165m、棕名漁港海岸胸壁 L=290m、宮窪漁港海岸胸壁 L=1100m、友浦漁港海岸胸壁 L=250m、小部漁港海岸護岸等 L=110m、田之尻漁港海岸護岸等 L=250m
保安施設	復旧治山 3 箇所*

*保安施設の事業主体は愛媛県

○今後取り組むべき事業

事業種類	内 容
消防防災施設の整備	防災情報システム 地域防災拠点整備
コミュニティ防災資機材	自主防災組織への防災資機材
物資及び資機材の備蓄及び 備蓄倉庫の整備	非常食、医薬品、日用品、毛布、浄水器等の備蓄防災倉庫 (指定一般避難所)の整備・改築
公共施設耐震化事業	本庁、支所等の耐震化 指定一般避難所となる公民館等の整備・耐震化
道路事業	橋りょうの長寿命化 緊急輸送道路及び避難路の整備・改築
港湾及び漁港施設	防災上重要な施設の耐震化、機能強化及び長寿命化

第23章 災害復旧・復興への備え

《基本的な考え方》

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるため、平常時から事前に取り組むことができる各種対策を進める。

《計画の体系》

第23章 災害復旧・復興への備え	
第1節	平常時からの備え
第2節	複合災害への備え
第3節	災害廃棄物の発生への対応
第4節	各種データの整備保全
第5節	地震保険の活用
第6節	保険・共済の活用
第7節	罹災証明書交付体制の整備
第8節	事前復興計画策定の検討

第1節 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2節 複合災害への備え

市は、県や防災関係機関とともに、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生ずるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるよう努めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくよう努める。

市は、県や防災関係機関と協働し、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

市は、県と協力し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び関係機関・民間事業者等との協力体制並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

市は、県と協力し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

また、市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第4節 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の継続と対象の拡大に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第6節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

第7節 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害時に速やかに被災者への罹災証明書の発行ができるよう、罹災証明書発行事務担当者への「罹災証明発行事務マニュアル」の習熟を図る。

さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について推進する。

第8節 事前復興計画策定の検討

1 事前復興計画の策定

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した際には、市内の各地において、揺れや津波等により甚大な被害を受けることが想定され、復旧・復興が長期化することで、市民の故郷での再建への意欲を削ぎ、人口流出や地域活力の衰退につながるおそれがある。

地域の存続と持続的な発展のためには、被災後の速やかな復興が不可欠であり、そのためには、事前に復興の手順や体制、復興後のまちの姿等を検討する（復興の事前準備）とともに、復興後のまちの姿の検討を通じて、現段階で取り組むことが可能な備えを実行していく（復興の事前実施）ことが重要である。

(1) 事前復興計画の概要

ア 事前復興計画とは

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性（復興ビジョン）や進め方（復興プロセス）等を定めた計画を事前復興計画という。

イ 事前復興計画の策定の必要性

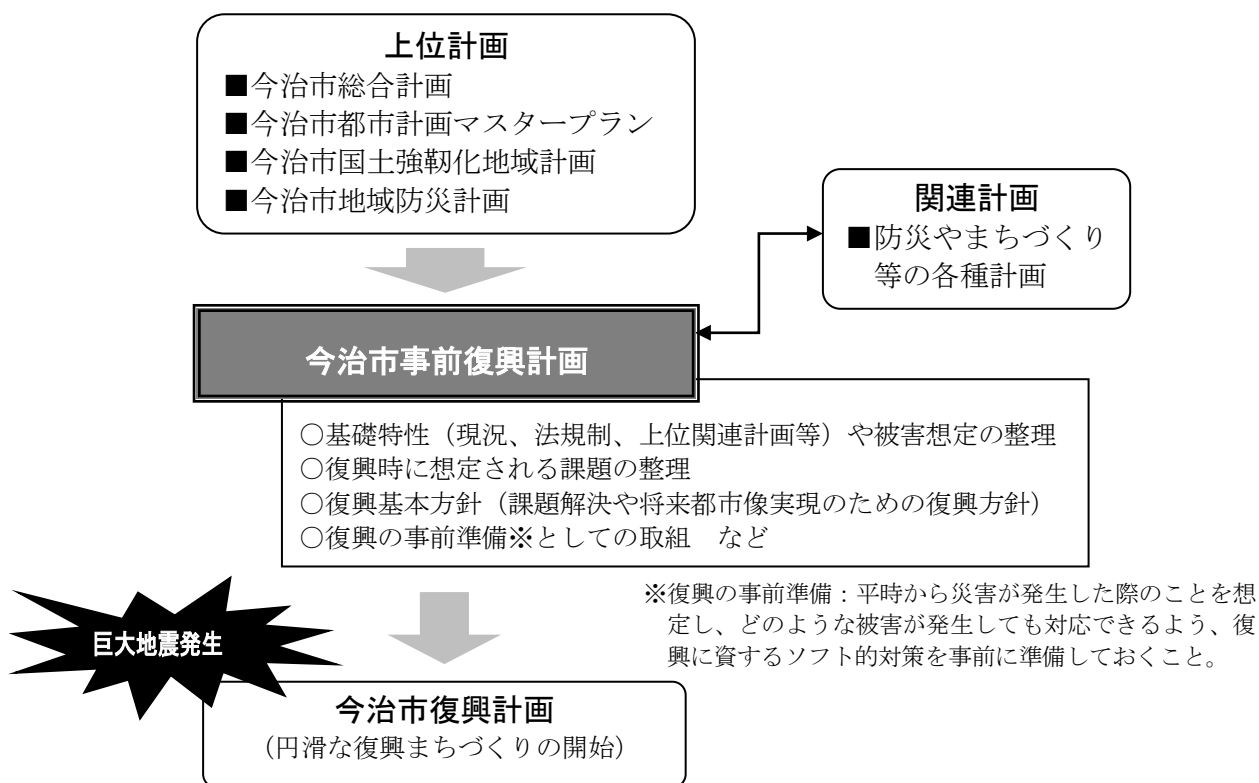
東日本大震災の被災自治体の多くでは、発災後の混乱の中、住民の合意形成等に苦慮したため、「復興計画」（復興まちづくりに関する総合的な計画）の策定に遅れが生じ、その結果、復興事業の着手についてもさらに遅れが生じていた。

本市においても、地震調査研究推進本部の長期評価によると、南海トラフ巨大地震が10年以内約30%、30年以内70～80%の確率で発生することが予想されており、その結果本市に生じる被害は、死者約641人、全壊する建物が約9,097棟などと想定（「愛媛県地震・津波被害想定（平成24～25年度）」）されており、防災・減災の取組はもちろん、発災後の復興に関する事前の取組も必要となっている。

ウ 事前復興計画の位置付け

事前復興計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「今治市総合計画」、本市のまちづくりの方向性等について定めた「今治市都市計画マスタープラン」、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らない強靱なまちづくりについて定めた「今治市国土強靱化地域計画」、市の防災対策等について定めた「今治市地域防災計画」を上位計画とし、その他の防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定する必要がある。

発災後に策定する「復興計画」については、事前復興計画を踏まえ策定するものである。



2 事前復興計画の策定の検討

市は、復興まちづくりの基本理念を踏まえ、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した復興後のまちづくりを検討し、被災後の復興計画の基礎となる「事前復興計画」の策定について検討を進める。

なお、計画策定の検討にあたっては、「南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針（令和3年3月）」を参考にすることとする。

第 3 部 災害応急対策計画

第1章 応急措置の概要

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害発生の防ぎよ、情報の収集・伝達、避難援助、避難生活支援、救援対応、ライフラインの確保及び災害拡大防止等について、市、県、住民、関係機関のとるべき措置について定める。

1 市のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれのある場合に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害情報及び被害情報の県（国）に対する報告
- (3) 気象に関する予警報の周知徹底
- (4) 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 災害応急対策の実施状況や住民の混乱防止に必要な広報
- (8) 消防団に対する出動命令又は自衛隊、警察官、海上保安官等に対する出動要請
- (9) 広域応援の要請及び応援受入れ
- (10) 指定避難所等の設置・運営
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災者の救助、救護、防疫、保健衛生、その他の保護
- (13) 緊急輸送の実施及び被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (14) 応急文教対策の実施
- (15) 施設、設備等被災箇所の応急復旧
- (16) 自主防災組織との連携及びボランティア等への支援
- (17) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (18) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害時の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給

《応急》 1 応急措置の概要

- (10) 救援物資の調達
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他の応急対策の実施

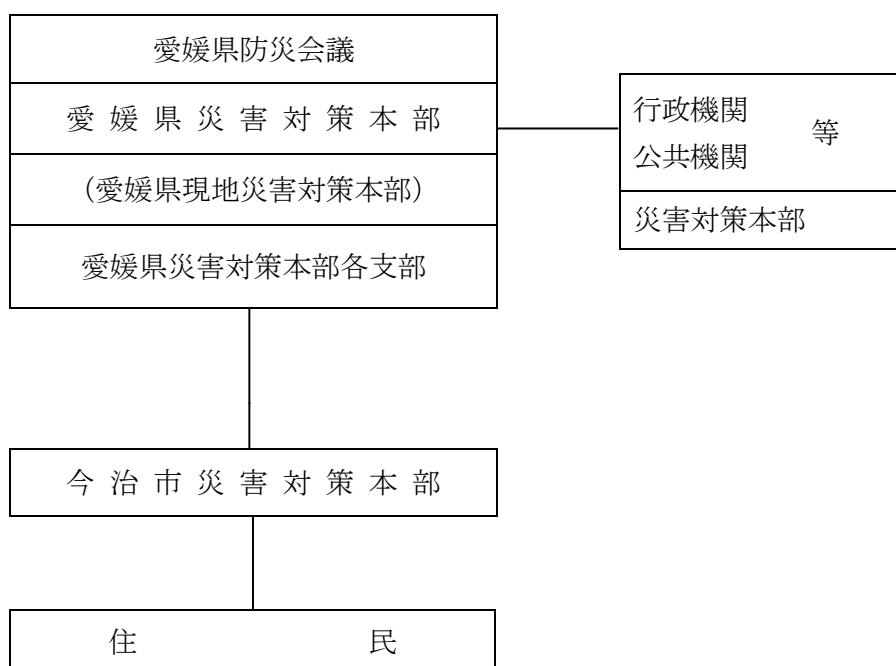
3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市、警察、海上保安部等への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地帯への避難

4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の市に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の市に対する要請
- (3) 市の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 応急活動体制

《基本的な考え方》

市域に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等の組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、応急対策活動を実施するための体制を整備する。

《対策の体系》

第2章 応急活動体制	
第1節	活動体制の区分・配備
第2節	災害警戒本部
第3節	災害対策本部
第4節	活動体制区分別職員配備（地震・津波）

第1節 活動体制の区分・配備

地震の規模、被害状況、津波予報の種類等により、『災害警戒本部』・『災害対策本部』の体制で応急対策を講ずる。

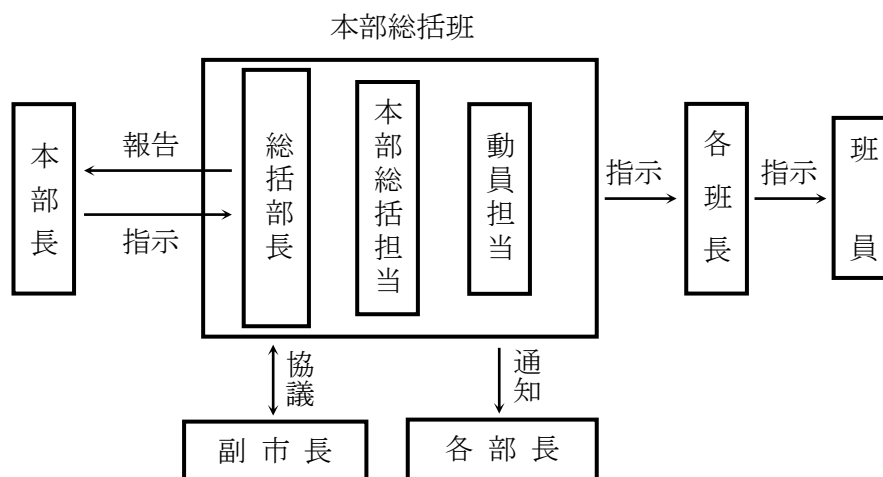
1 活動体制の区分及び配備基準

	配備区分	配備基準	活動内容
災害警戒本部	事前配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度4の地震が発生したとき（自動発令）。 ○ その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき。 <p>[移行手順] 配備された人員の判断・連絡に基づき、危機管理監が第1次配備への移行を決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少数の人員により情報の収集活動を行い、本部総括班（本部総括担当）に調査の報告をする。
	第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度4の地震が発生し、被害の状況により必要があると認められたとき。 ○ 津波注意報が発表されたとき（自動発令）（災害対策本部設置）。 ○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき（災害対策本部設置）。 ○ その他の状況により副市長が必要と認めたとき。 <p>[移行手順] 配備された人員の判断・連絡に基づき、副市長が第2次配備への移行を決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警戒本部を構成する関係各課が自課で活動 ○ 災害に関する情報の収集活動を行い、災害警戒のための情報連絡を行い、事務局に調査の報告をする。
	第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱の地震が発生したとき（自動発令）。 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき（災害対策本部設置）。 ○ 津波注意報が発表された後、水防救護事態の発生が予想され、警戒を必要とするとき。 ○ その他の状況により副市長が必要と認めたとき。 <p>[移行手順] 副市長は、総合的判断に基づき、災害対策本部の設置を必要と認めるとき、市長に要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警戒本部を構成する関係各課が自課で活動 ○ 災害に関する情報の収集活動を行い、災害警戒のための情報連絡を行い、事務局に調査の報告をする。
	第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5強の地震が発生したとき（自動発令）。 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ○ 津波警報が発表されたとき（自動発令）。 ○ 現に災害が発生しつつあり又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき。 <p>[移行手順] 災害対策本部会議の協議により決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局地的災害に対する応急対策活動の実施 ○ 広範囲な災害に備える活動体制の確立
災害対策本部	第4次配備・全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発令）。 ○ 大津波警報が発表されたとき（自動発令）。 ○ 市全域に大災害が発生し又は発生のおそれのある場合並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 ○ その他の状況により市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広範囲な災害に対する応急対策活動の実施

※活動体制区分と配備区分は、市長（副市長）が状況に応じて弾力的な運用をすることができる。

2 動員及び参集

- (1) 震度4以上の地震が発生したときは、自動発令とし、所定の職員は自発的に手段を尽くして、所定の場所に参集する。
- (2) 動員指示伝達系統



3 職員の配備及び報告

(1) 職員の配備

各班長は、配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置を講ずるものとする。

ア 所属職員の掌握

イ 参集職員の所定の配備場所への配置

(2) 職員動員の報告

各班長は、所属職員の参集状況を把握し、その結果を本部総括班長に報告する。

本部総括班長は、各部職員の参集状況を取りまとめる。

(3) 職員の健康管理等への配慮

長期にわたる災害対応となった場合においては、対応職員の交代制をとり、職員の健康管理等に配慮する。

4 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

- 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機しておく。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。
- 現場に出動した場合には、『今治市災害対策本部』の腕章を着用する。
- 自らの言動で、市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

主に勤務時間外における遵守事項

- 地震が発生し、その地震が「活動体制の区分及び配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予想されるときは、参集指示を待つことなく、自主的に所定の場所に参集する。
- 災害の状況により、所定の場所への参集が困難な場合は、最寄りの支所に参集し、各支所長の指示に基づき災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態により、いずれの場所にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長に連絡する。
- 災害のため、緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、可能な限り食料1食分以上を持参する。
- 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長（参集場所の責任者）に報告する。

第2節 災害警戒本部

1 災害警戒本部の組織及び活動体制

- (1) 災害警戒本部の組織は、災害対策本部の組織を準用する。
- (2) 災害警戒本部の配備体制は別表（第4節 活動体制区分別職員配備（地震・津波））のとおりとする。
- (3) 職務権限

災害警戒本部長は副市長とする。副市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	教育長	2	危機管理監（地域振興部長）
--------	---	-----	---	---------------

- (4) 設置場所
災害警戒本部の設置場所は市庁舎附属棟とする。

2 災害警戒本部会議

本部会議は、災害対策本部会議規則を準用する。

- (1) 会議の招集
本部長は、災害の状況に応じて、災害警戒本部会議を招集する。
- (2) 構成員
構成員は、以下のとおりとする。

名 称	部等名称	役 職
本部長		副市長
副本部長		教育長
災害警戒本部員		危機管理監（地域振興部長）
	総括部	防災安全局長
	情報部	総務部長
		市議会事務局長
	物資供給部	産業部長
	医療救護部	健康福祉部長
	福祉対策部	こども未来部長
	市民環境部	市民環境部長
	避難所部	総合政策部長
		副教育長
	応急対策部	建設部長
		上下水道部長
	消防部	消防長
	消防団	消防団長
本部総括班長	防災危機管理課長	
関係機関の長		

(3) 協議事項

協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|--|
| ア 被害情報の収集及び分析
イ 初期応急対策の検討
ウ 事態の推移に伴う今後の対応策と配備体制の検討
エ 市長からの特命事項
オ その他災害対策に必要な事項 |
|--|

3 所掌事務

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の準備に関すること。
- (4) その他災害対策本部の班の分掌事務に基づく。

4 災害警戒本部の解散基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 災害の発生するおそれがなくなったとき。
- (3) 災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。

第3節 災害対策本部

市長は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき『今治市災害対策本部』（以下「市対策本部」という。）を設置する。

また、災害の規模・状況等により、災害地にあつて市対策本部の事務の一部を行う組織として「現地災害対策本部」を設置することができる。

1 災害対策本部の組織

(1) 市対策本部の組織及び事務分掌は「今治市災害対策本部条例」に定める。

(2) 職務権限

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副市長	2	教育長	3	危機管理監（地域振興部長）
--------	---	-----	---	-----	---	---------------

(3) 設置場所

市対策本部は市庁舎附属棟に設置する。ただし、本部長が市対策本部として機能できないと判断したときは、消防庁舎に市対策本部を移設する。

2 組織の概要

(1) 本部長は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、市対策本部機構は、本来の行政組織を主体にして機能別に編成する。

(2) 副市長、教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 危機管理監（地域振興部長）は、副本部長を補佐する。

(4) 各部長相当職を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

(5) 本部長の命令あるいは市対策本部で決定した事項は、部長を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、市対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部総括班（本部総括担当）を通じて市対策本部に連絡する。

(6) 班長は、各班を指揮監督する。

(7) 班員は班長の命を受けて、災害対策に従事する。

3 本部会議

本部会議は、市対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1) 本部会議員

本部会議員は、以下のとおりとする。

名 称	部等名称	役 職	
本部長		市 長	
副本部長		副市長	
		教育長	
災害対策本部員		危機管理監（地域振興部長）	
	総括部	防災安全局長	
	情報部		総務部長
			市議会事務局長
	物資供給部	産業部長	
	医療救護部	健康福祉部長	
	福祉対策部	こども未来部長	
	市民環境部	市民環境部長	
	避難所部		総合政策部長
			副教育長
	応急対策部		建設部長
			上下水道部長
	消防部	消防長	
	消防団	消防団長	
本部総括班長	防災危機管理課長		
関係機関の長			

(2) 協議事項

協議事項は、おおむね次のとおりとする。

ア	災害応急対策の基本方針に関すること。
イ	動員配備体制に関すること。
ウ	各部間調整事項に関すること。
エ	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定に関すること。
オ	自衛隊災害派遣要請に関すること。
カ	他市町への応援要請に関すること。
キ	国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
ク	災害救助法適用に関すること。
ケ	現地災害対策本部に関すること。
コ	その他災害応急対策の重要事項に関すること。

4 市対策本部の所掌事務

市対策本部の所掌事務は、「資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務」のとおりとする。

なお、各支所における「資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務」の対応状況については、支所総括班長が管轄する各支所の情報をとりまとめ、総括部長に適宜報告する。

また、支所総括班長は必要に応じ、各支所の応急活動について関係する班長との調整を行い、各支所の支援を行う。

5 市対策本部設置の通知

市対策本部を設置した場合は、直ちに次のとおり関係機関に通知する。

報告、通知、公表先等

報告、通知、公表先	連絡担当者	報告、通知、公表の方法
市 民	本部総括班（広報担当・本部総括担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、報道機関、市ホームページ、SNS等
県知事（地方局経由）	本部総括班（本部総括担当）、情報班（情報整理担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長		
その他防災関係機関		
隣接市町長		
報道機関	本部総括班（本部総括担当・広報担当）	Lアラート（災害情報共有システム）、電話、口頭又は文書

6 市対策本部の運営上必要な資機材等

本部総括班（本部総括担当）は、市対策本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

(1) 市対策本部開設に必要な資機材等

- 今治市災害対策図（各種被害想定図を含む。）の設置
- 被害状況一覧・ホワイトボード等の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオ、テレビの確保
- パソコン等OA機器の確保（市災害情報管理システム等）
- プロジェクター、モニター等の確保
- コピー機等の複写装置の確保
- デジタルビデオ、ICレコーダー、デジタルカメラ等の記録装置の確保
- 防災関係機関、協力団体等の電話番号一覧表
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 地域防災計画書、その他必要書類
- 被害状況連絡票その他書式類の確保
- 場内放送用マイクロホン、掲示板
- 強力ライト（懐中電灯）、救急箱、担架、その他必要資機材の確保

(2) 通信手段の確保

- 防災行政無線、簡易無線
- 消防無線
- 衛星携帯電話
- 電話
- F A X
- パソコン（インターネット接続可能なもの）
- その他必要通信装置

(3) 各種情報機器の確保

- 震度情報ネットワークシステム
- 県防災通信システム

(4) 電源の確保

停電に備え、自家発電設備（連続運転可能時間 72 時間）の再点検を行い、電源の確保を図る。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模・状況等により、災害地にあつて市対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置く。
- (2) 現地災害対策本部要員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

8 市対策本部の解散

市対策本部の解散基準は、次のとおりである。

- (1) 災害の発生のおそれなくなったとき。
- (2) 災害に対する応急対策の措置が終了したとき。

第4節 活動体制区分別職員配備（地震・津波）

活動体制区分別職員配備については、「資料 2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制」を参照する。

※資料

- 資料 2-1 今治市災害対策本部条例
- 資料 2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務

《応急》2 応急活動体制

資料2-3 今治市災害対策本部・災害警戒本部（水防本部）機構図

資料2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制

資料2-5 職員参集基準

資料19-1・4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

※様式

様式3 参集記録票

第3章 情報活動

《基本的な考え方》

関係各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

また、市は、県震度情報ネットワークや気象台から発表される地震・津波情報、二次災害に結びつく災害情報、被害情報を関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに市民、県、関係機関に伝達する。

《対策の体系》

第3章 情報活動	
第1節	情報連絡体制
第2節	地震直後の情報活動
第3節	地震及び津波関連情報の収集、伝達
第4節	被害状況の収集、伝達

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当・広報担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の総括に関する事。 ・災害記録、被害写真に関する事。 ・国、県への被害状況報告に関する事。 ・市民等への情報の伝達に関する事。
情報班（情報収集担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関する事。
情報班（情報整理担当） 消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団（各方面隊）との連絡に関する事。 ・災害情報の整理・分析に関する事。 ・災害情報等の収集連絡に関する事。 ・災害の記録に関する事。
支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・支所との連絡、災害情報の収集・整理に関する事。 ・支所管内の情報収集、伝達に関する事。
情報班（被害調査担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び宅地等の被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係者、漁協等関係団体への情報の伝達に関する事。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関する事。

第1節 情報連絡体制

1 本部連絡員の派遣

防災関係機関は、市対策本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を市対策本部（本部総括班）に派遣する。本部総括班（本部総括担当）は、防災関係機関の本部連絡員の執務や会議等に必要なスペースを確保する。

なお、本部連絡員は、連絡可能な無線等を携行し、所属の機関との連絡にあたる。

2 有線通信網の利用方法

(1) F A X、市イントラネット等の優先利用

市対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A X、市イントラネットによる文書連絡によって行う。

(2) 災害時優先電話の利用

電話回線が輻輳し一般電話がかかりにくい場合は、西日本電信電話株式会社があらかじめ指定する災害時優先電話を利用する。なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

(3) 非常、緊急通話等の利用

一般電話による通話が不能もしくは困難な場合は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条第1項の規定により、次のとおり、非常又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。非常、緊急電報の利用についても同様とする。

ア 非常、緊急通話の利用請求

非常、緊急通話の利用請求は、特別な事情がある場合を除き、西日本電信電話株式会社があらかじめ指定する災害時優先電話により行う。

非常、緊急通話は、市外局番なしの「102番」へかけ、オペレータへ請求する。請求にあたっては、次のことを申し出る。

- (ア) 非常通話又は緊急通話の申込みであること。
- (イ) 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）
- (ウ) 相手の電話番号、機関名（着信者）
- (エ) 通話の内容

イ 非常、緊急電報の利用

非常時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書き最寄りの電報取扱所に申し込む。

ウ 接続、電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局及び電報取扱所は、次表の区分により、優先的な取扱いを実施する。

区 分	内 容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。

3 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システムを利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発動発電機が設置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等によるほか、衛星携帯電話等を活用する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関、災害現場等に出動している各部及び配備している市域の防災関係機関との連絡は、市防災行政無線（移動系）、市災害情報管理システム（市防災情報ポータル）等により行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、衛星携帯電話、伝令の派遣による。文書連絡については、市災害情報管理システムにより行うとともに、携帯電話等データ通信によるインターネット利用を検討する。

(3) その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち非常通信を行うことができる。

災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し非常通信を行う。

4 無線通信の利用

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、必要に応じて通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

5 連絡系統

災害時の市対策本部を中心とする連絡系統は、次のとおりである。

第2節 地震直後の情報活動

1 緊急地震速報

緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と予測された場合、予測震度4以上の地域に、テレビ、ラジオ、携帯電話、その他受信端末を通じて伝達される。緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線等により市民等への伝達に努める。

(1) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経路による市の防災行政無線等を通して市民等へ伝達される。

2 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムとは、県下全ての市町に震度観測装置を設置し、地震の震度を市町で覚知すると同時に、県及び消防庁でも把握することができるシステムである。なお、本市では、震度観測装置を消防本部（南宝来町2-1-1）、支所に設置し、震度情報は消防署、支所にて覚知する。

3 システムの活用

地震を覚知したときは、この震度情報ネットワークシステムにより本市における震度の把握を行い、災害応急活動体制に基づく職員の配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

第3節 地震及び津波関連情報の収集、伝達

1 地震及び津波関連情報の収集

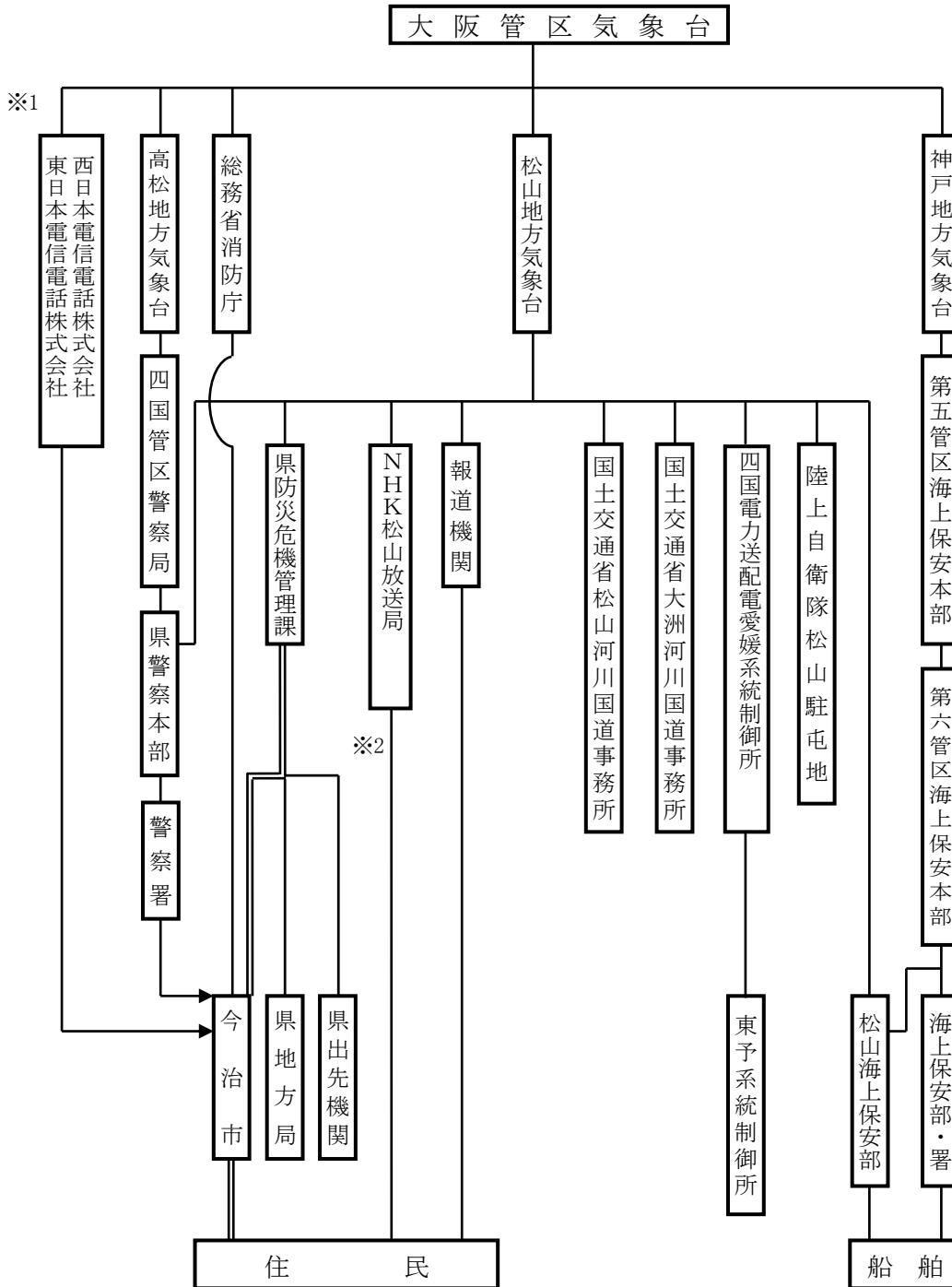
大阪管区气象台（松山地方气象台）から県等を通じて本市に伝達される地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。

(1) 情報の流れ

津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次に示すとおりである。

大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波に関する情報の伝達系統図

令和4年5月現在



※1：津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 情報の種類及び内容

ア 地震に関する情報

大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は愛媛県東予）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報 （注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報 （注）	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載） ※（参考）令和4年度後半からは、約10分後に発表予定
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注) 気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警 報	予想される 津波の高さ が高いところ で3mを 超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、 直ちに高台や避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報が解除さ れるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される 津波の高さ が高いところ で1mを 超え、3m以 下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生します。人は津波 による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直 ちに高台や避難ビルなど安全な場 所へ避難する。警報が解除される まで安全な場所から離れない。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
津波 注意報	予想される 津波の高さ が高いところ で0.2m以上、 1m以下 の場合であ って、津波に よる災害の おそれがある 場合	1 m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流失し小型船舶が転覆す る。 海の中にいる人は直ちに海 から上がって、海岸から離れ る。 海水浴や磯釣りは危険なの で行わない。 注意報が解除されるまで海 に入ったり海岸に近付いたり しない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報区の対象区域

津波予報区	区 域
愛媛県瀬戸内海沿岸	愛媛県（瀬戸内海沿岸に限る。）

ウ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

エ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※1} や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※2}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※3}

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※3 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^(注))の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

オ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ① 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ② 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ① 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ① 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ② 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ① 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ② 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

カ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 地震及び津波関連情報の伝達

本部総括班（本部総括担当・広報担当）、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）、応急対策班、消防班、消防団は、県から通知された地震及び津波に関する情報等を、必要に応じて迅速かつ正確に関係各部局等及び市民へ伝達する。

(1) 津波警報等の情報伝達の留意事項

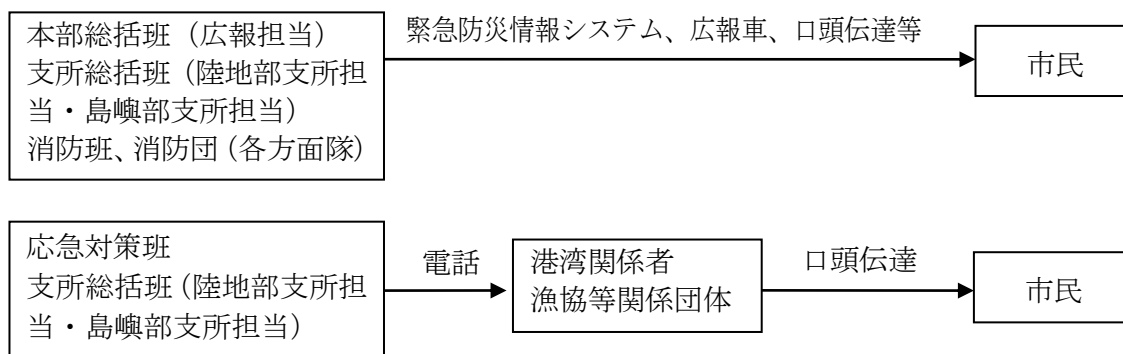
大阪管区気象台（松山地方気象台）は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

また、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取りかかることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(2) 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。



3 津波に関する措置

(1) 「津波注意報」が発表されたとき

ア 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。

イ 住民、漁協等関係団体、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報に注意するよう呼びかける。

ウ 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。

(2) 「大津波警報」「津波警報」が発表されたとき

ア 直ちに住民、漁協等関係団体、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

イ 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。

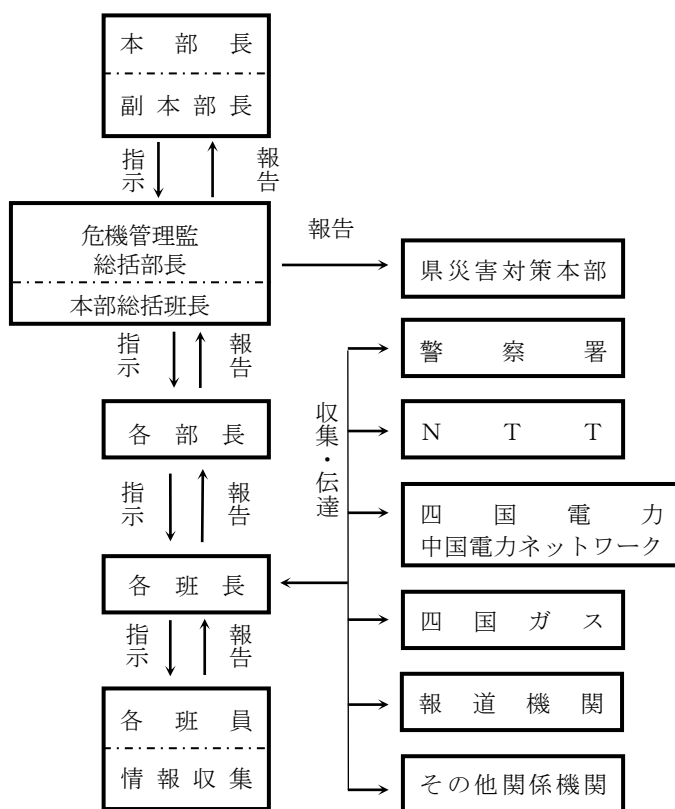
ウ 津波は、津波浸水深が 1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流出があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できる

- だけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退避難を原則とする。
- (3) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
- ア 海面の監視
 対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、大阪管区気象台（松山地方気象台）から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。
- イ 報道の聴取
 地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。
- ウ 避難指示等
 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、本部長は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

第4節 被害状況の収集、伝達

1 情報の収集・伝達系統

情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 地震・津波発生直後の情報収集

(1) 所管施設の状況把握

各班は、参集直後に所管施設の被災状況、利用者等の避難状況、救助の有無等を把握し、各班長を通じて本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(2) 支所からの報告

支所総括班長は、所管する管内の被害の概況、孤立地区の有無などの情報を取りまとめ、本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(3) 調査班による情報収集

ア 調査班の編成

情報班長は、被害の発生情報を受け状況把握の必要がある場合、直ちに調査班を編成し、現場へ出動して情報収集を実施するよう指示する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

イ 情報収集事項

情報収集事項は、次のとおりとする。

- (ア) 住家の被害その他の物的被害
- (イ) 救急救助活動の必要の有無
- (ウ) 二次災害の発生状況
- (エ) 人的被害の状況（行方不明者を含む。）
- (オ) その他本部長が必要と認める事項

ウ 実施要領

- (ア) 情報収集は、防災関係機関、各地域の消防団、自主防災会会長、市民等の協力を得て、実施する。
- (イ) 無線通信機器等の有効活用により、積極的な情報収集を図る。
- (ウ) 情報収集の際、重要な情報を得たときは、直ちに本部総括班（本部総括担当）へ報告する。

(4) 消防団・自主防災組織等による情報収集

地震・津波発生直後の被害状況については、必要に応じて、消防団は消防署へ、自主防災会会長は情報班（情報収集担当）及び支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）へ随時報告を行う。

(5) 参集途上の状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集する。この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わないものとする。

収集した情報は、登庁後速やかに各課長に報告し、班長を通じて本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(6) 発見者による通報

災害に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、情報受付（処理）票により受付及び市災害情報管理システムへの登録を行い、本部総括班（本部総括担当）及び関係各班に報告する。

(7) 県への応援要請

被害が甚大な場合や孤立地区の発生等により情報の収集及び状況調査が不可能な場合、調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

3 被害調査

各班は、市対策本部の事務分掌に基づき、所管施設、家屋被害、人的被害（行方不明者含む。）等の被害状況の調査を行う。

自主防災会会長等は、災害が発生した場合、地域の被害状況を調査するものとする。

4 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の総括責任者	
	市対策本部職名	平常時職名
総括責任者	総括部長	防災安全局長
取扱責任者	本部総括班長	防災危機管理課長

(2) 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の表に示す手順のとおり、本部総括班（本部総括担当）に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留 意 事 項	報告の様式
速報	被害情報 覚知後、直ちに報告 以後詳細が判明の都度報告	◎人的被害（行方不明者を含む。）、住家被害及び幹線道路損壊を重点に報告 ◎現況を把握できた範囲で報告 ◎迅速性を第1に報告	災害発生報告 災害状況調査個表
	措置情報 応急措置実施後直ちに報告 以後実施の都度報告	◎災害応急対策、措置状況（指定避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項	災害状況調査個表 対策項目ごとに所定の様式
	要請情報 必要と認めるその都度即時	◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	広報等依頼要請書

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
定期報告	被害情報	◎発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎全壊、流失、半壊、死者、行方不明者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告	中間報告、最終報告 被害状況内訳表 災害状況調査個表
	措置情報	◎災害応急対策、措置状況（指定避難所、食料、飲料水、生活必需品等の供給、医療、保健衛生など） ◎対策要員の人身に係る事故 ◎その他必要と認める事項	災害状況調査個表 対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	◎対策要員の補充、応援の要請 ◎応急対策用資機材、車両等の調達の要請 ◎広報活動実施の要請 ◎自衛隊、防災関係機関、協力団体等への応援派遣の要請 ◎その他必要と認める事項	広報等依頼要請書

(3) 被害状況のとりまとめ

情報班（情報整理担当）は、各部からの情報のとりまとめにあたっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微もしくは無被害である地区の把握

5 第一次情報の報告

総括部長は、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし、通信途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者とし

て把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。

さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

6 県（災害対策本部）への報告

(1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所及び地域
- エ 被害状況（災害の被害認定基準に基づく。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とらうとする措置
 - (ア) 市対策本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(2) 報告の手順等

- ア 県への報告は、本部長の指示に基づき、総括部長が行う。
- イ 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、県防災通信システムを始め、電話、県災害情報システム、FAX、インターネット（電子メール）、無線、衛星携帯電話等で報告する。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
- ウ 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。なお、「発生報告」では、人的被害（行方不明者を含む。）、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
- エ 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。
- オ 情報班（情報整理担当）は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

総括部長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知後直ちに	(ア) 初期的な被害の有無及び程度の概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告する。 (イ) 迅速を旨とする。 (ウ) 人的被害（行方不明者を含む。）及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	(ア) 被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について判明した事項から報告する。 (イ) 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。 (ウ) 警察署等との緊密な連絡をとりながら行う。	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	(ア) 正確な調査結果を、「災害発生報告様式」により行う。	最終報告 被害状況内訳表
その他即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	(ア) 市対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。 (イ) 本部長が自ら災害に関する警報を発したとき。 (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。	

(3) 報告先

総括部長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部を設置する前	県が災害対策本部を設置した時
東予地方局今治支局 総務県民室 ・電話（直通） 32-3732 ・F A X 24-1586 ・県防災通信システム 502-0-300 F A X 502-21 ※頭に地上特番：17	今治地方本部今治支部 地方司令室 同左

※様式

- 様式1 受信記録表
- 様式2 発信記録表
- 様式4 参集途上の被災状況記録票
- 様式5・水防様式1 情報受付(処理)票
- 様式6・水防様式2 災害情報受付一覧表
- 様式7・水防様式3 災害情報集計表
- 様式8 被害発生状況連絡票
- 様式9 災害状況調査個票(住家・人的被害)
- 様式10 災害状況調査個票(施設等被害)
- 様式11 道路通行止の場合の確認事項
- 様式12 広報等依頼要請書
- 様式P1 災害発生報告
- 様式P2 中間報告・最終報告(共用)
- 様式P3 被害状況内訳表
- 様式S1 火災・災害等即報要領(第1号様式)
- 様式S2 火災・災害等即報要領(第2号様式)
- 様式S3 火災・災害等即報要領(第3号様式)
- 様式S4 火災・災害等即報要領(第4号様式)

第4章 広報活動

《基本的な考え方》

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が実施する。

《対策の体系》

第4章 広報活動	
第1節	実施機関とその分担
第2節	広報の実施手順
第3節	報道機関への発表、協力要請
第4節	広聴活動
第5節	市民が必要な情報を入手する方法
第6節	被災者の安否に関する情報の提供

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
本部総括班（広報担当）	・災害関係の広報に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・災害の記録及び被害写真に関する事。
市民環境班	・相談窓口の設置に関する事。 ・広聴活動に関する事。 ・安否情報に関する事。
応急対策班	・給水広報に関する事。
消防班 消防団（各方面隊）	・消防広報に関する事。 ・災害広報に関する事。
支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）	・災害関係の広報及び広聴活動に関する事。

第1節 実施機関とその分担

1 本部総括班（広報担当）

本部総括班（広報担当）は、本部長の決定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡のもと、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震に関する情報
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- オ 避難行動要支援者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- カ 市内の被害状況の概要
 - (ア) 建物破壊の発生状況
 - (イ) 延焼火災の発生状況
 - (ウ) 道路破損、がけ崩れその他地盤災害の発生状況
- キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
 - (ア) 市対策本部の設置
 - (イ) 指定避難所、救護所の設置
 - (ウ) その他必要な事項

(2) 津波警報等の発表時の広報

- ア 津波等に関する情報及び注意の喚起
- イ 津波発生時の注意事項
- ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難指示
- オ 避難行動要支援者保護への協力呼びかけ
- カ 地震による市内の被害状況の概要
- キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること
 - (ア) 市対策本部の設置
 - (イ) 指定避難所、救護所の設置
 - (ウ) その他必要な事項

(3) 被害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震・津波に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること
 - (ア) 被災地の状況
 - (イ) 指定避難所、救護所の開設状況
 - (ウ) 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等）
 - (エ) 応急給食、その他の救援活動の実施状況
 - (オ) 被災者等の安否情報

- (カ) その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
 - (ア) 水道の復旧状況（その他施設の被害状況、水質についての注意等）
 - (イ) 電気、電話、ガス、下水道の復旧状況
 - (ウ) 食料品、生活必需品の供給状況
 - (エ) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
 - (オ) 防疫に関する事項
- エ 道路交通状況
- オ 道路、交通機関の復旧状況
- カ 医療機関の活動状況
- キ 市民の安否確認情報の提供
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ その他必要な事項

2 消防班及び消防団（各方面隊）

消防班及び消防団（各方面隊）は、本部長の決定に基づき、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合は、市対策本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、消防車等を使用する。

(1) 地震災害の場合

- ア 出火の防止、初期消火の呼びかけ
- イ 火災及び危険物施設被害の発生状況
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、誘導
- エ 本部総括班（広報担当）から広報依頼のあった事項

(2) 津波災害の場合

- ア 津波等に関する情報及び注意の喚起
- イ 津波発生時の注意事項
- ウ 避難指示の伝達、誘導
- エ 要配慮者保護への協力呼びかけ
- オ 本部総括班（広報担当）から広報の指示のあった事項

3 応急対策班（給水関係）

応急対策班（給水関係）は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- (1) 上水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の位置及び応急給水状況
- (3) 水質等についての注意
- (4) 本部総括班（広報担当）から広報の指示のあった事項

第2節 広報の実施手順

1 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、情報の不統一を避ける観点から、広報ルートの本格化を図る必要がある。広報活動の決定にあたっての指揮命令系統は、次のとおりとする。

(1) 災害現場での応急措置に関し緊急を要する場合

広報活動の決定は、本部長が行うものとするが、避難指示等、災害現場で緊急に伝達する必要がある場合は、現場責任者の判断により広報活動を行う。この場合、現場責任者は各班長を通じて、速やかに本部総括班（本部総括担当）に報告する。

(2) 市対策本部の自主的な判断による場合

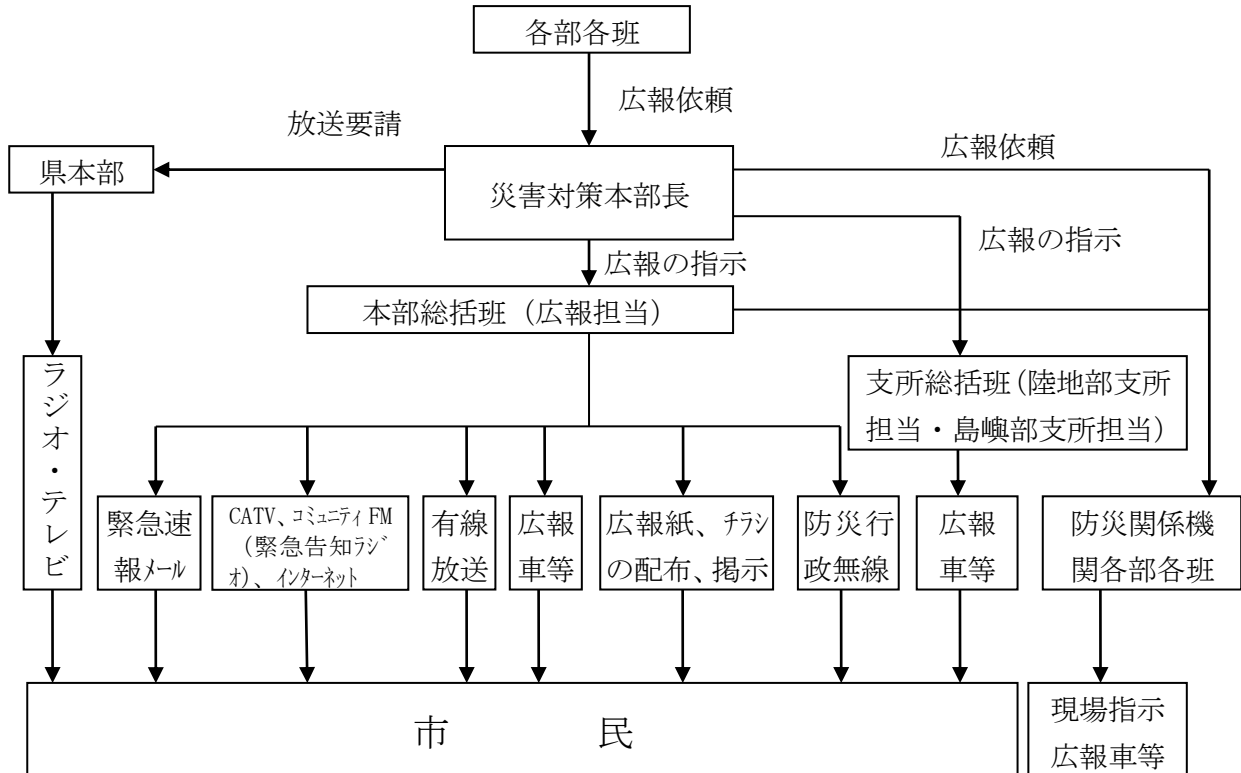
本部総括班長は、被害状況、応急対策の状況等から市民への伝達の必要があると判断した場合は、本部長の決定を受け本部総括班（広報担当）へ広報活動の実施を指示する。

(3) 各部各班、防災関係機関からの広報依頼による場合

各部各班及び防災関係機関等は、応急対策の状況、復旧状況等市民への伝達の必要がある場合、本部総括班（広報担当）に対して広報依頼を行う。

広報依頼から広報実施までの指揮命令系統は、次のとおりとする。

広報依頼から広報実施までの流れ



2 広報活動の方法（手段）

市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、災害などに関する情報を正確・迅速に伝えるため、緊急防災情報伝達システムを構築している。同システムにより、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、スマートフォンのLINEアプリなどで今治市公式アカウントを開設するなど、様々な伝達手段を使い、災害などに関する情報を発信する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

(1) 広報車の利用

本部総括班（広報担当）は、市が保有する拡声器付き車両を利用し、広報活動を行うとともに、必要に応じ、消防団車両等も出動させ広報活動を実施する。

また、支所管内は、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）が広報車による広報を行う。

(2) 職員等の口頭での伝達

広報車の活動が不可能な地域、もしくは特に必要と認められる地域に対しては、本部総括班（広報担当）職員、他の部からの応援職員を派遣し、自主防災組織、消防団（各方面隊）等の協力を得て広報活動を実施する。

(3) 広報紙、チラシの配布、掲示

本部総括班（広報担当）は、「市広報」等を定期的に発行する。なお、発行された「市広報」等は、本庁舎においては、本部総括班（広報担当）が、出先機関及び指定避難所等においては、担当職員が掲示又は配布を行う。また、自治会等の協力を得て、各戸への配布を行う。

(4) ケーブルテレビ、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）による放送

(5) インターネット

ホームページやソーシャルメディアを利用して、災害情報を発信する。

(6) 防災行政無線（同報系）

(7) 緊急速報メール

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、津波に関する情報、その他緊急かつ重要な情報は、緊急速報メールを利用して、発信する。

3 指定一般避難所における広報

指定一般避難所においては、掲示板を設置し必要事項の掲示、自主防災組織を通じた広報紙、チラシの配布により避難者に情報を提供する。その際には、要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達などを行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や通訳ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

4 災害の記録と活用

(1) 災害の記録

災害に係る被害状況や復旧状況を次のようにして記録しておく。

- ア 本部総括班（本部総括担当）に入ってくる情報の記録（本部総括班（本部総括担当））
- イ 現地取材（本部総括班（広報担当））
- ウ 他の機関が撮影した写真や記録の収集（本部総括班（広報担当））

(2) 記録の活用

記録は、広報活動に活用するほか、他の機関から依頼があった場合は貸与する。

第3節 報道機関への発表、協力要請

1 市対策本部の発表

市対策本部は、総括部長を担当窓口として、今治記者クラブを通じて報道機関に対し、罹災者に関する情報の発表、協力の要請を行う。

また、本部総括班（広報担当）は、市対策本部が設置された場合には、市対策本部に近接する場所に臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置し、できる限り報道機関を市対策本部内に入室させないよう努める。

2 消防機関の発表

警戒防ぎょに関する発表は、本部総括班（広報担当）が設置する共同記者会見場で、消防長が行う。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

3 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県に報告する。

要請先（県経由）	要 請 事 項	要請責任者
(1) 日本放送協会 松山放送局 (2) 南海放送 (3) テレビ愛媛 (4) あいテレビ (5) 愛媛朝日テレビ (6) エフエム愛媛	(1) 市域の大半にわたる災害に関するもの (2) 広域にわたり周知を要する災害に関するもの 放送要請内容 1) 放送要請の理由 2) 放送事項 3) 放送範囲 4) 放送希望時間 5) その他必要な事項	総括部長

4 ケーブルテレビ、コミュニティFMによる緊急放送

被害状況に応じて、今治コミュニティ放送株式会社、今治シーエーティーブィ株式会社に協定等に基づく緊急放送を依頼する。

第4節 広聴活動

1 受付、処理の方法

市民環境班、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、要望、苦情等を受け付けて、記録し、速やかに解決するよう各部各班、関係機関に連絡、要請、処理依頼する。

2 災害が甚大で長期にわたる場合の措置

災害が甚大で長期にわたる場合は、総合的な相談窓口を本庁及び支所に開設する。

第5節 市民が必要な情報を入手する方法

市民は、それぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) ラジオ、テレビ、インターネット

市長、知事の放送要請事項、津波警報等の地震情報、交通機関運行状況等

(2) 防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ、コミュニティFM（緊急告知ラジオ）、ケーブルテレビ、広報紙

主として市内の情報、指示、指導等

(3) 災害用伝言サービス

ア NTT災害用伝言ダイヤル「171」

災害時に限定して利用可能であり、被災地内の電話番号をメールアドレスとして、安否等の情報を音声により伝達（伝言の録音・再生）する。

イ NTT災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができる。

ウ 災害用伝言板（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク等通信事業者）

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の人が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

エ 災害用音声お届けサービス（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク等通信事業者）

専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信することができるサービス。

- (4) 自主防災組織等からの連絡、有線放送
主として市対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン
津波警報、火災発生の通報等
- (6) 緊急速報メール
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、津波に関する情報、その他緊急かつ重要な情報を市から発信する。緊急地震速報及び大津波警報・津波警報は、大阪管区気象台（松山地方気象台）から自動配信される。
- (7) 全国避難者情報システム（総務省）
市外へ避難した市民については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）。

第6節 被災者の安否に関する情報の提供

1 安否情報の提供

市民環境班は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

2 ホームページ等の活用

安否情報の提供については、市ホームページや外部機関の安否情報提供サイトの活用を検討する。

※資料

資料6-1 広報文例

資料19-1・1 災害緊急放送に関する相互協定（今治シーエーティーブィ株式会社）

資料19-1・6 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

資料19-1・8 災害時における緊急放送に関する協定（今治コミュニティ放送株式会社）

資料19-4・3 災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定（今治市内郵便局）

※様式

様式H1 災害対策基本法に基づく放送要請様式

第5章 広域応援活動

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時に相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

《対策の体系》

第5章 広域応援活動	
第1節	県に対する応援要請
第2節	他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請
第3節	広域応援の受入れ
第4節	自衛隊の災害派遣要請
第5節	海上保安庁に対する支援要請

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
受援統括チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び他の地方公共団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 ・企業、NPO等からの応援に関する連絡調整、受入れに関すること。 ・物資に関する全体的な調整、配分方針検討に関すること。 ・市が求める応援に関する他機関等への情報提供及び情報発信に関すること。 ・受援調整会議の運営に関すること。 ・応援職員への宿泊施設等のあっせんに関すること。
受援総括班 (本部総括班(本部総括担当))	<ul style="list-style-type: none"> ・受援業務の全体調整及び受援調整会議の運営
受援動員班 (本部総括班(動員担当))	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源の受入れに関すること。
受援供給班 (物資供給班)	<ul style="list-style-type: none"> ・物的資源の受入れに関すること。

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊派遣要請に関すること。 ・緊急消防援助隊等の応援派遣要請に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊等の受入れ、連絡調整に関すること。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者への応援要請に関すること。

第1節 県に対する応援要請

1 要請の手続

本部長は、県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合、総括部長が、県（東予地方局今治支局）に対して県防災通信システム又は電話等をもって処理し、事後速やかに文書を送付する。

ただし、東予地方局今治支局への連絡が不可能な場合は、直接県庁に連絡する。

2 要請の事項

要請は、次の事項を示して行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外広域一時滞在が必要な場合は、県知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

本部長が、災害の状況によりヘリコプターの利用が必要であると判断したときは、総括部長は、東予地方局今治支局を通じて県知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

消防防災ヘリコプターの緊急運行要請は、災害が発生した市町の本部長又は消防長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

（連絡先）

{	緊急連絡用電話 089-965-1119 一般事務用電話 089-972-2133 F A X 089-972-3655	}
---	--	---

第2節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請

1 他の市町等に対する応援要請

災害応急対策を実施するため、必要があると認められるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町等に対し、次の事項を示して応援を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所及び期間
- (4) その他応援に関し必要な事項

また、被災住民の居住の場所が困難になった場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。県外広域一時滞在が必要な場合は、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 消防機関への応援要請

(1) 消防活動の応援協定

ア 愛媛県消防広域相互応援協定等による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請〔消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条〕を行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請等については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

イ 東予広域消防相互応援協定による応援要請

東予地区市町において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

(2) 応援要請の手続き

本部長の決定に基づき他の消防機関の長に応援を要請するときは、総括部長は、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材等
- エ 進入経路及び結集場所
- オ 指揮体制及び無線運用体制

(3) 緊急消防援助隊

県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第44条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

県知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官へ派遣を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」及

び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」の定めるところによる。

(4) 応援隊の受入体制

受援統括チームを設け、応援消防隊の迅速な受入体制を整える。

受入れのための主要拠点（進出拠点）は、西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方S・Cパークとし、その他の活動拠点と併せて円滑な運営を図る。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

3 水道事業体への要請

水道事業体に応援を求めるときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、日本水道協会愛媛県支部へ電話等により要請を行う。

応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話等により県支部長へ行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

名 称	連絡先電話番号
日本水道協会愛媛県支部 (松山市公営企業局管理部企画総務課内)	089-998-9821

4 指定地方行政機関等への要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を

限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣を要請又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

5 応援要員の受入準備

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、応援要員・部隊を受け入れる場合、本部総括班（本部総括担当）は、主要拠点（進出拠点）である西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方S・Cパーク、その他の活動拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）に対する応援要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県を通じて、四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被災状況調査に関する支援
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する支援
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

7 応急対策職員派遣制度による応援要請

知事は、県内の市町及び県による応援職員の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、総務省に対し応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づいた全国の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を要請する。

第3節 広域応援の受入れ

広域応援部隊の受入れについては、「今治市災害時受援計画（令和4年4月修正）」に基づき実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。

応援職員の受入れにあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

(1) 受援統括チームの設置

本部総括班内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括チーム」を設置する。

受援統括チームは、受援総括班、受援動員班、受援供給班に受援統括担当を定め、「受援統括チーム」を構成し、チーム責任者を指名する。

(2) 各班受援業務担当窓口の設置

応援を受入れる各班に、「指揮命令者」及び「各課受援業務担当者」を置く。

① 指揮命令者

各班で担当している業務の特性に応じて、どのような人的・物的資源の応援を求め必要があるかを検討し、応援職員等（応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員など）に対して、業務に関する指揮命令を行う者。管理監督職級を想定する。

② 各課受援業務担当者

応援受入れ状況の報告など必要な情報共有を行うと共に、応援職員等の受入れに関して、応援側の担当者を受入れや役割分担について調整等を行う実務担当者。

(3) 受援調整会議の開催

受援統括チームは、災害対策本部会議での決定事項の各班受援担当者への周知や、各

班での要望で全体的な調整を要する事項の協議などのため、受援調整会議を開催する。

受援調整会議は、受援統括チーム及び各班受援担当者、市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）担当者等により行う。

各班受援担当者は、応援職員とのミーティングで情報共有を図り、必要に応じて、受援調整会議に応援職員の出席を求めることができるようにしておく。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、市民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

さらに、被災直後は混乱していることを前提に、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。このため、支援ニーズを早期に把握・整理することに着意する。

1 災害派遣要請の基準

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合とする。

2 災害派遣要請の手続等

(1) 本部長が、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合、総括部長が、県知事に対し、次の事項を明記した文書をもって必要な措置を講ずるよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を送付する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項

(2) 総括部長は、通信途絶等により県知事に対する要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、直接次の連絡先へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

緊急の場合の連絡先

連絡先	連絡先電話番号等
陸上自衛隊 松山駐屯地	電話番号 089-975-0911 (内線 238) (夜間・土日:内線 302) FAX番号 089-975-0911 県防災通信システム 556-21 556-22 ※頭に地上特番:17

3 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この際、措置と平行しつつ速やかに知事及び本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長は、県知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入れは、本部総括班（本部総括担当）が統括し、部隊の各応援作業については、各担当班が対応する。

災害派遣部隊の受入手順

項目	活動内容
準備	<p>○自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。</p> <p>○応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資機材等の確保、調達を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。</p> <p>ア 作業箇所及び作業内容</p>

項目	活動内容
	イ 作業箇所別必要人員及び資機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種別別保管（調達場所） オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を指定する。
県への報告	総括部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について報告する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに県に対し、その旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で要請し、その後文書を送達する。

6 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力
道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援

項目	活動内容
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物等の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣時の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、指揮官の命令により次に掲げる措置を行うことができる。ただし、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条の規定による「避難等の措置」
- (2) 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入」
- (3) 災害対策基本法第63条第3項の規定による「市町村長の警戒区域の設定権等」
- (4) 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等、工作物等の除去等」
- (5) 災害対策基本法第65条第3項の規定による「業務従事命令」
- (6) 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行の確保のため必要な措置を採ること。」

8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の際に生じた損害の補償(自衛隊装備に関するものを除く。)
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町が協議する。なお、必要に応じて県が協議するものとする。

第5節 海上保安庁に対する支援要請

本部長が、海上保安庁の支援を必要とするときは、総括部長は、知事に対し支援を要求する事項等を明らかにして支援を要請する。

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の依頼手続き

本部長が、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、総括部長は、知事に対し海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災情報システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 海上保安庁との連絡

総括部長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、今治海上保安部と密接な情報交換を行う。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム	F A X 番 号
今治海上保安部	0898-22-0118	地上系 552-21、552-22	0898-22-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111	(衛星) 77-034-101-159	082-251-5185

※資料

- 資料8-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法
- 資料8-2 愛媛県消防広域相互応援計画
- 資料8-3 愛媛県緊急消防援助隊受援計画
- 資料8-4 今治市緊急消防援助隊等受援計画

- 資料 8-5 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- 資料 8-6 カウンターパートグループ一覧
- 資料 8-7 今治市防災拠点一覧
- 資料 19-3・1 東予地区広域消防相互応援協定書（東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合）
- 資料 19-3・2 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定（愛媛県）
- 資料 19-3・15 愛媛県消防広域相互応援協定書（愛媛県下の市町及び消防一部事務組合）
- 資料 19-3・16 愛媛県消防団広域相互応援協定書（愛媛県、県内市町及び消防一部事務組合）
- 資料 19-3・3 全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定書（宮城県七ヶ浜町、新潟県聖籠町、茨城県神栖市、長崎県新上五島町、鹿児島県東串良町）
- 資料 19-3・4 大規模災害時等における伯方警察署災害警備用施設としての今治市伯方支所使用に関する協定書
- 資料 19-3・5 大規模災害時等における今治市公会堂の使用に関する協定書（今治警察署）
- 資料 19-3・6 中越大震災ネットワークおぢやに関する規約（90 自治体加入事務局小千谷市）
- 資料 19-3・7 大規模災害発生時等における今治市総合福祉センターの施設使用に関する協定書（愛媛県東予地方局）
- 資料 19-3・8 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書（海ネット共助会員 78 市町村 R4. 10. 3 時点）
- 資料 19-3・9 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）
- 資料 19-3・10 災害時等の協力に関する協定書（休暇村瀬戸内東予、西条市）
- 資料 19-3・11 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書（国土交通省四国地方整備局他及び民間数団体）
- 資料 19-3・12 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書（愛媛県及び県内 20 市町）
- 資料 19-3・13 災害時における相互応援に関する協定書（滋賀県守山市）

※様式

- 様式 J 1 自衛隊の災害派遣要請要求について
- 様式 J 2 自衛隊の撤収要請要求について
- 様式 J 3 自衛隊航空機の派遣要請要求について
- 様式 J 4 自衛隊航空機の撤収要請要求について
- 様式 K 1 海上保安庁に対する災害の支援要請について

第6章 地震災害時の避難活動

《基本的な考え方》

大規模地震発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、火災、津波等の発生が予想され、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

《対策の体系》

第6章 地震災害時の避難活動	
第1節	高齢者等避難、避難指示等
第2節	避難誘導及び避難の方法
第3節	各施設における避難対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の決定に関する事。
本部総括班（広報担当）	・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の住民への伝達に関する事。
福祉対策班	・ 避難行動要支援者の避難指示等の伝達に関する事。 ・ 避難行動要支援者の把握に関する事。 ・ 要配慮者の支援に関する事。 ・ 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達に関する事。 ・ 保育所及び幼稚園の子ども安全確保、状況把握に関する事。
消防班 消防団（各方面隊）	・ 避難者の誘導に関する事。 ・ 警戒区域の設定に関する事。
避難所班	・ 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事。 (児童生徒の安全確保、状況把握に関する事。)

第1節 高齢者等避難、避難指示等

震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

なお、避難指示等の発令にあたっては、指定地方行政機関の長又は知事に対する当該事項

についての助言を求めることができる。

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準

避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び気象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。

実施者	実施の基準	根拠法
市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第56条
	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災害対策基本法第61条
警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第94条

実施者	実施の基準	根拠法
水防管理者 (市長)	洪水により著しい危険が切迫しているとき、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。	水防法第 29 条
県知事による措置の代行	災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示、緊急安全確保の発令を行う。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第 60 条第 6 項

高齢者等避難、避難指示を行う具体的状況は、次のとおりである。

- ア 火災の拡大等により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- イ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ウ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- エ その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき。

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象者は、居住者、滞在者、通過者など避難を要すると認められる区域内にいるすべての者とする。

3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品等
- (6) 避難行動における注意事項

4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

(1) 住民等への伝達

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに対象地域の住民に対して、緊急防災情報伝達システム、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、消防団員、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

なお、防災行政無線等で避難を呼びかける際は、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなどにより緊迫感を持たせ、住民の避難を促す工夫をする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者

を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 避難行動要支援者への伝達

福祉対策班は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿あるいはあらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難情報の伝達と誘導を行う。

(3) 関係機関への通報等

ア 県、警察署

避難活動の実施協力要請

イ 陸上自衛隊

県知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請

ウ 今治海上保安部

海上避難の協力要請

エ 報道機関

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送要請

オ 隣接市町

必要に応じ、避難者の受入れ、避難経路における協力要請

(4) 県への報告

避難指示、緊急安全確保を発令又は解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

ア 発令者

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は解除の理由及び日時

ウ 避難の対象区域

エ 避難の場所

オ その他必要事項

(5) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難指示、緊急安全確保を発令する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用又は放送を行うことを求め、又はインターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するように求める。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
消防長、 消防署長	事故	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2
警察官又は 海上保安官	災害全般	市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限る。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長水 防団員又は 消防機関に 属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要な場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定することができる。	水防法第21条
県知事による 応急措置の 代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第73条

(2) 注意事項

- ア 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて、市の吏員に委任することができる。
- イ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。
- ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議する。
- エ 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、立入りの制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- オ 市職員、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第2節 避難誘導及び避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

1 避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

(1) 避難誘導

避難が必要になった市民は、自宅の出火防止措置をとった後、協力してあらかじめ定めた一時集合場所へ集合する。自主防災組織等（自治会等）は、一時集合場所を中心に組織をあげて地域の避難行動要支援者の避難誘導・救出・救護、消火・情報収集を行う。一時集合場所の周辺の災害が拡大し危険が予想されるときは、可能な限り自主防災組織等（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は消防団員、警察官等の誘導のもと避難経路を経て避難場所へ避難する。

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

ア 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災会会長、地区総代等が連携し実施する。

イ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋（食料、タオル、ティッシュペーパー、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は、持ち出さない。

(ウ) 自動車は使用しない。自動車等による避難は、極力避ける。ただし、自力による避難が不可能な場合は、自動車、船舶等により避難する。

エ 本部長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うよう説得する。

(2) 避難の順位

避難は、避難行動要支援者を優先し、できる限り早めに事前避難させるように努める。

2 その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所に自主的に避難する。

特に、山・がけ崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置をとった後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

3 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

4 避難経路の確保

避難経路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生するおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により、避難経路上にある障害物の排除に努める。

また、避難経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

5 帰宅困難者等への情報提供

帰宅困難者、旅行者、行楽客に対して、関係団体等と連携して災害情報、避難情報の提供に努める。

6 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護対策は、警察署等と協議のうえ警察官もしくは本部長の指定した者がこれにあたる。

第3節 各施設における避難対策

各種施設等の長及び管理者は、災害による人的被害を最小限にとどめるため、平素から安全な避難誘導體制を整備しておき、災害時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導する。

1 学校等における避難対策

学校では、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに災害時の対応策を、日頃から定めておく。また、指定一般避難所となる学校については市や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 「学校（園）危機管理マニュアル」の作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

学校等の長は、学校（園）危機管理マニュアルに基づき、速やかに児童生徒を避難させる。

2 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の長は、消防計画等に準じて、あらゆる災害に対処できるよう施設ごとにあらかじめ社会福祉施設避難マニュアルを作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(1) 搬送方法

各施設から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防、警察署の協力を得て搬送を行う。

(2) 入所者の相互受入

福祉対策班は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

(3) 在宅要配慮者の受入れ

福祉対策班は、指定一般避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、指定一般避難所等から社会福祉施設等へ搬送する。また、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(4) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定、訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化に努める。

また、食料、飲料水、医薬品の備蓄などを行うとともに、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努める。

(5) 社会福祉施設の被災状況等の把握

把握する被災状況は次のとおりである。

- ア 施設利用者等の被災状況
- イ 施設、設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入可能人数
- エ ライフライン、食料等に関する情報

3 商業施設、興行場、事業所等の避難対策

商業施設、興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、あらかじめ避難マニュアルを作成し、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

(1) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(2) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

(3) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導等に努める。

4 病院施設の避難対策

病院長又は病院の管理者は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき、病院内部で設置する活動組織により患者を搬送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師その他の職員が引率して病院内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した幕舎その他安全な場所に誘導する。

(1) 避難指示の周知

病院の放送設備等により周知させる。

(2) 搬送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防、警察署の協力を得て患者の搬送を行う。

イ 院外への患者の移送について、病院が自力で行うことが不可能な場合は、市対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ 自治組織で定める班編成により、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(3) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また、医薬品、食料品、衣類、毛布等を備蓄しておく。

※資料

- 資料 9-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表
- 資料 9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表
- 資料 19-3・17 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定書（西条市）
- 資料 19-4・1 災害時等の避難場所として施設を使用することに関する協定書（今治立花農業協同組合）
- 資料 19-4・6 災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）
- 資料 19-4・8 災害時等における支援に関する協定書（キスケ株式会社）
- 資料 19-4・9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- 資料 19-5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）
- 資料 19-5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）
- 資料 19-7・1 防災活動への協力に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- 資料 19-7・6 災害時等における支援協力に関する協定書（株式会社ハローズ）
- 資料 19-7・7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書（ダイキ株式会社）

第7章 津波災害時の避難活動

《基本的な考え方》

大規模地震発生時には、津波の発生が予想されるため、迅速、的確な避難活動を行う必要がある。そのため市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、市民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

《対策の体系》

第7章 津波災害時の避難活動	
第1節	避難指示
第2節	避難誘導及び避難の方法
第3節	各施設における避難対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・避難指示の決定に関すること。
本部総括班（広報担当）	・避難指示等の住民への伝達に関すること。
福祉対策班	・避難行動要支援者の避難指示の伝達に関すること。 ・避難行動要支援者の把握に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。 ・要配慮者利用施設への避難指示の伝達に関すること。 ・保育所及び幼稚園の子どもたちの安全確保、状況把握に関すること。
消防班 消防団（各方面隊）	・避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。
避難所班	・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 (児童生徒の安全確保、状況把握に関すること。)

第1節 避難指示

津波警報等の津波予報が発表された場合は、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、速やかに的確な避難指示を発令し、

危険な地域からの一刻も早い避難行動を促す。

また、津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して、避難指示を発令する。

なお、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難指示の実施責任者及び基準

津波警報等の津波予報が発表された場合等においては、次のとおり避難指示を発令する。

なお、避難指示の実施責任者等については、「応急対策計画 第6章 地震災害時の避難活動 第1節 高齢者等避難、避難指示等」を参照すること。

避難指示の発令基準【津波】

区分	発令基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。） ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合、気象庁は、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場がある。その場合、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

2 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者など避難を要すると認められる区域内にいるすべての者とする。

3 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品等
- (6) 避難行動における注意事項

4 避難指示の伝達方法

(1) 住民等への伝達

避難指示の発令を行った場合、市は直ちに対象地域の住民に対して、緊急防災情報伝達システム、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達

に努めるほか、消防団員、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難指示の伝達にあたっては、通行中の車両、列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう留意する。

なお、防災行政無線等で避難を呼びかける際は、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなどにより緊迫感を持たせ、住民の避難を促す工夫をする。

(2) 避難行動要支援者への伝達

福祉対策班は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した個別避難計画に基づき避難情報の伝達と誘導を行う。

(3) 関係機関への通報等

ア 県、警察署

避難活動の実施協力要請

イ 陸上自衛隊

県知事を通じて被災者の誘導、受入れに対する出動要請

ウ 今治海上保安部

海上避難の協力要請

エ 報道機関

避難指示の放送要請

オ 隣接市町

必要に応じ、避難者の受入れ、避難経路における協力要請

(4) 県への報告

避難指示及び解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

ア 発令者

イ 避難指示又は解除の理由及び日時

ウ 避難の対象区域

エ 避難の場所

オ その他必要事項

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、「応急対策計画 第6章 地震災害時の避難活動 第1節 高齢者等避難、避難指示等」を参照すること。

第2節 避難誘導及び避難の方法

1 避難指示が発令された要避難地区で避難を要する場合

(1) 避難誘導

避難が必要になった市民は、自宅の出火防止措置をとった後、協力してあらかじめ定

めた一時集合場所へ集合する。その後、可能な限り自主防災組織等（自治会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は消防団員、警察官等の誘導のもと避難経路を経て津波からの避難場所へ避難する。

なお、自主防災組織等（自治会等）は、一時集合場所を中心に組織をあげて地域の避難行動要支援者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行うものとするが、自らの安全確保のため、あらかじめ定めた行動ルールに従い、津波到達時間を考慮した時間内での防災対応や避難誘導を行う。

また、津波影響範囲において逃げ遅れた場合や遠くまで避難することができない住民は、あらかじめ指定された指定緊急避難場所へ避難する。

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

ア 避難誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災会会長、地区総代等が連携し実施する。

イ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋（食料、タオル、ティッシュペーパー、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は、持ち出さない。

(ウ) 自動車は使用しない。自動車等による避難は、極力避ける。ただし、自力による避難が不可能な場合は、自動車、船舶等により避難する。

(2) 避難の順位

避難は、避難行動要支援者を優先し、できる限り早めに事前避難させるように努める。

2 その他の任意避難地区で避難を要する場合

津波の危険が予想される地域の住民は、沿岸部で強い揺れ（震度4程度以上）や長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に周囲の人に声をかけながら津波からの避難場所等高台へ避難する。

3 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放

送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

4 避難経路の確保

避難経路は、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避け、警察官及び道路管理者は、自主防災組織の協力のもと避難経路上にある障害物の排除に努める。

また、避難経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

5 帰宅困難者等への情報提供

帰宅困難者、旅行者、行楽客に対して、関係団体等と連携して災害情報、避難情報の提供に努める。

6 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の津波からの安全確保

(1) 津波到達時間の確認

避難誘導を行う防災事務を行う者（市職員、消防団員等）は、襲来する津波高に不確実性があることや大阪管区気象台（松山地方気象台）が発表する津波到達時間を念頭に置き、できるだけ短時間で避難を完了させるよう努める。

(2) 防災対応や避難誘導に係る行動ルール

避難指示等の伝達、避難誘導等については、あらかじめ定めた「防災対応や避難誘導に係る行動ルール」（津波到達時間を考慮した時間内での対応やあらかじめ定めた地震発生後の経過時間内での避難とするなど）に基づいて行う。

第3節 各施設における避難対策

学校（園）、社会福祉施設、商業施設、興行場、事業所、病院等の各種施設等の長及び管理者は、津波災害による人的被害を最小限にとどめるため、「津波避難マニュアル」等を策定し、平素から安全な避難誘導體制を整備するとともに、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、今治市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し計画に基づく避難訓練を実施する。また、避難指示の発令時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導する。

各施設の避難対策については、「応急対策計画 第6章 地震災害時の避難活動 第3節 各施設における避難対策」に準ずる。

※資料

資料9-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料18-3 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

第8章 指定一般避難所運営

《基本的な考え方》

家屋の浸水、流出、倒壊、焼失等により住家を失った被災者あるいは災害による高齢者等避難、避難指示の対象となる住民等に対して、速やかに指定一般避難所を開設し、避難者を受け入れるものとする。災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想されるため、指定一般避難所に指定している施設の管理者及び自主防災組織等が協力して対応することが必要である。

開設後は、自主防災組織等の避難者による自治を原則とし、施設管理者の協力を得て運営する。

《対策の体系》

第8章 指定一般避難所運営	
第1節	指定一般避難所の開設
第2節	指定一般避難所の管理運営
第3節	指定一般避難所の閉鎖

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難所班	・指定一般避難所の統括に関すること。
福祉対策班	・要配慮者の支援に関すること。 ・指定福祉避難所の開設に関すること。
市民環境班	・防犯対策に関すること。

第1節 指定一般避難所の開設

1 指定一般避難所の開設

避難所班は、避難が必要になった場合、直ちに指定一般避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、自主防災組織及び学校等避難施設管理者等の協力のもと被災者が避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、開設にあたっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な指定一般避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多く

の指定一般避難所を開設するよう努める。

ただし、指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を図るものとする。

指定一般避難所の開設は、災害救助法適用時においても、県からの通知に基づき本部長が実施する。

2 開設場所

(1) 指定一般避難所開設の決定

指定一般避難所の開設場所は、本部長が、あらかじめ指定する指定一般避難所一覧に基づき、被害及び避難の状況に応じて決定する。

(2) 指定一般避難所の追加指定

必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の予備収容施設等についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定一般避難所として活用する。

さらに、状況に応じて公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設、船舶等を宿泊施設として活用する。船舶を活用する場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

(3) 津波災害時の指定一般避難所

津波災害後や津波が発生するおそれがある場合は、できるだけ津波による浸水の危険性が少ない場所の施設を指定する。やむを得ず津波による被害のおそれのある施設を指定する場合は、建築物の耐浪化や非常用電源、物資の備蓄等防災拠点化の図られた施設から選定する。

3 開設期間

災害救助法及び同法施行令による救助の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、地震情報、気象情報等による災害発生危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

4 指定一般避難所における市職員等の配置、役割

(1) 指定一般避難所への市職員等の配置

市が設定した指定一般避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置する。

(2) 指定一般避難所における市職員等の役割

ア 市職員

指定一般避難所に配置された市職員は、自治会、自主防災組織、ボランティア、関係団体等の協力を得て次の事項を実施する。

- (ア) 被災者の受入れ
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ウ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護
- (オ) 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (カ) 避難した者の掌握
- (キ) 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し又は指定一般避難所への受入れ

イ 指定一般避難所の所有者又は管理者

市が設定した指定一般避難所を所有し又は管理する者は、指定一般避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

5 避難状況の報告

市対策本部は、指定一般避難所を開設した場合、速やかにホームページやSNS等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、県（県災害対策本部今治支部経由）をはじめ県警察等関係機関に連絡を行う。

また、指定一般避難所ごとに受け入れられている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む指定一般避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して指定一般避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供するものとする。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 指定一般避難所開設の日時、場所、施設名
- (2) 受入状況及び受入人数
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者等の状況

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県（県災害対策本部今治支部）に依頼する。

第2節 指定一般避難所の管理運営

1 運営上の留意点

指定一般避難所の管理運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者による自治を原則とし、学校等施設管理者の協力を得て自主防災組織等が中心となり行う。指定一般避難所に派遣された市職員は、これら管理運営のための支援、市対策本部との連絡調整を行う。

また、指定一般避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請

する。その際、女性の参画促進に努める。

留意事項は以下のとおりである。

- (1) 避難者名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について移送などの措置をとる。
- (2) 避難者に対し、避難指示等の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、避難者の安心感の醸成に努める。
- (3) 指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、指定一般避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定一般避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。
- (4) 避難生活等に関する相談窓口の開設、又は巡回相談を実施し、避難者のニーズの把握、調整を行う。特に、要配慮者のニーズには充分配慮する。
- (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服用状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定一般避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。
- (6) 指定一般避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定一般避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定一般避難所の運営に努める。
- (7) 消毒剤、脱臭芳香剤、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難者やNPO・ボランティア等の協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (8) 自主防災組織及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、避難者が相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送れるように努める。
- (9) 指定一般避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

また、指定一般避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (10) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努

める。

- (11) 指定一般避難所の運営にあたっては、指定一般避難所で生活する避難者だけでなく、指定一般避難所以外にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置をとるよう努める。
- (12) 市は、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (13) 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

2 運営の手順

(1) 避難者カードの作成

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者カードを配り、避難した住民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基に、できる限り早い時期に作成し、保管するとともに避難所班を通じて本部総括班（本部総括担当）へ報告する。

(2) 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、可能な限り地区（自主防災組織等）ごとにまとめ、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割は次のとおりとする。

- ア 本部長からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
- オ 消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

(3) 食料、生活必需品の請求、受取り、配給

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、避難所班に報告する。避難所班は、全体の必要数をまとめたうえで、物資供給班へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、物品の受払簿に記入のうえ、居住区域ごとに配給を行う。

(4) 指定一般避難所の運営状況及び運営記録の作成

指定一般避難所責任者は、指定一般避難所の運営状況についておおむね3時間ごとに報告、その後毎日正午までに市対策本部へ報告する。

なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて、報告する。

また、避難所状況記録票を作成する。

(5) 被災者の市外への移送

本部長は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急住宅等への移送の必要があると認める場合には、総括部長は、県知事に対して、被災者の受入れが可能な他市町又は隣接県への移送を要請する。

第3節 指定一般避難所の閉鎖

指定一般避難所の閉鎖は、次の手順で行う。

- (1) 避難所部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定一般避難所の閉鎖を決定し、避難所班長は、指定一般避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 指定一般避難所責任者は、避難所班長の指示により避難者を帰宅させるほか必要な措置をとる。
- (3) 避難所部長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については、指定一般避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

※資料

資料19-4-3 災害発生時における今治市と今治市内郵便局の協力に関する協定（今治市内郵便局）

資料19-4-16 災害時における避難所としての使用に関する協定書（太陽石油株式会社 四国事業所）

※様式

様式13 避難者カード

様式14 避難者名簿

様式15 避難所状況記録票

様式16 物品の受払簿（避難所用）

第9章 緊急輸送活動

《基本的な考え方》

緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

《対策の体系》

第9章 緊急輸送活動	
第1節	緊急輸送の配慮事項
第2節	緊急輸送の対象
第3節	緊急輸送の段階別対応
第4節	緊急輸送体制の確立
第5節	輸送活動

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当） 情報班（情報整理担当）	・ 県及び関係各機関等への連絡調整に関する事 こと。
情報班（情報整理担当）	・ 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 こと。 ・ 輸送車両等の燃料の調達に関する事 こと。
物資供給班	・ 災害時物資集積場所の開設、運営に関する事 こと。
応急対策班	・ 港湾、漁港の被害調査及び応急復旧に関する事 こと。 ・ 海上輸送に関する事 こと。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関する事 こと。 ・ 緊急輸送道路の確保に関する事 こと。 ・ ヘリコプター離着陸場の開設・運営に関する事 こと。

第1節 緊急輸送の配慮事項

緊急輸送活動にあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止

- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2節 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助活動に要する人員・物資
- (2) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員・物資
- (3) 医療機関へ搬送する負傷者等
- (4) 慢性疾患等の傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (5) 市対策本部要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (6) 輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
- (7) 食料、飲料水、生活必需品
- (8) その他災害対策及び復旧に必要な人員・物資

第3節 緊急輸送の段階別対応

緊急輸送の円滑な実施を図るための段階別対応は、次のとおりとする。

1 被災直後（第1段階）

被災直後においては、正確な災害状況（災害の規模等）の把握が難しく、各機関の復旧対策もほとんど実施されていないため、通常の車両等での輸送は難しいと考えられる。

また、時間的にも緊急を要するため、ヘリコプター等による空からの輸送支援を中心に、災害の拡大防止又は災害応急対策の初動活動に必要な人材（医療従事者含む。）、資機材等（医薬品含む。）の輸送を行う。

2 被災後7日目程度の間（第2段階）

被災後、1週間程度の間には、被災地の状況（道路等の被災状況）についても正確な情報の収集がなされていると見込まれるため、ヘリコプター、航空機、船舶及び輸送可能な道路を利用して、第1段階の輸送を継続するとともに、緊急措置を必要とする患者等、食料等生命の維持に必要な緊急物資、輸送道路確保のための必要な人員及び資機材、旅行者等の輸送を行う。

3 被災後7日目程度以降（第3段階）

被災後、1週間を過ぎると、応急復旧も進み、通常的手段による輸送が可能になると考えられることから、陸上及び海上からの輸送を中心に災害復旧に必要な人員、資機材、生

活必需品等の大量輸送を行う。

なお、陸上交通が不可能な地域に対しては、空中輸送を継続する。

第4節 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員・資機材・燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

1 車両による輸送

(1) 市保有車両の確保

情報班（情報整理担当）は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握し確保する。

(2) 借上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両は、情報班（情報整理担当）が市内の輸送業者等から借り上げるものとする。

(3) 燃料の調達

情報班（情報整理担当）は、各部班の市保有車両及び借上車両の必要な燃料を調達する。

(4) 県等への調達、あっせん要請

本部長が、緊急輸送の応援が特に必要であると認めるときは、総括部長は、次の事項を明示して、県に対し輸送手段の調達、あっせんに要請する。

ア 明示事項

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時

(5) 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、物資や被災者等の輸送を要請することができる。その場合は、原則として県に要請するが、災害救助法が適用され県より事務の委任を受けた場合は市が直接要請する。

2 航空機（自衛隊ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等）による輸送

一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、東予地方局今治支局を通じて県に輸送条件を示し、空中輸送を要請する。

また、同時にヘリコプター離着陸場の選定、物資投下可能地点の整備、選定を行う。

3 船舶による輸送

船舶によって輸送することが適当な場合は、協力機関等より船舶を調達し輸送を行う。

市内に調達する船舶が不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

第5節 輸送活動

1 緊急輸送ルートの指定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、県指定の緊急輸送道路から緊急輸送にあてる道路を選定する。

応急対策班は、県が指定の緊急輸送道路及び市指定の緊急輸送道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

- (1) 県指定緊急輸送道路
 - ア 一次緊急輸送道路
 - イ 二次緊急輸送道路
- (2) 市指定緊急輸送道路

2 輸送拠点の確保

市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点として、物資集積拠点及び物資輸送のための拠点ヘリコプター離着陸場を設置する。

施設名称	所在地	電話番号	用途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘1番地2 新都市第1地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲1668-30	72-2725	〃

※資料

- 資料10-1 ヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 資料10-2 緊急輸送道路一覧表
- 資料10-3 緊急輸送道路等位置図
- 資料10-7 市有車両一覧表（消防車両を除く。）
- 資料19-5・9 災害時における物資輸送等に関する協定書（今治地区トラック協会）

第10章 交通確保対策

《基本的な考え方》

大規模災害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しているため、道路管理者、港湾及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、港内においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

《対策の体系》

第10章 交通確保対策	
第1節	陸上交通の確保対策
第2節	海上交通の確保対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県への被害状況報告に関すること。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾、漁港の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 海上輸送に関すること。 ・ 港内の障害物の除去に関すること。 ・ 農林水産業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 緊急輸送道路の確保に関すること。 ・ 道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 ・ 交通情報の収集に関すること。

第1節 陸上交通の確保対策

1 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

(3) 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、作業員の安全を確保したうえで道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(4) 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(5) 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、道路利用者に対して道路情報提供装置等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、各警察署及び道路管理者等は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

(2) 緊急交通路の確保のための交通規制

ア 警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 公安委員会は、緊急交通路での円滑な交通運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

エ 警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

オ 警察は、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

カ 警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つよう努める。

キ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ク 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ケ 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(3) 交通規制の周知

公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

また、本部総括班（広報担当）は、道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の通行規制の情報を受理した場合には、速やかに広報活動を実施し、住民に周知徹底を図る。

3 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

公安委員会、道路管理者等は、他の防災機関及び地域住民の協力を得て、道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、関係機関の協力を得て、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や緊急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物等の除去及び集積

ア 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開等による除去については、必要に応じ、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

(5) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定に

より派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(6) 道路管理者等の命令措置

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

4 緊急通行車両の確認等（災害対策基本法施行令第33条）

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であると確認したときは、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務については、知事に対しては防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、「緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出・確認手続等運用要領の制定について」（平成8年3月8日、例規交規第9号、平成29年7月26日施行）による。

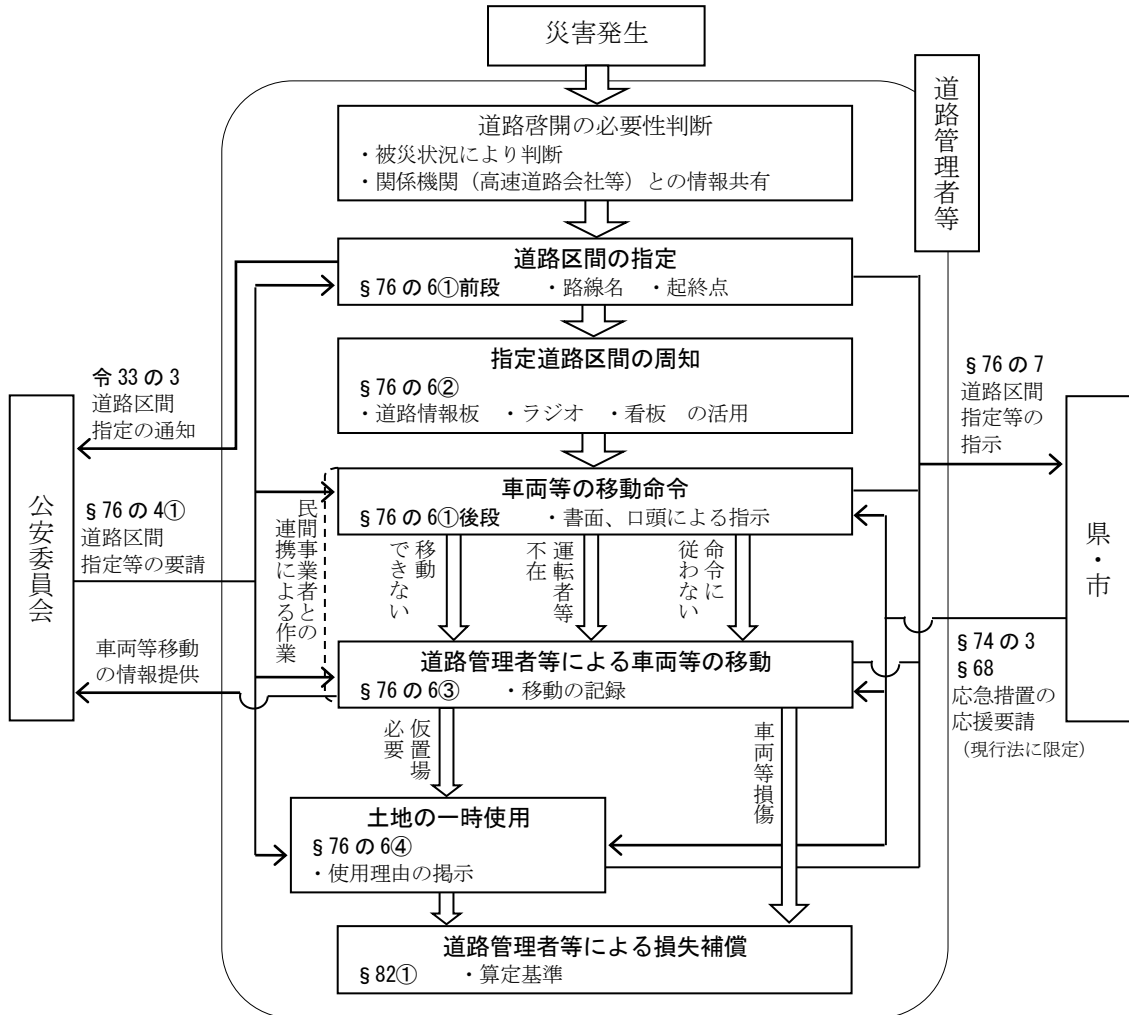
5 災害時における車両の移動等

災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合、道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その

他の物件の移動等を行う。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



第 2 節 海上交通の確保対策

海上交通の確保については、県又は今治海上保安部等関係機関に要請して行う。

また、油の流出による火災の鎮圧、水路の確保等海上交通の確保のため必要な措置の実施について、必要と認めるときは、県を通じて海上自衛隊等に対し、応援を要請する。

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急処理等、輸送確保のための応急措置を講ずる。

※資料

資料 10-2 緊急輸送道路一覧表

資料10-3 緊急輸送道路等位置図

資料10-4 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

資料10-5 緊急通行車両事前届出済車両一覧

資料10-6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

資料19-5・5 災害時における海上輸送の協力に関する協定書（今治越智地区漁業協同組合協議会）

資料19-5・8 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（西瀬戸ハイウェイサービスグループ）

第 1 1 章 災害拡大防止活動

《基本的な考え方》

地震・津波発生時には、市民の生命を守ることを最優先の目的として、市及び消防機関は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、その全機能をあげて、迅速、的確な消防活動、人命救助活動、医療救護活動等の応急対策に取り組む。

《対策の体系》

第 11 章 災害拡大防止活動	
第 1 節	消防活動
第 2 節	人命救助活動
第 3 節	医療救護活動
第 4 節	被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、助産及び救護に関すること。 ・ 医療救護班（市医師会）の出動要請及び救護所の開設に関すること。 ・ 医療用資機材及び薬品等の調達に関すること。 ・ 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・ 救護所等の慢性疾患患者等への対応に関すること。 ・ 避難者等の健康管理、疾病予防に関すること。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物に対する応急危険度判定に関すること。 ・ 危険空家の対応に関すること。 ・ 被災宅地に対する危険度判定に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・救助・救急活動及び水防活動に関すること。 ・ 災害広報及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒・巡視に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害情報の収集、連絡に関すること。
消防団（各方面隊）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・救助・救急活動及び水防活動に関すること。 ・ 災害広報及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒・巡視に関すること。 ・ 災害情報の収集、連絡に関すること。

第 1 節 消防活動

1 消防活動の基本方針

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、消防部は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は市民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防班及び消防団（各方面隊）を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活

動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(ウ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(エ) 要救助者の状況

(オ) 医療機関の被災状況

(カ) 自主防災組織の活動状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、市民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 市民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を、次により行い、安全な場所へ搬送する。

(ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

(イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動、搬送を行う。

(ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。

(エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署、交番・駐在所、自主防災組織等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

- (ウ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。
- (2) 消防団（各方面隊）の活動
- 消防団（各方面隊）は、地震災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防班と協力して次の消防活動等を行うものとする。ただし、消防班出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。
- イ 出火防止活動
- 地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の市民等に対し出火防止を呼びかけるとともに情報を迅速かつ正確に収集し、出火した場合は、市民と協力して初期消火にあたる。
- ウ 消火活動
- 幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
- エ 避難誘導
- 避難指示等が出された場合に、これを市民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら市民を安全な場所に避難させる。
- オ 救急救助活動
- 消防機関による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- カ 自主防災組織の指揮活動
- 災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の消防班を指揮し、応急対策にあたる。
- キ 消防団員の安全確保
- 消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。
- (3) 職員等の惨事ストレス対策
- 消防長は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 応援要請

本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合は、総括部長は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町に応援要請を行う。また、消防組織法に基づいて県を通じて緊急消防援助隊を要請する。

4 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。
- エ 臨海部にて発生した時には、118番通報又は海上保安部へ連絡する。

5 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊等への協力

消防班、消防団（各方面隊）が到着した場合は、消防隊等の長の指揮に従う。

6 市民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

第2節 人命救助活動

1 人命救助活動の基本方針

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として市をはじめとして県、警察、自衛隊等が総力を挙げて行う。また、自主防災組織、事業所等についても、地域における救助活動を積極的に行う。

救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するとともに、必要に応じ、民間の協力等により、資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

市は、市域内における関係機関による救助活動について総合調整を行う。

また、救助・救急活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 救助活動

- (1) 消防班、消防団（各方面隊）は、負傷者等を救出する。また、本部長が、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難と認める場合、総括部長は、次の事項を示して県又は自衛隊等へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (2) 本部長は、救助活動にあたり広域的な応援を必要とする場合には、総括部長が、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。また、消防組織法に基づいて県を通じて緊急消防援助隊を要請する。
- (3) 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。
- (4) 消防機関は、市民の協力を確保するとともに、市医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

3 自主防災組織の活動

- (1) 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。
- (2) 避難の実施

本部長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

 - ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (ア) 市街地……………火災、落下物、危険物
 - (イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
 - (ウ) 海岸地域……………津波
 - イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携行する。
 - ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。
- (3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であ

ることから、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

4 事業所等の活動

事業所等の自衛消防組織等は、組織内の被害状況を迅速に把握し、負傷者等の早期発見を行い、救出活動用資機材を活用し組織的救出活動に努める。

また、事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し、地域における救出活動を行う。自主救出活動が困難な場合は、消防署、警察署、海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。

救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第3節 医療救護活動

1 医療救護班（市医師会）の編成

今治市医師会は「資料1 1 - 1 今治市医師会災害医療救護対策要綱」に基づき、医師会館に「今治市医師会災害医療救護対策本部」を設置し、今治市医師会に関係する全ての医療関係者による災害医療救護活動を行う。

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、本部長の決定に基づき、医療救護部長は、「資料1 9 - 6・2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）」に基づき、今治市医師会に対して医師等による医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請する。

また、今治市医師会は自ら必要と認めたときは、本部長の要請を待たずに、医療救護班（市医師会）の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、今治市医師会は、直ちに本部長に通報する。

2 県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請

本部長が、医療救護活動に従事する医師等が不足していると認めるときは、医療救護部長は、保健所や災害医療コーディネータを通じて、次の事項を示して県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を県に要請する。

- ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等の各人員）
- イ 必要な救護班数、災害派遣医療チーム（DMAT）数
- ウ 医療救護活動を必要とする期間
- エ 県医師会救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣場所
- オ その他必要事項

また、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

さらに、被災地域に重大な健康危機が発生し市が指揮調整機能不全に陥る等必要と認められる場合は、県に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

3 救護所の設置

救護所は、指定避難所（市所有施設等）のうちから災害の規模・状況により最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定し、設置する。また、必要と認めるときは、今治市医師会の協力を得て発災地周辺の医療施設に救護所を設置するものとする。

4 医療救護及び助産活動

(1) 救護所における活動

救護班は、市の指揮のもとで医療活動を実施し、次の活動を重点的に行う。なお、災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）※注

イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療

オ 助産活動

カ 死体の検案

キ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

※注) 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

(2) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。また、助産活動を実施する期間については、分べんの日から7日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

なお、実施期間については内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで延長することができる。

(3) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

5 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防班が実施する。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。

また、救護所等から後方医療機関への搬送については、救護班及び消防班が、県その他関係機関の協力を得て行う。

(2) 搬送の方法

病院へ収容する必要がある傷病者（重傷病者）の後方医療機関への搬送は、次のとおり行う。

ア 各救護所から消防班に搬送を要請する。

イ 市保有車両により搬送する。

ウ 状況により、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

エ 孤立地区からの搬送や遠隔地へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、ヘリコプター（ドクターヘリ）、船舶等による搬送・調整を県に要請する。

6 後方医療機関の活動

医療救護班は、今治市医師会及び消防班と協力して、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する後方医療機関を確保するとともに、受入体制の確立を要請する。

(1) 被災地域内の医療機関

ア 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市に支援を要請する。

ウ 市からの派遣要請を受けた場合、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。

オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力をを行う。

(2) 救護病院等（県選定）

救護班（救護所）の医療で対処できない重症者及び中等症者は救護病院等に収容し、次の活動を行う。

ア 重症者及び中等症者の収容と処置

イ 助産

- ウ 死体の検案
- エ 医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告
- オ 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配
- カ その他必要な活動

なお、救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い実施する。

(3) 災害拠点病院（県立今治病院）

- ア 被災地等にDMATを派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。
- イ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様な活動を行う。
- ウ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
- エ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動する。

7 医薬品、医療用資機材の確保

(1) 医薬品、医療用資機材の調達

救護活動を実施するために必要な医薬品及び医療資機材は、各医療機関で備蓄のものを使用するものとし、なお不足するときは、市の指定業者から調達するほか、必要に応じて医療救護部長が県に要請をして補給するものとする。

(2) 輸血用血液の調達・あっせん

医療救護部長は、救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。

また、輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼びかける。

(3) 医薬品等の備蓄

被災者の応急処置に必要な災害用救急用品（救急セット）の備蓄を順次図っていく。

8 重要給水施設への応急給水の確保

災害時の給水が特に必要となる透析医療機関や入院患者を受入れる医療機関等の重要給水施設においては、安定した水の確保を図るために、応急給水体制の構築及び充実を図るものとする。

9 自主防災組織及び市民の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織等であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

10 慢性疾患患者等の措置

人工透析、難病等の継続的な投薬や医療措置が必要な患者は、医療の継続状況を調査し、被災地では治療が困難な場合は、県を通じて受入医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

11 被災者の健康管理

(1) 巡回医療

指定避難所等に避難している市民の疾患の予防のため、今治市医師会と連携して指定避難所に救護所を設置し、健康診断、PTSD等のメンタルヘルス、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導などの活動を行う。

(2) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民に提供する。

第4節 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

1 被災建築物の応急危険度判定

応急対策班は、被災建築物等による二次災害が発生しないよう、公益社団法人愛媛県建築士会等建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定を速やかに実施する。

(1) 応急危険度判定士の確保

応急対策班は、次の方法により、建物の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 市内建築関係団体へ要請する。
- イ 県、近隣市町の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

(2) 判定実施窓口の設置

応急対策班は、多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、判定実施窓口を本庁舎内に設置し、次の環境整備を行う。

- ア 受入判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

(3) 判定作業の概要

- ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分する。

ウ 判定は目視にて行う。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物については、立入禁止の措置をとる。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

応急対策部長は、被災建築物の応急危険度判定と同様な実施体制を確立するとともに、必要に応じて県及び関係団体に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、判定を実施する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

※資料

資料 1 1 - 1 今治市医師会災害医療救護対策要綱

資料 1 1 - 3 救護所設置予定避難所

資料 1 9 - 6 ・ 1 災害時の医療救護に関する協定（愛媛県、一般社団法人愛媛県医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 2 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人今治市医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 3 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

資料 1 9 - 6 ・ 4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）

資料 1 9 - 6 ・ 5 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）

※様式

様式 2 3 医療救護所開設状況報告

第 12 章 生活救援活動

《基本的な考え方》

災害において、混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済早期回復への支援のため食料や生活必需品、生活用水、応急住宅等の確保等を積極的に行う。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

《対策の体系》

第 12 章 生活救援活動	
第 1 節	食料の供給
第 2 節	生活必需品等の供給
第 3 節	飲料水の供給
第 4 節	応急仮設住宅の確保等

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当・動員担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県知事及び他市町長に対する応援要請に関する事。 ・ 災害応急対策活動従事者への食料、物資等の供給に関する事。
情報班（情報整理担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両その他輸送手段の確保、配車計画に関する事。
物資供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品の調達に関する事。 ・ 配給、生活必需品、その他救援物資の受入れ、配分に関する事。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設に関する事。 ・ 住宅の応急修理に関する事。 ・ 応急仮設住宅の入居及び運営管理に関する事。 ・ 市営住宅の確保及び民間賃貸住宅の借上げ等に関する事。 ・ 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・ 緊急機材、用品の調達及び貸借に関する事。 ・ 飲料水確保及び応急給水に関する事。 ・ 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・ 上水道の衛生維持に関する事。 ・ 応急給水拠点の設置に関する広報に関する事。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定一般避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関する事。

第 1 節 食料の供給

物資供給班は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において対処できない場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。

その際には、必要な食料、飲料水等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の確保に努める。

また、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。

1 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、指定避難所に避難し、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所に避難した者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (4) 災害応急対策活動従事者

3 食料供給の内容

災害発生当日は、家庭内備蓄による食料で対応するものとする。ただし、やむを得ない状況にある場合、市が備蓄する保存食（アルファ化米、カンパン等）を供給する（発災から24時間以内においては1食以上）。2日目以降（24時間経過後）は、パン、ジュース、牛乳等を複数回（極力3食）供給する。

また、乳児に対しては、粉ミルク（調整粉乳）を供給するなど、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方、食物アレルギーのある方のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等にも配慮することとする。

4 需要（被害状況）の把握

応急食料の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、物資供給班がまとめる。

物資供給班は、把握した食料の必要数（食数）をもとに、調達、輸送を指示する。

- (1) 指定一般避難所については、指定一般避難所責任者がそれぞれの指定一般避難所において集計したものを、避難所班が報告する。
- (2) 車中泊を含む指定一般避難所以外の避難者については、最寄りの指定一般避難所に届け出て、指定一般避難所責任者が上記(1)と合わせて報告する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て本部総括班（動員担当）が報告する。

5 食料の確保

- (1) 市における食料確保

物資供給班が、次のとおり行う。

ア アルファ化米、カンパン等については、市の備蓄品を使用する。

イ パン、ジュース、牛乳等については、市契約業者、災害時応援協定先から調達する。

- (2) 県からの米穀調達（政府所有米穀の調達）

米穀が不足する場合は、県に対し政府米穀の供給を要請する。その際県は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。市が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

- (3) 県への要請

本部長が、市において必要とする緊急物資を確保することができないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して、県に調達、又はあっせんを要請する。

ア 調達又はあっせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

6 供給活動の実施

- (1) 食料の輸送

物資供給班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を直接指定避難所まで業者に配送するように手配する。状況によっては指定の集積場所に集め、指定避難所等への輸送が効率的に行われるよう輸送体制を確保する。

指定避難所までの輸送業務は、原則として業者が行うが、必要な場合は関係各班の協力を得て輸送する。

- (2) 食料の集積場所

食料の集積場所は、原則として、物資集積拠点とする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

物資集積拠点

施設名称	所在地	電話番号	用途
市営スポーツパークテニスコート	今治市高橋ふれあいの丘 1 番地 2 新都市第 1 地区	35-4111	救援物資受入
波方公園体育館	今治市波方町樋口乙 730	41-7111	〃
伯方体育センター	今治市伯方町叶浦甲 1668-30	72-2725	〃

7 炊出しの実施

被災者、ボランティア団体等が自ら炊出しを実施する旨の申出があった場合、炊出しに必要な食材、器具及び燃料等を供給する。これらの器具、燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要な器具及び必要な衛生用品（マスク、手指消毒用アルコールスプレー等）の種類並びに個数

8 自主防災組織及び市民等の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、市に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 市民は、必要な緊急物資、非常持出品の整備、搬出に努める。

第 2 節 生活必需品等の供給

物資供給班は、市へ物品等の指名願を提出している物資保有業者等から速やかに物資を調達する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。その際には、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

物資供給班は、市の備蓄物資、調達物資等を迅速に供給する。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。また、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、定形物資のみ受入れし、定型物資でない義援物資は受入れを抑制する。

1 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無に係わらず、本部長は、必要と認めたときに、生活必需品等の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法が適用された場合による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給対象者

応急対策活動従事者を除き、第 1 節「食料の供給」を準用する。

3 応急給付の内容

生活必需品等の応急給付は、次の範囲内で行う。

- (1) 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- (2) 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌 着……シャツ、パンツ等
- (4) 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等
- (5) 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- (7) 日 用 品……石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等
- (8) 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等
- (9) その他、扇風機、スポットクーラー、暖房器具、燃料など被災地の実状を考慮し、必要不可欠と考えられるもの。

4 需要（被害状況）の把握

応急対策活動従事者を除き、第 1 節「食料の供給」を準用する。

5 生活必需品の確保

(1) 市における確保

物資供給班が、本部長の指示に基づき、市の備蓄物資を使用するとともに、不足する場合は、調達する。

(2) 県への要請

本部長が、必要とする緊急物資を確保することができないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して、東予地方局今治支局を通じて、県に緊急物資の供給を要請する。

ア 調達又はあつせんを必要とする理由

- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- (3) 日本赤十字社愛媛県支部の活動
- 日本赤十字社愛媛県支部は、同支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市を通じ速やかに被災者に分配する。

6 供給活動の実施

- (1) 配分計画等の樹立
- 物資供給班は、調達物資の受入れ、輸送及び配分計画を立て、被災地等への輸送及び供給を行う。
- (2) 生活必需品等の集積場所
- 第1節「食料の供給」を準用する。
- (3) 生活必需品等の供給
- 供給又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）もしくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

7 自主防災組織及び市民等の活動

第1節「食料の供給」を準用する。

8 燃料の確保

市庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第3節 飲料水の供給

応急対策班は、飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水タンク、給水車等により応急給水を行う。また、応急対策部長は、応援等が必要な場合は、県、日本水道協会愛媛県支部、今治市管工事業協同組合等に応援を要請して給水を行う。

なお、自己努力により飲料水を確保する市民に対しては、衛生上の注意を広報する。

1 飲料水の供給

- (1) 災害発生直後に飲料水を応急的に供給する必要がある場合は、上下水道部（公営企業）応急給水計画による。なお、不足する場合は、関係業者その他からの調達により確保する。

(2) 必要とする飲料水を確保することができないときは、次の事項を示して、東予地方局今治支局を通じて、県に備蓄飲料水の供給を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

(3) 災害発生から3日までは1人1日3ℓ、3日以降15日までは1人1日20ℓとし、災害発生から30日程度で応急復旧を完了する。

なお、災害救助法が適用された場合による「飲料水の供給」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

2 供給用水源の確保

(1) 市水道用水源地

応急対策班は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水池）、ポンプ、連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により、応急給水用の水を確保する。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽、受水槽等

その他状況により飲料水兼用耐震性貯水槽、受水槽、個人井戸等を補給用水源として使用する。この場合、機械的処理（浄水器等）、薬剤投入を施すなど安全性に留意する。

(3) 市において飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、次の事項を示して、日本水道協会愛媛県支部に応援を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

3 需要（被害状況）の把握

応急対策班は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。また、必要に応じ、今治市管工事業協同組合等に応援を求めて被害調査を行う。

なお、被害状況把握の方法は次による。

(1) 被害状況把握の方法

- ア 市対策本部への被害情報
- イ 県災害対策本部への被害情報
- ウ 市民からの応急対策班への通報

エ 応急対策班による調査

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、併せて報告する。

(2) 本部総括班（本部総括担当・広報担当）への報告事項

- ア 断水区域、世帯数、人口
- イ 復旧の見込み
- ウ 応急対策班（給水関係）編成状況
- エ 応急給水開始時期
- オ 応急給水拠点の設置場所

4 給水所の設置

(1) 設置

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、応急給水拠点に仮設水槽等を設置し、給水車等による巡回給水方式で行う。

応急給水拠点の設置は、指定避難所を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に応急給水拠点を設置する。

(2) 周知、広報

応急対策班は、応急給水拠点を設置したときは、自ら広報活動を行うとともに本部総括班（広報担当）に対して、給水に関する広報を要請する。応急給水拠点の設置場所には「給水所」の掲示を行う。

5 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する資機材は、資料編「資料12-1 災害用備蓄物資整備状況一覧表」に示す。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、今治市管工事業協同組合等、他の地方公共団体並びに自衛隊等の応援を求める。

6 応急給水の実施

(1) 給水基準

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3ℓとし、4日目以降は20ℓを目標とする。

(2) 給水の方法

- ア 給水基地から確保した飲料水を運搬給水用具を活用し供給する。
- イ 上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮配水管を敷設し、飲料水を供給する。
- ウ 地震発生後30日を目途に応急復旧を完了する。

(3) 給水の順位

- 第1順位 人工透析を行う医療機関、産婦人科病院等の医療機関及び救護所
- 第2順位 指定避難所等、応急供給が必要な場所
- 第3順位 飲料水の確保が困難な地域

7 自主防災組織及び市民等の活動

- (1) 災害発生後 3 日間は市民自ら貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後 4 日目から 7 日目位までは、自主防災組織等による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市の実施する応急給水方法に従い、自らが必要な飲料水の運搬・配分を行う。

第 4 節 応急仮設住宅の確保等

応急対策班は、地震・津波により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

実施にあたっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、建設にあたっては「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」に従い、速やかに県と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。

1 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

応急対策班は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

応急対策班は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集・借上げ等

応急対策班は、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集、被災者への住宅情報等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

また、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設実施の決定は、県知事が行う。本部長は、相当の被害があると判断され、県知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として決定を行う。

(2) 建設地の選定

応急対策部長は、関係各部長の協力を得て、あらかじめ定めた建設候補地の中から、災害状況に応じて応急仮設住宅の建設地を選定する。また、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。

学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(3) 建設の程度、方法及び期間

ア 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、本部長が決定する。

イ 建設の基準

(ア) 規模

応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

1戸あたり 29.7 m² (9坪) を標準とするが、プレハブ業界において、単身用 (6坪タイプ)、小家族用 (9坪タイプ)、大家族用 (12坪タイプ) の仕様が設定されていることも考慮する。

なお、配置概要計画図を未作成の場合は、暫定的に1戸あたりの用地面積を 100 m²として、建設可能戸数を算定する。

(イ) 費用

1戸あたり建設費の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(ロ) 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね 50 戸以上建設する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(ハ) 福祉仮設住宅

日常の生活上特別な配慮を要する要配慮者のために、必要に応じ、福祉仮設住宅を設置する。

(ニ) 民間賃貸住宅の借上げ

民間賃貸住宅の借上げにより、応急仮設住宅を設置することができる。

ウ 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から原則 2 年以内とする。

エ 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、応急対策班の監督のもと、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、建築業者に協力を要請して行う。

建築業者が不足し又は建築資機材が調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。

(ア) 被害戸数 (全焼・全壊・流出)

- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

3 入居者の選定

(1) 入居資格基準

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(2) 入居者の選定

応急対策班は、避難生活世帯に対する入居意向調査等を実施するとともに、入居資格基準に基づき、関係各部職員の意見を聞いて、入居者を選定する。ただし、福祉仮設住宅については、福祉対策班が入居者を選定する。

(3) 応急仮設住宅の入居

応急対策班は、住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退出手続き・維持管理を行う。また、応急仮設住宅ごとに入居者名簿を作成する。さらに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各班と調整を行う。

4 応急仮設住宅の管理運営

ア 応急対策班は、入居者調査、巡回相談等を実施し、応急仮設住宅での生活に問題が発生しないように努める。

イ 応急対策班及び福祉対策班は、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。

ウ 応急対策班は、消防用水や消火器の設置、入居者への啓発等の防火対策に努める。

5 被災住宅の応急修理

(1) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの
- イ 自らの資力では、住家の修理ができないもの
- ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの

(2) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分につい

て、必要な範囲において、実施（給付）する。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

(3) 修理の実施

ア 実施戸数

応急修理を実施する戸数は、災害の状況、規模により県知事が決定する。ただし、事務の委任を受けている場合等は、本部長が決定する。

イ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

ウ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

エ 修理の実施

応急対策部長は、修理対象住宅の選定の後、直ちに住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県もしくは一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部に要請し、設計、監督等の総括事務にあたる。

建築業者が不足し又は建築資機材が調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。

6 市営住宅の応急修理

応急対策班は、既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

7 建築相談窓口の設置

応急対策班は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

※資料

- 資料 12-1 災害用備蓄物資整備状況一覧表
- 資料 12-2 備蓄場所一覧表
- 資料 13-1 上下水道部（公営企業）可搬式給水タンク在庫一覧表
- 資料 8-5 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- 資料 12-3 炊出し施設一覧表
- 資料 14-3 飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表
- 資料 16-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表
- 資料 19-4・4 災害時等における物資の供給に関する協定書（株式会社越智工業所）
- 資料 19-4・6 災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）
- 資料 19-4・8 災害時等における支援に関する協定書（キスケ株式会社）
- 資料 19-4・10 災害時における被災地支援に関する協定書（公益社団法人今治青年会議所、社会福祉法人今治市社会福祉協議会）
- 資料 19-4・11 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書（愛媛県理容生活衛生同業組合今治支部）
- 資料 19-4・12 今治市とアニコム ホールディングス株式会社との包括連携協定書（アニコムホールディング株式会社）
- 資料 19-4・13 災害等緊急時における支援協力に関する協定書（特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン）
- 資料 19-4・15 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車工業株式会社、西日本三菱自動車販売株式会社）
- 資料 19-7・1 防災活動への協力に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- 資料 19-7・2 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）
- 資料 19-7・3 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- 資料 19-7・4 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書（一般社団法人愛媛県エルピーガス協会今治支部）
- 資料 19-7・5 災害時等における物資供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）
- 資料 19-7・6 災害時等における支援協力に関する協定書（株式会社ハローズ）
- 資料 19-7・7 災害時等における物資の供給協力等に関する協定書（ダイキ株式会社）
- 資料 19-8・1 大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治市管工事業協同組合）
- 資料 19-8・2 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（越智諸島管工事業協同組合）
- 資料 19-8・6 災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治しまなみ管工事業協同組合）

資料 1 9 - 8 ・ 1 3 災害時における応急措置等の協力応援に関する協定書（第一環境株式会社）

※様式

様式 1 7 物品の受払簿（物資集配拠点用）

様式 B 1 物資要請／発注票

様式 B 2 物資輸送依頼票

様式 B 3 物資出荷連絡票

様式 B 4 物資要請管理表

様式 B 5 物資保管状況管理表

様式 B 6 物資ラベル

様式 B 7 品目分類表

第 13 章 環境、保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害に起因するし尿、ごみ、障害物など生活環境に影響を与える要因の除去及び保健衛生上の措置など、関係機関の協力を得て環境、保健衛生に関する応急活動を実施する。

また、地震や津波による家屋の倒壊・流出等による行方不明者の捜索を迅速に実施するとともに、死亡者の死体を適切に処置する。

《対策の体系》

第 13 章 環境、保健衛生対策	
第 1 節	し尿の処理
第 2 節	ごみの処理
第 3 節	障害物の除去
第 4 節	災害廃棄物の処理
第 5 節	防疫・保健活動
第 6 節	行方不明者の捜索及び死体の措置
第 7 節	災害時における動物の管理

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動に関すること。 ・防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
市民環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の届出受付及び要捜索者名簿の作成に関すること。 ・死体の検案、収容に関すること。 ・し尿の収集、処理に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみの収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の仮置場の選定、設置、運営及び管理に関すること。 ・遺体の埋葬、火葬に関すること。 ・へい死獣の処理に関すること。 ・犬、猫等愛がん動物の管理に関すること。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・獣畜、家きん、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・港湾・漁港区域における障害物の除去に関すること。 ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・し尿処理の協力に関すること。 ・障害物の除去に関すること。

実施担当	実施内容
消防班 消防団（各方面隊）	・行方不明者及び死体の捜索、収容に関すること。

第1節 し尿の処理

地震・津波により断水や下水道施設が被災した場合は、水洗トイレの使用を禁止し、次のように対応することを基本とする。

- (1) トイレが使用できない地域のうち、家屋が全・半壊した被災者には、指定避難所等に設置した仮設トイレで対処する。
- (2) 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。その場合、既存のごみ集積所へ可燃ごみとして搬出するものとする。
- (3) (2)のごみを処理するため、市が委託している一般廃棄物収集運搬業者で対応しきれないときは、市から許可を受けている業者は協力するものとする。

1 応急対策活動

- (1) 応急対策部長は下水道施設、市民環境部長はし尿処理施設の被害状況を早急に把握し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ、簡易トイレ等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

2 仮設トイレ等の設置

(1) 災害発生直後の対応

市民環境班は、各指定避難所におけるトイレの使用状況や避難者数の概数を把握し、トイレの不足数を把握する。

災害発生直後から仮設トイレの調達が可能となるまでは、携帯トイレや簡易トイレによる対応とし、不足する指定避難所には、簡易トイレ等を備蓄保管場所から配送する。備蓄品等で不足する場合は、県又は他自治体等の応援を要請する。

(2) 仮設トイレ（貯留式）の設置

市民環境班は、大規模な災害が発生したときは、調達により貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置に

あたっては、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所を選定する。

- ア 指定避難所
- イ 集合住宅
- ウ 住宅密集地

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長がその必要がないと認める時までとする。

(3) 簡易トイレの配布

下水道使用不能地域において自宅が全・半壊していない場合は、自宅のトイレにおいて簡易トイレを使用し、可燃ごみとして処理することを基本（簡易トイレのごみ→今治市クリーンセンター）とする。市民環境班は、簡易トイレを業者から調達し被災者に配布する。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（おおむね24時間以内）する。
- イ 指定避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。
- ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

3 収集、処理の実施

市民環境班は、貯留したし尿の収集、処理を行う。その場合、し尿処理場や下水処理場への輸送により、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案して、最終処分を行う。

(1) し尿の収集

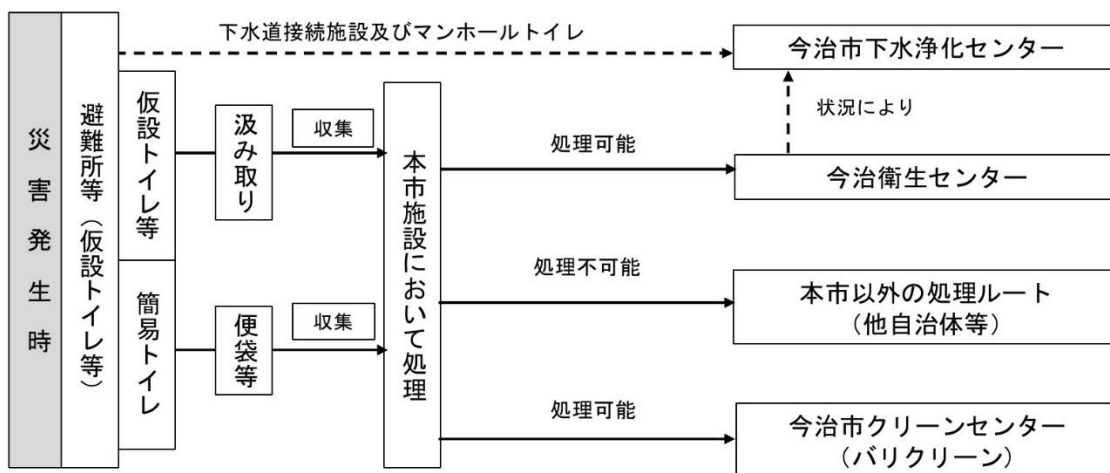
し尿の収集については、指定避難所及び病院等を優先して、収集・運搬許可業者により行う。

(2) し尿の処理

ア し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町に処理を要請する。

イ 下水道の各処理施設並びに管路等の排水施設の処理機能が確認され次第、状況により、応急対策班と協議のうえ、最寄りのマンホール等から直接投入する。

災害時のし尿処理の基本的な流れ



(出典)「今治市災害廃棄物処理計画」(平成 31 年 3 月)

4 自主防災組織及び市民等の活動

- (1) 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。この場合、仮設トイレあるいは簡易トイレを使用し、ごみとして処理することを原則とする。
- (2) 自主防災組織等を中心に仮設トイレの消毒、管理を行う。

第 2 節 ごみの処理

1 応急対策活動

- (1) 市民環境班は、被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに仮集積所及び収集日時を定めて市民に広報する。
- (2) 市民によって集められた仮集積所のごみをできるだけ速やかに今治市クリーンセンターへ搬出する。
- (3) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

2 ごみ処理対策の実施

(1) ごみの搬出

市民環境班は、災害発生後収集可能な状態になった時点から 7 日間以内に、速やかに被災地域から今治市クリーンセンターへごみの搬出を行う。

(2) 仮集積所の選定

市民環境班は、次の点に留意し、住民が選定した仮集積所に支障がないか確認を行う。

- ア 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。

ウ 搬入・搬出に便利なこと。

(3) ごみの収集方法

市民環境班が、ごみの収集方法について作業計画を作成し、原則として、次のとおり実施する。

可燃ごみは、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、収集運搬の委託業者・許可業者等の協力を得て、最優先で収集、運搬の体制を確立し、今治市クリーンセンターへ搬送し焼却処理する。

(4) 自己搬入での方法

市が定めた日時以外にごみを搬出しようとする場合は、自らが今治市クリーンセンターへ直接搬出する。

(5) ごみ処理場等での処理

仮集積所に集積されたごみは、今治市クリーンセンターで焼却、破砕処理し、最終処分場へ搬出する。

3 自主防災組織及び市民等の活動

(1) 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

(2) 地域ごとに市民が搬出するごみの仮置場を設定し、利用を呼びかける。

(3) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 市が定めた日時以外にごみを搬出しようとする場合は、自らが今治市クリーンセンターへ直接搬出する。

第3節 障害物の除去

災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。

道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者等が障害物の除去を行う。

1 住宅関係の障害物の除去

(1) 実施者

災害救助法が適用され、その条件に適合する場合は、本部長が除去を行う。市において処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。県への応援要請にあたっては、次の事項を示して要請する。

ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 除去した障害物の集積場所の有無

なお、除去の実務は、応急対策班が、関係各部と連携し、建設業者等の協力を得て行う。

(2) 除去すべき対象

住家又はその周辺に流入した土石、竹木等の障害物の除去は、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。

ア 障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの

イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に流入したもの、又は出入りが困難な状態であること。

ウ 自らの資力で障害物の除去ができないもの

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

応急対策部長は、本部長の指示に基づき、優先度の高い箇所を指定し、関係各部、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等の協力を得て作業班を編成して実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 応急対策部長は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、被害状況等を勘案し、除去対象戸数及び所在を県知事に報告する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、建設業協会等から資機材、労力等の提供を求める。不足する場合は、県に要請し、近隣市町からの派遣を求める。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機器等借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上げ費であり、災害救助法の限度額以内とする。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について、十分留意して行う。

ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。

イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の搬送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。

ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区別し、また、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、除去作業実施者が決める。

2 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。また、道路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に

応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者は、河川管理者の協力を得ながら支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

4 港湾区域、漁港区域における障害物の除去

港湾管理者及び漁港管理者は、管理する港湾区域及び漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、海上保安庁、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

5 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第4節 災害廃棄物の処理

家屋等の建物、構築物等の倒壊・流出により、又は倒壊建物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地の速やかな復興に努める。

被災の状況によって市単独での処理が困難な場合は、県内市町の施設での処理に向けた調整を県に要請する。また、県に災害廃棄物の処理を委託する場合は、県の指導のもと、県並びに協力機関等への情報提供を行う。

被災家屋の撤去（必要に応じて解体）については、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損害家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。

災害廃棄物等の搬出に関しては、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

1 災害により発生する災害廃棄物

市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2 災害廃棄物の処理

市民環境班は、「今治市災害廃棄物処理計画」を基に、市内の災害廃棄物発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を作成し、必要事項を関係各部、関係機関等に周知したうえで災害廃棄物の処理を実施する。

(1) 仮置き及び解体撤去など処理、処分計画等の作成

ア 災害廃棄物発生量の推計

大規模災害により発生する災害廃棄物の推計量は、次のとおりである。

今治市の災害廃棄物発生量の推定

想定地震	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）
可燃物（万 t）	28
不燃物（万 t）	35
コンクリートがら（万 t）	85
金属くず（万 t）	11
柱角材（万 t）	8
合計（万 t）	168
津波堆積物（万 t）	34

※冬 18 時、風速：強風

【出典：愛媛県災害廃棄物処理計画（R4.9）】

イ 処理順位の決定

災害廃棄物は、原則として次の順位で処理する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (ア) 道路、橋りょう、鉄道等の公共施設の撤去に伴うもの
- (イ) 公共建物等の撤去に伴うもの
- (ウ) 一般建物の撤去に伴うもの
- (エ) その他

ウ 仮置場の設置、運営及び管理

仮置場は災害廃棄物の一時保管場所や選別を行う場所であり、関係各部、関係機関等と調整し、設置、運営及び管理を行う。大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。また、市民が仮置場へ搬入する場合は、分別等のルールと仮置場の場所、搬入時期等を周知する。

エ 処理、処分施設の確保

オ 機材、車両、人員等の確保

カ 解体、撤去及び処分先への搬送

キ 処理処分先及び方法の指示

(2) 県への報告

災害廃棄物に関する情報を収集し、以下の内容を県に報告する。

ア 家屋の被災状況（全壊、大規模半壊、半壊の数）

- イ 災害廃棄物の推計量
- ウ 廃棄物処理施設等の被災状況
- エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- オ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 応援要請等

ア 一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部及び一般社団法人えひめ産業資源循環協会今治地区などの関係業界団体等への応援要請

イ 県又は他自治体等への協力要請

処理、処分は、市内の施設で行うことを基本とするが、必要に応じて県又は他の自治体等に協力を要請する。

(4) 市民等の協力

自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

3 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。

4 廃棄物処理事業等に関する国庫補助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第22条の規定に基づき、災害等により必要となった廃棄物の処理に係る費用については、国の補助金を活用する。

5 リサイクル

仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

6 廃棄物の収集、運搬及び処分の特例

環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 市民環境班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

(2) 市民環境班は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(3) 国による処理の代行

環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって行う。

第5節 防疫・保健活動

1 応急対策活動

- (1) 県（保健所）の指導・指示を受け、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等、迅速かつ的確に必要な防疫活動を実施する。
- (2) 飲料水について消毒及び衛生指導を行う。
- (3) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (4) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (5) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (6) 県（保健所）と協力して指定避難所等において保健師等による巡回健康相談を実施し、市民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて、避難者に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (7) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- (8) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、市民環境部、医療救護部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

2 防疫活動の実施

医療救護班は、保健所等と連携をとり、次のとおり防疫、衛生活動を実施する。

(1) 防疫活動

ア 臨時予防接種の実施場所

市内各小中学校又は公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

イ 検病調査及び健康診断

県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市はこの実施に際して、地区内の関係機関とともにこれに協力する。

ウ 薬品の調達

薬品は、関係業者から購入するが、現品が不足する場合は県にあっせんを要請する。

エ 感染症患者等に対する感染症指定医療機関等への入院勧告又は入院措置

県は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告等を行うが、市はこの実施に際して、これに協力する。

オ 記録

防疫のため清潔方法及び消毒方法を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備する。

(ア) 被害状況報告書

(イ) 防疫活動状況報告書

(ウ) 防疫経費所要見込調及び関係書類

(エ) 清潔方法及び消毒方法に関する書類

(オ) ねずみ族、昆虫等駆除に関する書類

(カ) 家用水の供給に関する書類

(キ) 患者台帳

(ク) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

(2) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

指定避難所の被災者及び地域住民に対して、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

保健所の指導のもとに、被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視及び指導、給食施設の衛生活動を実施する。

ウ 検病調査等

保健所の検病調査に協力し、感染症の発生等を未然に防ぐため、指定避難所及び被災地域において、検病、水質調査を実施する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

生活の用に供される水の使用制限等は知事が行い、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水を供給する。

3 保健活動の実施

医療救護班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、次のとおり保健活動を実施する。被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

(1) 保健所、今治市医師会等との連携のもとに、指定避難所等を巡回して被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健（心の健康）相談等の健康管理を行う。

(2) 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

(3) 災害対策従事者の精神保健（心の健康）相談等の健康管理を行う。

4 自主防災組織及び市民の活動

指定一般避難所等において、避難者による自治組織を編成し、良好な衛生状態を保つよう注意する。

第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置

1 応急対策活動

- (1) 消防班は、警察及び海上保安部、消防団（各方面隊）、自衛隊その他の関係機関及び地元の自主防災組織等の協力を得て、行方不明者及び死体の捜索を行う。
- (2) 市民環境班は、死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- (4) 引取人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取人が判明次第、当該引取人に引き継ぐものとする。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 本部長が、捜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないと認めるときは、総括部長は、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 死体の捜索、措置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 本部長が、災害の状況により必要があると認めるときは、市民環境部長は、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬を実施する。

2 行方不明者の届出の受付

市民環境班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の届出の受付を、次のとおり行う。

- (1) 市民環境班は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- (2) 届出を受けた時は、行方不明者名簿に記録する。
- (3) 受付後、避難者受入記録、救護班診療記録、本部で把握している安否情報等により、行方不明者の安否を確認する。

3 捜索の実施

捜索は、消防班が警察署、消防団（各方面隊）、海上保安部、自衛隊その他の関係機関及び地元自主防災組織等の協力を得て、次のとおり実施する。

- (1) 消防班は、関係機関と連絡を密接にとりながら搜索活動を実施する。その情報を市民環境班へ報告する。
- (2) 搜索活動中に死体を発見したときは、警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）に連絡する。
- (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 搜索の実施期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

4 死体の検案

原則として、現地において警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）が検視した後の死体は、市民環境班にその処置を引き継ぎ、次のとおり死体の検案を実施する。

- (1) 死体の検案は、救護班が行う。救護班のみで対応できない場合は、今治市医師会、今治市歯科医師会及び日本赤十字社等に協力を要請して実施する。
- (2) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、市民環境班が死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた死体は、市民環境班が関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体安置所へ輸送する。

5 死体の収容、安置

市民環境班は、検案を終えた死体について、警察署、地元自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容、安置する。

- (1) 市内の寺院、公共施設等死体収容に適当な場所を選定して、死体安置所を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (3) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処置台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。
- (5) 死体処置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- (6) 遺族その他より死体引取の申出があったときは、死体処置台帳により整理のうえ引き渡す。
- (7) 死体を火葬する場合、市民環境班に連絡し、指定された火葬場へ搬送する。

6 火葬、埋葬

市民環境班は、火葬場で遺体を火葬する。引取手のない死体又は遺族等が火葬、埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

ただし、厚生労働大臣が災害対策基本法第 86 条の 4 に基づく埋葬及び火葬の特例を定めたときは、その規定によることができる。

- (1) 引取手のない死体については、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬又は埋葬に付する場合は、埋葬台帳により処置する。
- (3) 焼骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。

- (4) 家族その他関係者が焼骨、遺留品を引き取る時は、遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- (5) 1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が指定する場所に安置する。
- (6) 火葬、埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

7 自主防災組織及び市民等の活動

行方不明者についての情報を市や警察等に提供するよう努める。

第7節 災害時における動物の管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県・市・市民等による協力体制を確立する。

1 犬、猫等愛がん動物の応急対策

災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うことを基本とする。

(1) 動物の保護及び危害防止

市民環境班は、動物関係団体、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握を行う。
- イ 飼養されている動物に対する餌の配布を行う。
- ウ 危険動物の逸走対策を行う。
- エ 必要に応じて、被災動物の一時収容、応急措置、保管、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保を図る。
- オ 愛媛県獣医師会等により被災動物救護センターが設置された場合は、その情報を被災者に提供し、動物の一時収容、負傷等の応急処置、保管、健康管理を行うよう呼びかける。また、被災動物救護センター設置のため公用地等を提供する。
- カ 県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発を行う。
- キ その他動物に係わる相談等の受付を行う。

(2) 市民及び民間の活動

- ア ケージでの保護、給餌等、所有する動物の自己管理を行う。
- イ 負傷している動物の応急措置を行う。
- ウ 放浪動物の一時保護及び通報を行う。
- エ ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。
- オ ボランティアは、被災動物救護センターの管理等の協力を行う。

(3) 災害死した動物の処理

市民環境班は、災害の発生に伴いへい死した犬、猫等を今治市クリーンセンター朝倉事業所で処理する。

被災動物救護センター

設置予定箇所	住 所
岡山理科大学獣医学部	今治市いこいの丘1番3

2 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの応急対策

災害時の獣畜及び家きんの管理は、県及び市の指導に基づき原則として飼養者が行うものであるが、これが困難な場合には、市は県との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

市民環境班は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

(1) 感染症等対策

ア 感染症の発生等については、速やかに県に連絡し、県の防疫計画に基づき必要な感染症防疫対策を実施する。

イ 一般の疾病の発生については、獣医師と協力し治療にあたる。

ウ 感染症発生畜舎等の消毒については、県の指導により実施する。なお、消毒薬品は県の負担により確保する。

(2) 飼料対策

飼料対策については、災害地域内の被害状況及び獣畜・家きん数等に応じ、県に依頼して政府保管の飼料の払下げ等を求める。

(3) 死亡した獣畜及び家きん等の処理

ア 飼養者は、処理場所を確保するとともに、処理方法及び公衆衛生上必要な措置等について保健所長の許可を受け、適正に処理する。処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

イ 市は、飼養者から要請があったときは、処分方法等を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

ウ 処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

※資料

資料12-1 災害用備蓄物資整備状況一覧表

資料12-2 備蓄場所一覧表

資料11-2 防疫関係資機材の保有状況

資料16-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

資料19-4・7 災害時における動物救護活動及び被災者への救助活動に関する連携協定書（公益財団法人愛媛県獣医師会、岡山理科大学獣医学部）

※様式

様式18 行方不明者名簿

様式19 遺留品処理票

様式20 氏名票

様式21 災害死体送付票

様式22 死体措置票

第14章 要配慮者に対する援助活動

《基本的な考え方》

避難行動要支援者の速やかな避難誘導を行うとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者への避難指示等の伝達に関すること。 ・ 避難行動要支援者の把握に関すること。 ・ 要配慮者の支援に関すること。 ・ 要配慮者利用施設への避難指示等の伝達に関すること。 ・ 指定福祉避難所の開設、運営に関すること。 ・ 要配慮者に対する在宅福祉サービス等の提供に関すること。
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に関すること。
市民環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人（旅行者含む。）への支援に関すること。

1 避難行動要支援者の避難

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に係わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

2 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合には、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 社会福祉施設等への緊急入所
などの措置をとる。

3 外国人支援対策

市民環境班は、今治市国際交流協会と協力し、市役所第3別館に今治市災害多言語支援センター（仮称）を設置し、外国人（旅行者含む。）に対する次の支援を行う。

- (1) 観光協会、観光・宿泊施設事業者等の関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。
- (2) 災害情報等について多言語に翻訳し、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用して提供する。
- (3) 多言語による相談窓口を設けるほか、必要に応じて通訳ボランティアの派遣を行う。

4 指定一般避難所運営における対応

医療救護班・福祉対策班は、指定一般避難所の運営において避難所班と連携して、要配慮者に対し次の措置を行う。

- (1) 担当職員、保健師、民生児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。
- (2) 避難者の障がいや身体状況に応じて、指定一般避難所から適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。
- (3) 要配慮者に配慮した食料や衛生用品等を供給する。
- (4) 避難者の障がいや身体状況に応じた各種ヘルパー、手話通訳者等を派遣する。なお、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。
- (5) プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。
- (6) 今治市災害多言語支援センター（仮称）は、災害情報等を多言語に翻訳し、指定一般避難所への掲示、チラシの配布等、多言語での情報提供を行う。

5 指定福祉避難所の開設

福祉対策班は、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者に対して、市が指定する社会福祉施設等の指定福祉避難所を開設する。また、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借上げを行うほか、心身の状態に応じた応急住宅の設置を行うなどの措置をとる。

6 応急仮設住宅への優先入居等

要配慮者の中で必要と認められる場合は、応急仮設住宅が設置された際の優先的入居に配慮する。また、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー等を派遣し、日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

なお、応急対策班は、応急仮設住宅の建設にあたって、段差の解消やスロープ、手すり等を設置し、要配慮者に配慮した構造の仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

7 在宅者への支援

福祉対策班は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その要配慮者の生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供する。

8 応援依頼

本部長の決定に基づき、福祉対策部長は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県に愛媛県災害時要配慮者支援チームの派遣を要請するほか、隣接市町、NPO・ボランティア等へ応援を要請する。

9 自主防災組織及び市民等の活動

居宅に取り残された要配慮者の早期発見、避難誘導等に協力する。

※資料

資料 9-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

- 資料 9 - 2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表
- 資料 9 - 4 今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱
- 資料 4 - 4 蒼社川洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧表
- 資料 4 - 1 2 土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表
- 資料 1 8 - 3 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表
- 資料 1 9 - 4 ・ 9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

第 15 章 孤立地区に対する支援対策

《基本的な考え方》

孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施する。対策の詳細は、各章によるものとする。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
情報班（情報整理担当） 市民環境班	・ 孤立地区の把握に関する事。
物資供給班	・ 孤立地区への緊急支援物資の確保・搬送に関する事。
支所総括班（陸地部支所 担当・島嶼部支所担当）	・ 支所管内の孤立状況のとりまとめに関する事。 ・ 支所管内の各地区との情報連絡に関する事。

1 孤立地区の把握

実施担当は、一般電話、衛星携帯電話、防災行政無線等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。

通信遮断により孤立が予想された場合は、情報班（被害調査担当）の派遣等による道路状況の確認、消防艇による孤立状況の調査等を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関にヘリコプター・バイク・船舶等による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2 救助・救出

建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合や津波による重傷者等が発生した場合は、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3 集団避難

孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれや津波発生による浸水のおそれ、ライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難など必要な対策を行う。その場合は、ヘリコプターや船舶等の避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じて、消防団（各方面隊）等と連携してパトロールを実施する。

4 緊急支援物資の確保・搬送

集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、地区住民は、食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

物資供給班は、食料品、物資等が不足する場合は、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第16章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市対策本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるように活動拠点等を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行われるよう、速やかに体制を整え、社会福祉協議会等関係団体と連携して必要な措置を講ずる。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の協力支援に関すること。 ・市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）の設置等に関すること。 ・市災害ボランティアセンターの支援に関すること。 ・市災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。

1 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）

(1) 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部）の設置

福祉対策班は、大規模災害が発生し必要があると認めるときは、今治市社会福祉協議会と協議のうえ、市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部（以下「市支援本部」という。))の設置を社会福祉協議会へ要請する。社会福祉協議会は、運営マニュアルに基づき、会長決裁を経て市災害ボランティアセンター（市支援本部）を社会福祉協議会内に設置する。

また、必要に応じてブランチ（支援支部）を設置する。

(2) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の構成

市災害ボランティアセンター（市支援本部）は、今治市社会福祉協議会、今治市、NPO団体、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。

また、関係者が一堂に集う情報共有会議を開催し、市域における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

(3) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の任務

ア ボランティア活動に関する情報収集

県、市、ボランティア団体や被災住民等からの情報をとりまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を把握する。

イ ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して提供す

る窓口を開設する。

ウ ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

エ ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

(4) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の閉所

市対策本部（福祉対策班）は、災害におけるボランティアニーズへの対応が一定程度収束した段階において、社会福祉協議会と協議のうえ、市災害ボランティアセンター（市支援本部）の閉所を社会福祉協議会へ要請する。社会福祉協議会は、運営マニュアルに基づき、会長決裁を経て市災害ボランティアセンター（市支援本部）を閉所する。

また、社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター（市支援本部）閉所後、必要に応じて通常为社会福祉協議会ボランティアセンター（住民支え合いセンター）において、引き続き、支援が必要な方に対して生活復旧の手伝いを継続していく。

2 市の活動

(1) 市災害ボランティアセンターの支援

福祉対策班は、被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市災害ボランティアセンターに提供するとともに、公共施設をボランティアの活動拠点として提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出したり、「災害派遣等従事車両証明書」の交付（この証明書を料金所で提出することにより、高速道路等有料道路の通行料金について無料措置が講じられる。）を行うことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(2) 市災害ボランティアセンターとの連絡調整

福祉対策班は、各部からのボランティアの支援を必要とする活動を取りまとめ、災害ボランティアセンターの代表者等との調整を行う。

(3) ボランティア休暇制度の周知

市職員に対し、ボランティア休暇制度の周知を図り、ボランティア活動参加への支援に努める。

(4) 災害救助法による経費負担

市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

3 災害ボランティアの活動の基本

被災者の「自立的復興支援」・「生活再建」を主目的に活動を行うことを基本とする。

(1) 原則として、被災時点で居住している「住家」が対象

- (2) 重機ではなく「手作業」で対応できる作業（例えば、宅内・敷地内の土砂撤去・家財道具の搬出等）
- (3) 倒壊等の危険がない安全な作業環境

4 ボランティアの活動内容

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 市災害ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティアのコーディネート
- (3) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 要配慮者の介護及び看護補助
- (5) 救護支援
- (6) 保健医療支援
- (7) 市民相談窓口における応対（心のケア等）
- (8) 泥だし、清掃、片づけ
- (9) 炊出し等食事の支援
- (10) 救援物資の仕分け及び配布
- (11) 遺留品の洗浄
- (12) 指定避難所での支援、サポート
- (13) 入浴の提供、支援
- (14) 洗濯
- (15) 病院までの送迎
- (16) 買い物支援
- (17) ペットの世話
- (18) 通訳、翻訳、点訳、手話
- (19) 話し相手
- (20) 学習支援
- (21) 子どもの遊び相手、託児
- (22) 申請の手続き支援
- (23) 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援

5 ボランティアへの啓発

市及び社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。

※資料

資料 19-4・14 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（社会福祉法人今治市社会福祉協議会）

第17章 ライフラインの確保対策

《基本的な考え方》

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置、供給ラインの復旧等を優先して行う。

また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

《対策の体系》

第17章 ライフラインの確保対策	
第1節	水道施設
第2節	下水道施設
第3節	工業用水道施設
第4節	電力施設
第5節	ガス施設
第6節	LPガス施設
第7節	電信電話施設
第8節	災害廃棄物処理施設

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
応急対策班	・上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
市民環境班	・し尿の収集、処理に関すること。 ・ごみの収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の収集、処理に関すること。 ・災害廃棄物の仮置場の選定、設置、運営及び管理に関すること。

第1節 水道施設

応急対策班は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。なお、必要な場合は、配管の仮設等による応急給水に努める。

また、必要に応じて今治市管工事業協同組合等へ協定に基づき応援を要請する。

1 災害時の初動措置

応急対策班は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

(1) 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

- ア 水源、配水池及び配水設備等の異常を調査する。
- イ 漏水を確認したときは、バルブ操作や応急処理等により飲料水を確保する。

(2) 配水管の被害調査

作業の第2順位として、仕切弁操作を次の順位により行うとともに、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

- ア 主要幹線系統の操作
- イ 連絡管系統の操作
- ウ 給水拠点系統の操作

(3) 仕切弁操作の基準

- ア 主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら、遠距離配水を図る。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。
- ウ 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。
- オ 前各項の計画に従って操作するうえで、判断し難いときは、上流地域から下流地域へ行き、次に大区域から小区域へ行う。
- カ 人命に係わる場合は、前項までの規定に係わらず、状況判断による。

(4) 水質の保全

- ア 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。
- イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ナトリウムの注入を行う。

2 応急復旧の実施

(1) 応急復旧の基本方針

- ア 災害による水道施設の応急復旧については、災害時応援協定に基づき、今治市管工事業協同組合、今治しまなみ管工事協同組合、越智諸島管工事業協同組合及び今治市上下水道部（公営企業）が一致協力して行う。
- イ 市対策本部は、水道施設の被害の状況により必要があれば知事等に他の水道事業体の応援派遣を要請する。
- ウ 施設の応急復旧順位は次のとおりとする。

- (ア) 取水、浄水施設
- (イ) 送水、配水施設
- (ウ) 給水装置

(2) 送配水管の応急復旧工事順位

- ア 水源から配水池までの送水管

- イ 配水池から給水拠点までの配水管
- ウ 病院、学校その他緊急給水施設の配水管
- エ その他の配水管

(3) 給水装置の応急復旧

給水装置（配水管から分岐して設けられた給水管）の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申込のあったものについて行うものとするが、次に掲げるような配水に支障を及ぼすものについては、申込みの有無に係わらず応急措置を実施する。

- ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - (ア) 漏水が多量なものの復旧
 - (イ) 被災給水装置の閉栓
- イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

3 資機材、車両及び人員の確保

(1) 応急復旧用資機材

- ア 応急復旧に使用する資機材は「今治市上下水道部（公営企業）保有資機材」及び「民間保有資機材」並びに「知事に調達あっせんする資機材」とする。
- イ 「水道施設災害復旧に必要な資機材調達に関する協定書」に基づき、民間保有資機材の調達を円滑に行う。
- ウ 調達の順位は次のとおりとする。
 - 第1順位 上下水道部（公営企業）保有資機材
 - 第2順位 市内の民間保有資機材
 - 第3順位 知事に調達あっせんする資機材

(2) 動員計画

突発的な災害の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

- ア 職員の動員

職員はあらかじめ定められた場所に参集する。参集経路を指定された職員はできるだけ指定された経路で参集し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、応急復旧作業体制を確立する。
- イ 今治市管工事業協同組合等への応援要請

協定に基づき、今治市管工事業協同組合等へ要員の派遣を要請するほか、必要に応じ関係業者に応援を要請する。

4 災害時の広報

市内の一部地域を対象とする広報は、広報内容を本部総括班（広報担当）に報告し、応急対策班が、広報車による広報を行う。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

広域的な広報は、総括部長に要請し、県を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

なお、給水、復旧作業現場において口頭広報を行う場合は、あらかじめ各班相互の情報交換（応急給水、復旧状況、通水見込等）を緊密に行い、正確を期する。

第2節 下水道施設

応急対策班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性をとり除くための措置を講ずる。

1 管きよの応急措置

応急対策班は、大規模な災害により、管きよに折損、破損、せん断等の被害を受けた場合は、原則として、次のとおり管きよの応急措置を実施する。

- (1) 下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないよう移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管きよの応急対策を講ずる。
- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので直ちに応急対策を行い、応急復旧の方針を立てる。
- (3) 枝線の被害については幹線被害を対応後、応急対策・応急復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管きよの閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホールや宅内枘等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

2 下水道処理場等の応急措置

応急復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池・仮設消毒池などの応急対策を実施する。

3 資機材、車両及び人員の確保

- (1) 下水道施設の応急対策にあたっては、関係業者の協力を得て行う。
- (2) 市で対応が困難な場合は、全国からの資機材、車両及び人員の応援を県に要請する。

4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、本部総括班（広報担当）の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

第3節 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、地震・津波発生後、事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置をとる。

- (2) 被害の拡大防止と応急復旧用資機材等の確保に必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにする。

第4節 電力施設

電気事業者（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、定められた系統運用要領により迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講ずる。

また、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等に必要な措置を講ずる。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講ずる。

3 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

5 対策要員等の確保

電気事業者は、防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

6 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

7 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員や、復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

8 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、電気事業者は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

9 設備の応急復旧

電気事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

なお、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

(1) 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

第5節 ガス施設

四国ガス株式会社は、次のように災害によるガス施設の被害の軽減と早期復旧を図る。

1 応急措置及び復旧対策

(1) 製造所において設備の運転に危険を及ぼす震度の地震又は津波が発生した時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止を図る。

(2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。

(3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、関係機関の応援を得て速やかに復旧する。

(4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。

(5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区から、速やかにガス供給の再開を行う。

(6) 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

2 動員、応援体制

(1) 動員計画に基づき動員の確保に努めるとともに、必要に応じて関係機関への応援要請を行う。

(2) 災害の規模に応じて、一般社団法人日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

3 資材の確保

事業所等に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及びメーカー等から緊急転用措置をとる。

4 広報の実施

(1) 報道機関や防災関係機関に対して、被災の状況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。

(2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用しガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第6節 LPガス施設

1 緊急時の初動体制、連絡通報体制

(1) 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

(2) 消防機関及び関係機関は、液化石油ガス販売事業者とともに相互の通信連絡体制の確立を図る。

2 応急活動の内容

(1) 現場到着時の措置

液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとる。

(2) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が到着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行う。

ア 火災が延焼拡大中であること。

イ 災害による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

ウ 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(3) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図る。

(4) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生防止措置を講ずるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

(5) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。なお、関係機関はこれに協力する。

(6) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100mの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25%を超えるもの）の設定は、消防機関が行う。

3 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、市民の協力を求める。

4 避難措置等の指示及び解除

本部長及び警察等は、必要に応じ、避難指示等を行う。

第 7 節 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害時には、次により臨時的措置をとり、通信輻奏の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。

ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。
 オ 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

(2) 通信の途絶措置

ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。
 イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。
 ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

(3) 被災地の情報伝達支援

ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。
 イ 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

(4) 設備等の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。
 イ 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、NTT西日本四国事業本部で約200名（NTT西日本四国支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。
 ウ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようツールを開発、整備している。

2 株式会社NTTドコモ四国支社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

- (1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

- (1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講ずる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第8節 災害廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第13章 第4節 災害廃棄物の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

※資料

資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

資料19-8・1 大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治市管工事業協同組合）

資料19-8・2 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（越智諸島管工事業協同組合）

資料19-8・3 震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定書（松山市、南予地方水道水質検査協議会（宇和島市他）、新居浜市、四国中央市）

資料19-8・4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（今治市電気・電気通信工事災害支援対策協議会）

資料19-8・5 災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書（株式会社西原環境関西支店）

資料19-8・6 災害時における水道の応急活動に関する協定書（今治しまなみ管工事業協同組合）

資料19-8・7 災害時における相互協力に関する協定書（四国ガス株式会社今治支店）

資料19-8・8 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（愛媛県、県内17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部）

資料19-8・9 災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

資料19-8・10 災害時における電力供給設備復旧の協力に関する協定書（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社）

資料19-8・11 災害時における連絡体制及び電力供給設備復旧の協力に関する協定（中国電力ネットワーク株式会社尾道ネットワークセンター、中国電力ネットワーク株式会社、東広島ネットワークセンター）

資料19-8・12 今治市・株式会社荏原製作所災害支援協定（株式会社荏原製作所）

資料19-8・13 災害時における応急措置等の協力応援に関する協定書（第一環境株式会社）

資料19-8・14 今治市・水ingエンジニアリング株式会社災害支援協定（水ingエンジニアリング株式会社）

資料19-8・15 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定（農業集落排水施設災害対策応援に関する協定運営会議）

資料19-8・16 災害時における下水道処理場及びポンプ場の復旧協力に関する協定書（安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店）

資料19-8・17 災害時における緊急対応・応急措置に関する協定書（株式会社ミゾ

タ)

資料19-8・18 今治市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

第 18 章 公共土木施設等の確保対策

《基本的な考え方》

公共土木施設等における復旧対策のため、災害が発生した場合、直ちに専門技術者により所管する施設、設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や市民に対して、緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路及び公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

《対策の体系》

第 18 章 公共土木施設等の確保対策	
第 1 節	道路施設
第 2 節	河川管理施設
第 3 節	その他の公共土木施設等

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾、海岸、漁港、農地及び農業施設の警戒・巡視に関すること。 ・ 農水、港湾施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 危険個所の災害防止に関すること。 ・ 港内の障害物の除去に関すること。 ・ 河川施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 河川内の流木等障害物の除去に関すること。 ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 公園緑地、街路樹等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 危険箇所の災害防止に関すること。

第 1 節 道路施設

応急対策部長は、管理する道路、橋りょう等道路施設が被害を受けた場合には、次のとお

り応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

1 災害時の応急措置

- (1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により調査し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- (2) 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。
- (3) 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期す。

2 応急復旧対策

災害により被害を受けた市道については、緊急輸送道路指定の道路を優先し、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

(1) 応急復旧目標

応急復旧は、原則として相互の通行が確保できるように行う。

(2) 応急復旧方法

ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

なお、状況によっては仮舗装を行う。

イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

ウ 路面やのり面の崩壊については、土のう羽口工、杭打積土のう等の水防工法により行う。

エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端から除去する。

カ 落下した橋りょう、もしくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止もしくは交通規制の標示等必要措置を講ずる。

第2節 河川管理施設

応急対策部長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧に努める。

- (1) 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 河川等の機能を確保するため、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋

脚、暗きょ流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物や障害物の除去作業を実施する。

(3) 河川、内排水路の洪水、越水等による浸水被害が発生したときは、移動式ポンプによる排水作業を実施する。

第3節 その他の公共土木施設等

1 海岸保全施設

応急対策班等は、堤防、護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の被害の拡大を防ぐために、適切な応急処置を講ずる。

また、応急対策部長は、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

2 港湾施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、早急に被害状況を把握し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

3 漁港施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、直ちに漁業協同組合等の協力を得て、漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握に努め、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

4 農業用施設

応急対策部長は、施設の災害が発生したときは、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告し、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講ずる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

5 公園施設

応急対策部長は、災害が発生した場合、早急に公園施設の被害状況を把握し、本部総括班（本部総括担当）及び県に報告するとともに、状況に応じ使用禁止、立入禁止の措置を行う。

また、公園は、地域における応急対策拠点として利用される場合が多いため、被害を受

けた施設については速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

※資料

資料 14-9 愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部

資料 14-10 建設業者（愛媛県建設業協会今治支部）一覧表

資料 14-11 建設業者（愛媛県建設業協会外）一覧表

資料 14-12 今治造園建設業協会（今治地区）災害対策本部

資料 19-5・1 災害時における応援出動に関する協定（今治造園建設業協会）

資料 19-5・2 災害に強い地域づくり応援協定書（あいえず造船株式会社）

資料 19-5・3 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクテ
ィオ）

資料 19-5・4 災害時における応急対策業務に関する協定書（愛媛東予クレーン協同
組合）

資料 19-5・6 災害に強い地域づくり応援協定書（山中造船株式会社）

資料 19-5・7 災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人愛媛県建
設業協会今治支部）

第 19 章 危険物施設等の応急対策

《基本的な考え方》

大規模災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

《対策の体系》

第 19 章 危険物施設等の応急対策	
第 1 節	危険物施設
第 2 節	高圧ガス施設
第 3 節	毒物、劇物貯蔵施設

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
応急対策班	・海難事故の情報収集等に関すること。
消防班	・危険物施設等の災害対策に関すること。

第 1 節 危険物施設

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 消防班は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて行うよう指導する。
 - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - ウ 危険物施設の応急点検
 - エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動、避難の指示等必要な応急対策の実施
- (2) 火災の防ぎよは、消防署、団が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火薬剤の確保、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受けるとともに、転倒、破損したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。

また、流出した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。

第2節 高圧ガス施設

1 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を行うとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

2 関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講ずる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講ずる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

第3節 毒物、劇物貯蔵施設

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに消防機関及び保健所、警察に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講ずる。

2 関係機関の活動

通報を受けた消防班は、保健所及び警察と相互に連絡をとり、地域住民、通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導、環境モニタリング等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、市対策本部に通報連絡するなど万全を期する。

第20章 応急教育活動

《基本的な考え方》

災害時において、学校施設の被災及び児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、教育の早期再開に対応する。

《対策の体系》

第20章 応急教育活動	
第1節	応急教育の実施
第2節	学用品の調達及び支給
第3節	文化財の応急措置

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・学校施設等の指定一般避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。

第1節 応急教育の実施

各学校における応急教育の実施責任者は、次のとおりとする。

- ア 市立小中学校等の応急教育は、市教育委員会が行う。
- イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が行う。
- ウ 私立学校の応急教育は、設置者が行う。
- エ 国立学校の応急教育は、管理者が行う。

また、災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。

1 応急措置

(1) 教育長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、避難所班に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の災害応急対策、復旧対策の総括にあたる。

(2) 学校長

学校長等は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の「学校（園）危機管理マニュアル」を策定する。この計画に基づき、

- (ア) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (イ) 保護者、地域、関係機関との連携
- (ウ) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (エ) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (オ) 適切な応急手当のための準備
- (カ) 緊急の避難場所の確認
- (キ) 登校・下校対策
- (ク) 学校待機の基準と引渡しの方法

などを検討し、その周知を図り、教育委員会、保護者、自主防災組織その他関係機関との協力体制を確立する。

災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）にその旨を報告する。
- イ 状況に応じ、教育長と協議のうえ、臨時下校等適切な措置をとる。
- ウ 災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）にその旨を報告する。
- エ 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、避難所班を通じ本部総括班（本部総括担当）に報告する。
- オ 登下校時、夜間・休日等の在校外時の場合は、状況に応じ必要な教職員を招集するとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校等の適切な措置を行う。
- カ 被災した地域等からの避難者があった場合には、避難所班を通じ、本部総括班（本部総括担当）に人数、状況等を緊急に連絡する。

また、避難所班長より指定一般避難所開設への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者の受入れを行う。

(3) 教職員

- ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。
- イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急対策、復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

2 応急教育の実施

(1) 施設、職員等の確保

- ア 学校長は、避難所班長に施設の被害状況を連絡し、校舎の一部が被害を受けた場合は、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

施設及び設備の応急復旧整備にあたっては、教職員を動員するほか、被害の状況により登校可能な高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の協力を求める。

校舎の全部が被害を受けた場合、又は特定の地域全体について相当な被害を受けた場合は、教育長は、被害が少ない地域の学校施設や公民館等、次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育実施場所

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 特別教室 (イ) 普通教室 ※屋内体育館は指定一般避難所、運動場は避難場所となることを想定 (ウ) 二部授業等を実施する。
校舎の全部が被害を受けた場合	(ア) 公民館等の公共施設 (イ) 近隣の学校
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	(ア) 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

イ 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 教育長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づいて行う。

なお、教育活動の再開にあたっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。また、必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 学校が指定一般避難所となった場合の留意事項

- (1) 学校長は、指定一般避難所に供する施設、設備の安全を確認し、指定一般避難所責任者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 避難所班長は、学校管理に必要な資機材を確保し、施設、設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合には、避難所班長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市対策本部と必要な協議を行う。

第2節 学用品の調達及び支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又は毀損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

これらの給与は、本部長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事が委任した場合、本部長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の教科書等学用品の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

(1) 給付する品目の範囲

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

(3) 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

第3節 文化財の応急措置

文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が次に示す事項について定めるものとし、市は、県と協力し、文化財の日常の維持管理、適切な保存修理、周辺の環境整備等について指導助言を行う。

- (1) 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施
- (4) 避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、情報班（情報収集担当）に報告するとともに、速やかに市教育委員会を經由して県教育委員会に被災状況を報告する。また、「えひめ文化財防災マニュアル」（平成30年版）や「愛媛県文化財保存活用大綱」（令和2年版）に基づき、県、市、愛媛資料ネット、県建築士会等と連携し、平常時には文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。

第21章 社会秩序維持活動

《基本的な考え方》

大規模災害時には、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市及び警察は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（広報担当）	・社会秩序維持のための広報に関する事。
物資供給班	・物価の安定に関する事。
本部総括班（本部総括担当）	・社会秩序維持のための措置に関する県への要請に関する事。

1 警察機関の活動

警察は、独自又は自主防犯組織等との連携により、次のように安全の確保を行う。

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、指定避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、指定避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃等に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努める。

- (3) 警察署等において、地域の自主防犯組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受付などにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 市民への広報

本部総括班（広報担当）は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語による混乱をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び市民のとるべき措置等について呼びかけを実施する。

3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

物資供給班は、生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。また、必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

4 県に対する要請

本部長が、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、総括部長は、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第 2 2 章 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害のため大規模な被害を生じた場合の救助は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用により国の責任において行われる。県知事は、法定受託事務として救助の実施にあたることとなっている。

そのため、市は、災害により被害の程度が一定の基準を越える場合又は越えると見込まれる場合は、一刻も早く災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求め、被災者個人の基本的生活権の保護と社会秩序の安定を図る。

同法の適用を受けた場合、国の機関として県知事が行う救助のうち、県から通知された事項については、市対策本部が実施する。

なお、各班長は、その所掌する救助活動の実施状況について、初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録・整理し、本部総括班長に報告する。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部総括班（本部総括担当）	・災害救助法の適用要請に関すること。
情報班（情報整理担当）	・災害救助法関係事務のとりまとめに関すること。
福祉対策班	・災害救助法の総括に関すること。

1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法施行令に基づく本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	1,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	7,000 以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段	
被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	内閣府令第1条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1号
	被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第2号

※内閣府令（災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第4号の内閣府令で定める基準を定める省令）

3 被害の認定基準

(1) 住家の滅失等の認定

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

- ・全壊（全焼・流失）住家 1世帯 ⇒ 滅失住家 1世帯
- ・半壊（半焼）住家 2世帯 ⇒ 滅失住家 1世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積により一時的に
居住できない状態になった住家3世帯 ⇒ 滅失住家 1世帯

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

4 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市域における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合には、県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 発生報告

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害の状況
- (エ) すでにとった措置及びこれからとろうとする措置
- (オ) その他必要な事項

(災害発生直後把握できた範囲内で、電話又はFAXでまず報告すること。)

イ 中間報告（法適用事務が完了した後、変更の都度報告）

- (ア) 救助の種類別実施報告
- (イ) 災害救助費概算額調
- (ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 確定報告（応急救助の完了後）

法による救助が完了した時に行う。（文書で報告）

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けるものとする。

5 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編「資料16-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」のとおりである。

この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

6 救助業務の実施者

災害救助法の適用前の救助業務は、市長が行う。

同法適用後の救助業務は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。

市長は、知事から救助の実施について委任する通知があった場合に、次に掲げる救助の実務を実施する。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施機関	担当する救助事務
市長 (原則県から委任)	1 指定避難所の設置 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 4 医療・助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去
県知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の給与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市が業務を実施。市は補助機関として業務にあたる。 2 医療及び助産（DMATの派遣など）

※資料

資料 9-3 災害の被害認定基準

資料 16-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

※様式

様式 R0 災害救助法適用報告様式

様式 R1 災害救助費概算額調（様式 1）

様式 R3 避難所設置及び避難生活状況（様式 3）

様式 R4-1 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式 4-1）

様式 R4-2 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式 4-2）

様式 R5 炊き出し給与状況（様式 5）

様式 R6 飲料水の供給簿（様式 6）

様式 R7 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式 7）

様式 R8 救護班活動状況（様式 8）

様式 R9 病院診療所医療実施状況（様式 9）

様式 R10 助産台帳（様式 10）

様式 R11 被災者救出状況記録簿（様式 11）

様式 R12 住宅応急修理記録簿（様式 12）

様式 R13 生業資金貸付台帳（様式 13）

様式 R14 学用品の給与状況（様式 14）

様式 R15 埋葬台帳（様式 15）

様式 R16 死体処理台帳（様式 16）

《応急》 2 2 災害救助法の適用

- 様式 R 1 7 障害物除去の状況（様式 1 7）
- 様式 R 1 8 輸送記録簿（様式 1 8）
- 様式 R 1 9 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況（様式 1 9）
- 様式 R 2 0 令第 4 条第 5 号から第 1 0 号までに規定する者の従事状況（様式 2 0）
- 様式 R 2 1 扶助金の支給状況（様式 2 1）
- 様式 R 2 2 損失補償の状況（様式 2 2）
- 様式 R 2 3 法第 1 9 条の補償費の状況（様式 2 3）

第 4 部 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

《基本的な考え方》

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施する。

1 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

なお、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）により実施する。

- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、県又は国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。
- (9) 県が管理する道路と交通上密接な関連を有する市道について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度により、当該工事を行うよう県に要請する。
- (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等への働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 激甚災害の指定

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出する。

3 災害廃棄物の処理

大規模な地震・津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 県及び市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

4 災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

5 緊急融資の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を行う等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の手段を講じて財源の確保を図るものとし、適切かつ効果的な融資措置が講じられるよう県、財務事務所等に働きかける。

第2章 民生安定計画

《基本的な考え方》

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

《対策の体系》

第2章 民生安定計画	
第1節	住宅の確保
第2節	雇用機会の確保
第3節	義援物資、義援金の受付及び配分
第4節	日本郵政グループの救援対策
第5節	罹災証明書等の発行
第6節	被災者台帳の作成
第7節	要配慮者の支援

第1節 住宅の確保

1 計画目標

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推進する。

2 対策

- (1) 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。
- (2) 県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。また、公営住宅等の供給に関する役割分担について県と協議し、必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅を供給する。
- (3) 相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
- (4) 火災、地震、津波、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅の建設等に必要な資金の融資をあっせんす

る。

第2節 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう、公共職業安定所等と連携し、被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保に努める。

2 対策

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期就職の推進に努める。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校等による訓練を実施するよう努める。
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置
公共職業安定所を通じ、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書による失業の認定を行い、失業給付を行う。

第3節 義援物資、義援金の受付及び配分

一般から抛出された義援物資、義援金で市に寄託されたもの、及び県又は日赤県支部から送付された義援物資、義援金を、確実に被災者に配分するため、義援物資、義援金の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援物資の受入れ・配分

物資供給班は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

- (1) 物資受入の基本方針
 - ア 原則として、企業・団体等からの大口受入を基本とする。
 - イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。
 - ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。
- (2) 少量提供物資（個人提供等）の取扱い
 - ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を1か所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所へ

配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

(3) 受入体制の広報

物資供給班は、本部総括班（広報担当）を通じ、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、物資供給班は、本部総括班（広報担当）を通じ、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

2 義援金の受付

(1) 市への義援金を受け付けるために、情報班（情報整理担当）は受付窓口を設けるとともに、金融機関に専用口座を開設する。

(2) 義援金を受領したときは、寄託者に義援金領収書を発行する。

3 義援金の配分

(1) 義援金の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、福祉対策班が被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分は、福祉対策班が配分委員会を設置して公平かつ迅速に配分する。県の配分委員会が設置された場合は、その方針に従う。

(3) 配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること。

4 義援物資、義援金の保管場所

(1) 義援金は、情報班（情報整理担当）が保管する。

(2) 義援物資は、物資供給班が集積場所等に一時保管する。

第4節 日本郵政グループの救援対策

災害が発生し、その被害状況及び被災地の実情に応じて災害救助法が適用された場合には、郵便、郵便貯金、簡易保険の非常取扱が実施される。

詳細は災害時に報道発表される。

1 郵便

- (1) 被災者が出す郵便物（一部の種類に限定）の料金免除
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除（被災者救助用寄付金・見舞金で現金書留としたものなど）

2 郵便貯金

- (1) 通帳・証書・印章等を失くされた場合であっても、ご本人であることが確認できれば、20万円までは取り扱うなど
- (2) 郵便振替による災害義援金の送金手数料無料（通常払込、通常振替）

3 簡易保険

保険料の払込期間の延伸、保険金、貸付金、還付金の非常即時払いなど

第5節 罹災証明書等の発行

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、「罹災証明発行事務マニュアル」に基づき、被害認定調査及び罹災証明発行体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書等を発行する。

1 発行の手続

情報班（被害調査担当）は、市対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明」発行申請に対して、住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を発行する。

また、「罹災台帳」等により確認できない場合でも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは罹災証明書を発行する。

一方、住家以外のものが罹災した場合においては、写真等で確認し、被災者から罹災の届出があったことを証明する罹災届出証明書を発行する。

なお、罹災証明書等の発行手数料については、無料とする。

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- (1) 住家
 - ア 全壊
 - イ 大規模半壊
 - ウ 中規模半壊
 - エ 半壊
 - オ 準半壊
 - カ 準半壊に至らない（一部損壊）

第6節 被災者台帳の作成

中長期にわたる各種被災者支援について、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の実施状況、配慮すべき事項など一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者援護に努める。

- (1) 被災者台帳への記載事項（災害対策基本法第90条の3）

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載・記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他必要な事項（災害対策基本法施行規則第8条の5）

- (2) 台帳情報の利用（災害対策基本法第90条の4）

市長は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用又は提供できるものとする。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する救護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- (3) 県等からの被災者情報の提供（災害対策基本法第90条の3）

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、県知事等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第7節 要配慮者の支援

1 計画目標

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、福祉対策班は速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

2 対策

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、指定一般避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

※資料

資料19-4・2 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）

資料19-4・5 災害時における被災者支援に関する協定書（愛媛県行政書士会）

※様式

様式24 確認台帳

様式25 罹災証明書発行台帳

様式26 罹災証明申請書

様式27 罹災届出証明申請書

様式28 罹災届出証明書発行台帳

様式29 義援金・義援物資領収書

第3章 経済秩序安定計画

《対策の体系》

第3章 経済秩序安定計画	
第1節	税、公共料金等の措置
第2節	災害弔慰金、生活資金等の支援
第3節	被災者生活再建支援金
第4節	中小企業・自営業への支援
第5節	流通機能回復
第6節	生活相談の実施

第1節 税、公共料金等の措置

1 租税の徴収猶予及び減免

災害により財産等に被害を受け一定の要件を満たす場合、租税の特別措置が受けられる。

(1) 地方税

被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税、国民健康保険税等）について、一部軽減又は減免、徴収の猶予、期限の延長を行う。

(2) 国税

被災納税者について、次の措置を行う。

- ア 所得税の軽減
- イ 予定納税の減額
- ウ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等
- エ 納税の猶予
- オ 申告などの期限延長

2 国民年金保険料、介護保険料等の減免・猶予等

- (1) 国民年金保険の被保険者について、免除の措置を行う。
- (2) 事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限を延長する。
- (3) 介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置を講ずる。

3 保育所等徴収金の減免

- (1) 災害により被害を受けた場合は、保育所等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、母子生活支援施設その他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免する。
- (2) その他地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必

要に応じ、救済措置を行う。

4 放送受信料の免除

災害により被害を受けた受信契約者に対して、受信規約及び免除基準により、一定期間NHKの放送受信料免除が実施される。

5 公共料金・使用料等の特別措置

災害規模などの状況によっては、各事業者の規程により電気、ガス、電話料金等の軽減、免除等が実施される。

6 ごみ処理手数料の減免

災害により罹災証明書、罹災届出証明書の発行を受けたものは、今治市クリーンセンター等にごみを直接搬入する場合に減免措置が受けられる。

第2節 災害弔慰金、生活資金等の支援

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の給付

福祉対策班は、今治市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害見舞金等の支給

「愛媛県災害見舞金等交付内規」に基づき、火災及び自然災害により災害を受けた被災者には災害見舞金、被災者の葬祭を行う者には弔慰金の支給を行う。

3 災害援護資金の貸付

福祉対策班は、今治市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた被災者に対して生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

4 生活福祉資金貸付制度

市社会福祉協議会は、低所得者で他から融資を受けることができないもので、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯からの申込みを受け、生活福祉資金の貸付を行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の対象者は適用除外となる。

また、生活福祉資金として、緊急小口資金、修学資金、厚生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護資金、長期生活支援資金などの貸付を行う。

5 母子・父子・寡婦福祉資金

災害により被災した母子・父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講ずる。

6 災害復興住宅貸付

(1) 融資対象

ア 災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地及び土地又は借地権を取得しようとする者

イ 災害復興住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権を取得しようとする者

ウ 災害復興住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地を行おうとする者

(2) 大災害の場合の被災住宅の建設、補修等に要する資金の貸付

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を受けた市町が1以上ある災害

イ 上記災害に準ずる災害で主務大臣が指定するもの

(3) 激甚災害の場合の被災住宅の建設に要する資金の貸付

ア 激甚災害指定基準1及び8

イ 激甚な災害で、長期にわたって住民の日常生活に著しい支障を生じさせているものとして主務大臣が指定するもの

第3節 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 支給対象世帯

自然災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 支給内容

次の2つの支援金の合計額を支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(3) 被災者生活再建支援金の申請受付等

福祉対策班は、被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類

の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。

第4節 中小企業・自営業への支援

1 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、必要に応じ共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供を行う。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

(4) 災害時における主な中小企業関係融資の種類

- ア 災害復旧資金貸付
- イ 災害復旧高度化資金
- ウ 小規模企業設備資金
- エ 中小企業体質強化資金
- オ 経営安定関連保証
- カ 災害関係特例保証
- キ 雇用調整助成金
- ク 職場適応訓練費の支給

2 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

(3) 災害時における主な農林漁業関係融資の種類

- ア 日本政策金融公庫による資金貸付
- イ 農業近代化資金及び漁業近代化資金等の償還条件の緩和
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく天災融資制度

3 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携しイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し誘客対策を実施する。

第5節 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の推進を図る。

1 商品の確保

(1) 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2) 鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

(1) 市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、人心の安定を図る。

(2) 市場等の再開

関係各機関は、市場等が速やかに営業を再開されるよう、施設、設備の復旧の指導を行う。

第6節 生活相談の実施

(1) 相談窓口の設置

災害復旧段階では、民生安定及び経済秩序安定のため、被災者に対する生活相談が必要となってくる。このため、市民環境班は、災害発生後速やかに各関係機関の協力を求めて生活相談を実施し、災害に関する市民からの苦情、要望その他相談に応ずるものとする。

なお、必要に応じて、被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を設置する。外国人に対しては、災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センター、又は県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(2) 生活再建支援策等の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- ア 義援金の募集等
- イ 各種相談窓口の案内
- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報・サービスを提供する。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

※資料

資料17-1 災害弔慰金等一覧表

第4章 復興対策

《基本的な考え方》

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時に人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

《計画の体系》

第4章 復興対策	
第1節	災害復興本部の設置
第2節	復興計画の策定
第3節	災害復興事業の実施

第1節 災害復興本部の設置

市長は、被害状況を速やかに把握し、災害復興対策の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする今治市災害復興本部を設置する。

また、地域振興部長を長とする事務局を防災危機管理課内に置く。

第2節 復興計画の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

1 災害復興検討委員会の設置

本部長は、学識経験者、有識者、関係機関、関係団体に属する者、市民等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 復興計画の策定

(1) 計画の策定

本部長は、必要があると認めるときは、復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市総合計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、復興を推進する。

(1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。

(2) 市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 県は、本市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

(4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関もしくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。

(5) 市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

4 防災まちづくりを目指した復興

(1) 必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを推進する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてでき

るだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開
発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・
安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とす
るような土地利用計画を策定し、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所
等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的
な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場
所としての活用、ヘリコプター離着陸場としての活用など防災の観点だけでなく、地域
の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十
分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施
設としての共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者
と調整を図りつつ進める。
- (5) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住
民に説明しつつ、市街地再開事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資
材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円
滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行
う。
- (7) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの
種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大
気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持
を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・
回復や再構築に十分に配慮する。

第3節 災害復興事業の実施

本部長は、県及び関係機関、団体並びに市民、事業所等と協力して、災害復興事業を推進
する。

1 予算の編成

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行方針及び当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため県と調整を図りながら、財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

3 事業推進の留意事項

- (1) 被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。
- (2) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、関係する市町等と連携をとり、計画的な復興に努める。
- (3) 事業を進めるにあたり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行う。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

《章の体系》

第1章 総則	
第1節	推進計画の目的
第2節	推進計画の性格と役割
第3節	南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域
第4節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編）・今治市水防計画の第5部として作成する。
- (3) この計画は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）、県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編）を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ア 市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - イ 一定の事業者において、南海トラフ地震防災対策計画等の作成にあたっての参考となること。

第3節 南海トラフ地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「地震防災対策区域」という。）は、以下のとおりである。

今治	共栄町1丁目、共栄町2丁目、共栄町3丁目、共栄町4丁目、米屋町2丁目、米屋町3丁目、米屋町4丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、栄町4丁目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、常盤町3丁目、別宮町1丁目、別宮町2丁目、別宮町3丁目、南大門町2丁目、南大門町3丁目、室屋町2丁目、室屋町3丁目、室屋町4丁目
美須賀	今治村（比岐島）、恵美須町1丁目、恵美須町2丁目、恵美須町3丁目、風早町1丁目、風早町2丁目、風早町3丁目、風早町4丁目、片原町1丁目、片原町2丁目、片原町3丁目、片原町4丁目、片原町5丁目、黄金町1丁目、米屋町1丁目、栄町1丁目、末広町1丁目、天保山町1丁目、天保山町2丁目、通町1丁目、通町2丁目、通町3丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、中浜町1丁目、中浜町2丁目、中浜町3丁目、中浜町4丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、室屋町1丁目
別宮	大新田町2丁目、北浜町、共栄町5丁目、大正町4丁目、大正町5丁目、大正町6丁目、大正町7丁目、別宮町4丁目、別宮町5丁目、別宮町6丁目、別宮町7丁目、別宮町8丁目、別宮町9丁目、本町5丁目、本町6丁目、本町7丁目、南大門町4丁目、美保町1丁目、美保町2丁目、美保町3丁目、室屋町5丁目、室屋町6丁目、室屋町7丁目
日吉	旭町1丁目、枝堀町1丁目、枝堀町2丁目、枝堀町3丁目、黄金町2丁目、黄金町3丁目、黄金町4丁目、黄金町5丁目、黄金町6丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末広町4丁目、常盤町4丁目、松本町1丁目、松本町2丁目、松本町3丁目、松本町4丁目、松本町5丁目
城東	天保山町3丁目、天保山町4丁目、天保山町5丁目、天保山町6丁目、東鳥生町1丁目、東鳥生町2丁目、東鳥生町3丁目、東鳥生町4丁目、東鳥生町5丁目、東門町1丁目、東門町2丁目、東門町3丁目、東門町4丁目、東門町5丁目、東門町6丁目、美須賀町1丁目、美須賀町2丁目、美須賀町3丁目、美須賀町4丁目
鳥生	北高下町1丁目、北高下町2丁目、北高下町3丁目、北高下町4丁目、北鳥生町1丁目、衣干町1丁目、衣干町2丁目、衣干町3丁目、衣干町4丁目、南高下町1丁目、南高下町2丁目、南高下町3丁目、南高下町4丁目、南鳥生町1丁目、南鳥生町2丁目、南鳥生町3丁目、南鳥生町4丁目、横田町1丁目

近見	石井町1丁目、石井町2丁目、大新田町1丁目、大新田町3丁目、大新田町4丁目、大新田町5丁目、大浜町1丁目、大浜町2丁目、大浜町3丁目、鐘場町1丁目、鐘場町2丁目、小浦町1丁目、小浦町2丁目、砂場町1丁目、砂場町2丁目、湊町1丁目、湊町2丁目
波止浜	内堀1丁目、内堀2丁目、内堀3丁目、馬島、来島（来島）、来島（小島）、高部（市道高部本通線・市道高部本郷線・JR予讃線・市道尾池2号線より海側の区域に限る）、地堀1丁目、地堀2丁目、地堀3丁目、地堀4丁目、地堀5丁目、地堀6丁目、中堀1丁目、中堀2丁目、中堀3丁目、波止浜、波止浜1丁目、波止浜2丁目、波止浜3丁目、波止浜4丁目
乃万	宅間（字小坂、字竹ノ尾、字中内方、字藤ヶ崎）
富田	上徳1丁目、喜田村1丁目、喜田村2丁目、喜田村3丁目、喜田村4丁目、喜田村5丁目、喜田村6丁目、富田新港1丁目、富田新港2丁目、拝志、東村1丁目、東村2丁目、東村3丁目、東村4丁目、東村5丁目
国分	東村南1丁目、古国分1丁目、古国分2丁目
桜井	郷桜井2丁目、郷桜井3丁目、郷桜井4丁目、桜井（字一ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道向山沖浦線より海側の区域[今治市一般廃棄物埋立処分地より南側に限る]、字江口石風呂、字浦手、字大崎）、桜井1丁目、桜井4丁目、桜井5丁目、桜井6丁目、長沢（市字二ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道石打線・市道長沢内前線より東側かつ市道猿子窪線より南側かつ猿子側より西側の区域）、孫兵衛作（市道向山沖浦線より海側の区域に限る）
波方	波方町大浦、波方町波方（字石持[県道波方環状線より海側の区域に限る]、字里、字北ノ手）、西浦（市道西浦ハブ線、市道西浦野間手線、市道西浦線、県道波方環状線より海側の区域に限る）、波方町森上（県道波方環状線、市道森上西浜辺線より海側の区域に限る）、波方町馬刀瀉、波方町宮崎（県道宮崎波方線、市道宮崎於泊線より海側の区域に限る）、波方町小部（県道波方環状線、市道小部庵北線、市道小部中央線より海側の区域に限る）、波方町岡（字岡北）
大西	大西町九王、大西町紺原（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町新町（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町大井浜、大西町宮脇（JR予讃線から海側の区域に限る）、大西町脇（JR予讃線から海側の区域、字田中新開、字松本[国道196号線より海側の区域に限る]）、大西町星浦（JR予讃線から海側の区域、字入口）、大西町別府（字原、字矢越、字福田、字西新开）
菊間	菊間町佐方（JR予讃線から海側の区域、市道菊間新道線・市道菊間宮前線・市道菊間川向線・市道藤原線より海側の区域に限る）、菊間町種（JR予讃線から海側の区域に限る）、菊間町浜（JR予讃線から海側の区域に限る）、菊間町田之尻（JR予讃線から海側の区域に限る）

吉海	吉海町田浦（下組広報区[主要地方道大島環状線より海側の区域に限る]、荒戸広報区[市道泊田ノ浦線より海側の区域に限る]）、吉海町泊（相田北広報区、相田中広報区、相田南広報区）、吉海町福田（南広報区を除く）、吉海町仁江（国道317号線の北側かつ仁江川の南側までの区域、志津見広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]）、吉海町八幡（市道本庄古川線・市道六間口大谷線より海側の区域、市道大黒八幡線の隣接地）、吉海町幸新田、吉海町本庄（久保広報区、納屋広報区、奥の谷広報区[市道本庄田居線の隣接地を除く]を除く）、吉海町棕名、吉海町臥間（しまなみ住宅広報区を除く）、吉海町名（下田水広報区、宇津呂広報区、水場広報区、江越広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]、大黒広報区[市道本庄田中大黒線とその隣接地より海側の区域に限る]）、吉海町正味、吉海町名駒、吉海町南浦、吉海町津島
宮窪	宮窪町早川（主要地方道大島環状線より海側の区域に限る）、宮窪町余所国（主要地方道大島環状線、市道宮窪余所国線、市道大山線より海側の区域に限る）、宮窪町宮窪（市道宮窪江口線・市道宮窪中央支線・市道宮窪中央線・市道瀬戸川線・国道317号線・市道宮窪中道線・市道大道線・市道横町線・市道尻出法金線・市道宮窪天王越線、市道土居野線・市道宮窪友浦線・市道長磯線より海側の区域、市道宮窪戸代線より海側の区域、鶴島）、宮窪町友浦（市道久米線及び主要地方道大島環状線及び市道大崎線より海側の区域）、宮窪町四阪島
伯方	伯方町木浦（字古江浜、市道北浦古江越線・市道伯方古江山田線・市道伯方古江北線・市道伯方古江越線より海側の区域、字西長崎、字東長崎、字袈裟丸、字大小島、字瀬戸浜、字折口、字西河原木塚[市道金ヶ崎線より北側の区域に限る]、字深海辺、字大浦、市道石川古江線・主要地方道伯方島環状線・市道川岸端線・市道大屋線より海側の区域、字尾浦、字梅）、伯方町有津（国道317号線より海側の区域に限る）、伯方町伊方（字中洲[国道317号線から海側の区域に限る]、字古蔵[国道317号線及び市道熊口渡船場線より海側の区域に限る]、字三坂山[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字熊口新開[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字小熊口[市道開山線より海側の区域に限る]、字東風浜[市道東風浜線より海側の区域に限る]、字前浜、字正着[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字東浜田[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字熊地[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字峠[市道伯方峠浜線及び市道東浜田・先峠線より海側の区域に限る]）、伯方町北浦（字小田[主要地方道伯方島環状線より北側かつ市道柿小坂線より海側の区域に限る]、字五十山、字長田[主要地方道伯方島環状線より海側の区域に限る]、字四通[市道四通宮の前線及び主要地方道伯方島環状線より海側の区域に限る]、字立岩、字隅田、字小島、字竹田[主要地方道伯方島環状線・市道竹田線・市道竹田東線・市道伯方中字横線より海側の区域に限る]）

上浦	上浦町盛（主要地方道大三島環状線より海側の区域に限る）、上浦町井口（主要地方道大三島環状線〔隣接地含む〕・市道蓼原線〔隣接地含む〕より海側かつ本川より北側の区域、清州橋から市道三番浜線交差点までの国道317号線より海側の区域、古戸川より南側かつ市道上浦大池多々羅線・市道三番浜線より海側の区域）、上浦町甘崎（国道317号線より海側の区域、字多々羅新田、字寅松、字下地田新田、字下屋敷、字小又〔西瀬戸自動車道より海側の区域に限る〕、字水場〔西瀬戸自動車道より海側の区域に限る〕、字口挟〔西瀬戸自動車道より海側の区域に限る〕、字堂下新田〔西瀬戸自動車道より海側の区域に限る〕、字大新田〔西瀬戸自動車道より海側の区域に限る〕）、上浦町瀬戸（国道317号線より海側の区域、主要地方道大三島環状線より海側の区域、市道浜側花奥線・市道井口瀬戸線・市道出口川尻線より海側の区域に限る）
大三島	大三島町肥海（主要地方道大三島環状線より西側の区域〔高知川以南については環状線隣接地を含む〕）、大三島町大見（主要地方道大三島環状線から西側の区域、大見川南側から市道下土居線海側の区域に限る）、大三島町明日（主要地方道大三島環状線から海側の区域、明日本川の南側から市道向皆地線から海側の区域に限る）、大三島町宮浦（市道歯象線〔隣接地含む〕・市道宮浦本川線・本川橋・市道新地裏線・主要地方道大三島上浦線・市道新地北小線・市道越道線、市道宮浦下条線・市道大三島大新田線・主要地方道大三島環状線〔隣接地含む〕より海側の区域に限る）、大三島町台（主要地方道大三島環状線から海側の区域に限る）、大三島町野々江（主要地方道大三島環状線から海側の区域、市道大三島笠松南線・市道ムメイワ線〔隣接地含む〕・市道砂塚伊倉線・市道野々江大川線より海側の区域に限る）、大三島町口総（主要地方道大三島環状線から北側の区域に限る）、大三島町浦戸（主要地方道大三島環状線から北側の区域及び、市道浦戸寺川線から北側の区域及び、市道浦戸木通線から北側の区域に限る）、大三島町宗方（主要地方道大三島環状線・市道宗方本川線・市道大三島田中下線・市道大三島小田浜条線・市道浜条下線・主要地方道大三島環状線〔隣接地含む〕より海側の区域に限る）
関前	関前岡村（西〔県道大下白濁線より海側の区域に限る〕、本岬〔市道元海岸線より海側の区域に限る〕、岬〔市道風呂側線より海側の区域に限る〕、開地〔市道開地横線より海側の区域に限る〕、向組〔市道向側線より南側かつ姫子陽神社より海側の区域に限る〕、宮側〔市道元海岸線より海側の区域に限る〕）、関前小大下、関前大下

第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

(第1部第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に準ずる。)

※資料

資料1－4 防災関係機関電話番号一覧表

第2章 関係者との連携協力の確保

《章の体系》

第2章 関係者との連携協力の確保	
第1節	資機材、人員等の配備手配
第2節	他機関に対する応援要請
第3節	帰宅困難者への対応

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達

(1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

(2) 県に対する物資等の供給要請

市は、県に対し、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配備

市は、県に対し、人員の配備状況を速やかに報告するとともに、人員が不足する場合は、県等に応援を要請する。

第2節 他機関に対する応援要請

市は、必要があるときは、応援協定に従い応援を要請することとする。

第3節 帰宅困難者への対応

一斉徒歩帰宅の抑制対策

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

※資料

資料1-4 防災関係機関電話番号一覧表

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

《章の体系》

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節	津波からの防護
第2節	津波に関する情報の伝達等
第3節	避難指示等の発令基準
第4節	避難対策等
第5節	消防機関等の活動
第6節	水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動
第7節	交通対策
第8節	市自ら管理等を行う施設等に関する津波対策
第9節	迅速な救助

第1節 津波からの防護

1 地震発生時の措置

市又は堤防水門等の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくこととする。

2 堤防、水門等の整備等

市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

(1) 堤防、水門等の点検・計画

市は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。

また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるにあたっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮することとする。

(2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

市は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進することとする。

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

市は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。

また、市又は堤防、水門等の管理者は、各水門、陸閘等ごとに、閉鎖体制及び閉鎖手

順を定める。

- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

市は、県と協力し、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備を行うこととする。

- (5) 緊急防災情報伝達システムの拡充

市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、緊急防災情報伝達システムの拡充を行うこととする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3部第3章第3節「地震及び津波関連情報の収集、伝達」の2「地震及び津波関連情報の伝達」のとおりとするほか、市は津波に対し次の措置をとるものとする。

1 「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」が発表されたとき

直ちに住民、漁協等関係団体、港湾関係者及び海浜の遊客に対して、緊急防災情報伝達システムにより「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」発表を伝達するとともに、「地震防災対策区域」の自主防災組織との連携による住民への情報伝達、その他あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

2 震度4程度以上の地震を感じたが、情報伝達システムの異常等により「大津波警報」「津波警報」又は「津波注意報」が伝達されないとき

(1) 避難指示

市長は、「地震防災対策区域」内住民に対して避難指示等必要な措置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努めるものとする。

(2) 報道の聴取

避難後、少なくとも1時間はラジオ・テレビ報道を聴取し、「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」等の情報の入手に努めるものとする。

(3) 海面の監視

避難後、高台等の安全な場所から少なくとも30分間は海面の状態を監視するものとする。

3 日本語に不慣れな外国人への情報伝達

市は、市国際交流協会、翻訳ボランティア、外国人団体の協力を得ながら、地域における日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達を実施することとする。

第3節 避難指示の発令基準

1 避難指示の発令基準

津波警報等の津波予報が発表された場合等においては、次のとおり避難指示を行う。

避難指示の発令基準【津波】

区分	発令基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）。 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。

2 避難指示の伝達方法

- (1) 総括部長は、避難を要する地域の住民等に対して、緊急防災情報伝達システムにより伝達するほか、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て伝達するなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。
- (2) 総括部長は、緊急警報放送、テレビ、ラジオ放送により、避難指示の周知を図るため、原則として県を通じて、放送局に協力を要請することとする。
- (3) 総括部長は、必要に応じて第六管区海上保安本部（今治海上保安部）、警察本部等関係機関にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示の周知に努めることとする。

3 避難指示の解除

避難指示の解除は、大阪管区气象台（松山地方气象台）による大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とすることとする。

避難指示の解除の伝達は、「2 避難指示の伝達方法」によることとする。

4 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立入りの制限もしくは禁止をし、又はその区域からの退去を命ずることとする。警戒区域を設定した場合、消防、警察及び海上保安部は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域内での規制の方法等については、市の定めるところによる。

第4節 避難対策等

1 避難対象地域の指定

市は、地震防災対策区域を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）、津波からの避難場所を以下のとおり指定する。

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
今治	共栄町1丁目、共栄町2丁目、共栄町3丁目、共栄町4丁目、米屋町2丁目、米屋町3丁目、米屋町4丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、栄町4丁目、大正町1丁目、大正町2丁目、大正町3丁目、常盤町3丁目、別宮町1丁目、別宮町2丁目、別宮町3丁目、南大門町2丁目、南大門町3丁目、室屋町2丁目、室屋町3丁目、室屋町4丁目	旧日吉小学校運動場 (南宝来町1-6-1) 日吉中学校 (中日吉町1-3-70) 常盤小学校 (中日吉町2-6-55)
美須賀	今治村(比岐島)、恵美須町1丁目、恵美須町2丁目、恵美須町3丁目、風早町1丁目、風早町2丁目、風早町3丁目、風早町4丁目、片原町1丁目、片原町2丁目、片原町3丁目、片原町4丁目、片原町5丁目、黄金町1丁目、米屋町1丁目、栄町1丁目、末広町1丁目、天保山町1丁目、天保山町2丁目、通町1丁目、通町2丁目、通町3丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、中浜町1丁目、中浜町2丁目、中浜町3丁目、中浜町4丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、室屋町1丁目	今治西高等学校 (中日吉町3-5-47) 今治南高等学校 (常盤町7-2-17) 今治北高等学校 (宮下町2-2-14) 岡山理科大学今治 キャンパスグラウ ンド
別宮	大新田町2丁目、北浜町、共栄町5丁目、大正町4丁目、大正町5丁目、大正町6丁目、大正町7丁目、別宮町4丁目、別宮町5丁目、別宮町6丁目、別宮町7丁目、別宮町8丁目、別宮町9丁目、本町5丁目、本町6丁目、本町7丁目、南大門町4丁目、美保町1丁目、美保町2丁目、美保町3丁目、室屋町5丁目、室屋町6丁目、室屋町7丁目	(いこいの丘1-3)

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
日吉	旭町1丁目、枝堀町1丁目、枝堀町2丁目、枝堀町3丁目、黄金町2丁目、黄金町3丁目、黄金町4丁目、黄金町5丁目、黄金町6丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末広町4丁目、常盤町4丁目、松本町1丁目、松本町2丁目、松本町3丁目、松本町4丁目、松本町5丁目	旧日吉小学校運動場 (南宝来町1-6-1) 日吉中学校 (中日吉町1-3-70) 常盤小学校 (中日吉町2-6-55) 今治西高等学校 (中日吉町3-5-47) 今治南高等学校 (常盤町7-2-17) 今治北高等学校 (宮下町2-2-14)
城東	天保山町3丁目、天保山町4丁目、天保山町5丁目、天保山町6丁目、東鳥生町1丁目、東鳥生町2丁目、東鳥生町3丁目、東鳥生町4丁目、東鳥生町5丁目、東門町1丁目、東門町2丁目、東門町3丁目、東門町4丁目、東門町5丁目、東門町6丁目、美須賀町1丁目、美須賀町2丁目、美須賀町3丁目、美須賀町4丁目	立花小学校 (立花町4-3-45) 立花中学校 (立花町2-8-7) 今治工業高等学校 (河南町1-1-36)
鳥生	北高下町1丁目、北高下町2丁目、北高下町3丁目、北高下町4丁目、北鳥生町1丁目、衣干町1丁目、衣干町2丁目、衣干町3丁目、衣干町4丁目、南高下町1丁目、南高下町2丁目、南高下町3丁目、南高下町4丁目、南鳥生町1丁目、南鳥生町2丁目、南鳥生町3丁目、南鳥生町4丁目、横田町1丁目	近見小学校 (近見町1-5-1) 近見中学校 (近見町4-2-57)
近見	石井町1丁目、石井町2丁目、大新田町1丁目、大新田町3丁目、大新田町4丁目、大新田町5丁目、大浜町1丁目、大浜町2丁目、大浜町3丁目、鐘場町1丁目、鐘場町2丁目、小浦町1丁目、小浦町2丁目、砂場町1丁目、砂場町2丁目、湊町1丁目、湊町2丁目	北郷中学校 (中堀4-1-1)
波止浜	内堀1丁目、内堀2丁目、内堀3丁目、馬島、来島(来島)、来島(小島)、高部(市道高部本通線・市道高部本郷線・JR予讃線・市道尾池2号線より海側の区域に限る)、地堀1丁目、地堀2丁目、地堀3丁目、地堀4丁目、地堀5丁目、地堀6丁目、中堀1丁目、中堀2丁目、中堀3丁目、波止浜、波止浜1丁目、波止浜2丁目、波止浜3丁目、波止浜4丁目	乃万小学校 (延喜甲349) 今治明德短期大学 (矢田甲688)
乃万	宅間(字小坂、字竹ノ尾、字中内方、字藤ヶ崎)	

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
富田	上徳1丁目、喜田村1丁目、喜田村2丁目、喜田村3丁目、喜田村4丁目、喜田村5丁目、喜田村6丁目、富田新港1丁目、富田新港2丁目、拝志、東村1丁目、東村2丁目、東村3丁目、東村4丁目、東村5丁目	富田小学校 (上徳甲 394-4) 南中学校 (松木 349-1) バリクリーン [今治市クリーンセンター] (町谷甲 394)
国分	東村南1丁目、古国分1丁目、古国分2丁目	国分小学校 (古国分 2-7-1)
桜井	郷桜井2丁目、郷桜井3丁目、郷桜井4丁目、桜井(字一ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道向山沖浦線より海側の区域[今治市一般廃棄物埋立処分地より南側に限る]、字江口石風呂、字浦手、字大崎)、桜井1丁目、桜井4丁目、桜井5丁目、桜井6丁目、長沢(市字二ノ谷[国道196号線より海側の区域に限る]、市道石打線・市道長沢内前線より東側かつ市道猿子窪線より南側かつ猿子側より西側の区域)、孫兵衛作(市道向山沖浦線より海側の区域に限る)	桜井小学校 (郷桜井 1-8-26) 桜井中学校 (郷桜井 1-8-8) 愛媛中央産業技術専門校 (桜井団地 4-1-1) 今治東中等教育学校 (桜井 2-9-1) 今治特別支援学校運動場 (桜井乙 32-323)
波方	波方町大浦、波方町波方(字石持[県道波方環状線より海側の区域に限る]、字里、字北ノ手)、西浦(市道西浦ハブ線、市道西浦野間手線、市道西浦線、県道波方環状線より海側の区域に限る)、波方町森上(県道波方環状線、市道森上西浜辺線より海側の区域に限る)、波方町馬刀瀉、波方町宮崎(県道宮崎波方線、市道宮崎於泊線より海側の区域に限る)、波方町小部(県道波方環状線、市道小部庵北線、市道小部中央線より海側の区域に限る)、波方町岡(字岡北)	波方小学校 (養老甲 803-1) 波方公園運動場多目的広場 (樋口乙 730) 国立波方海上技術短期大学校 (波方甲 1634-1)
大西	大西町九王、大西町紺原(JR予讃線から海側の区域に限る)、大西町新町(JR予讃線から海側の区域に限る)、大西町大井浜、大西町宮脇(JR予讃線から海側の区域に限る)、大西町脇(JR予讃線から海側の区域、字田中新開、字松本[国道196号線より海側の区域に限る])、大西町星浦(JR予讃線から海側の区域、字入口)、大西町別府(字原、字矢越、字福田、字西新開)	藤山健康文化公園 (宮脇乙 579-1)

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
菊間	菊間町佐方（JR予讃線から海側の区域、市道菊間新道線・市道菊間宮前線・市道菊間川向線・市道藤原線より海側の区域に限る）、菊間町種（JR予讃線から海側の区域に限る）、菊間町浜（JR予讃線から海側の区域に限る）、菊間町田之尻（JR予讃線から海側の区域に限る）	菊間中学校 (浜 2628-1) 菊間小学校 (長坂 2000-1) 緑の広場公園運動場 多目的広場 (菊間町池原 1463-2)
吉海	吉海町田浦（下組広報区[主要地方道大島環状線より海側の区域に限る]、荒戸広報区[市道泊田ノ浦線より海側の区域に限る]）、吉海町泊（相田北広報区、相田中広報区、相田南広報区）、吉海町福田（南広報区を除く）、吉海町仁江（国道317号線の北側かつ仁江川の南側までの区域、志津見広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]）、吉海町八幡（市道本庄古川線・市道六間口大谷線より海側の区域、市道大黒八幡線の隣接地）、吉海町幸新田、吉海町本庄（久保広報区、納屋広報区、奥の谷広報区[市道本庄田居線の隣接地を除く]を除く）、吉海町棕名、吉海町臥間（しまなみ住宅広報区を除く）、吉海町名（下田水広報区、宇津呂広報区、水場広報区、江越広報区[県道名駒・友浦線より海側の区域に限る]）、大黒広報区[市道本庄田中大黒線とその隣接地より海側の区域に限る]）、吉海町正味、吉海町名駒、吉海町南浦、吉海町津島	旧吉海老人福祉センター (吉海町名 1466) 宮窪石文化運動公園 (宮窪 3546)
宮窪	宮窪町早川（主要地方道大島環状線より海側の区域に限る）、宮窪町余所国（主要地方道大島環状線、市道宮窪余所国線、市道大山線より海側の区域に限る）、宮窪町宮窪（市道宮窪江口線・市道宮窪中央支線・市道宮窪中央線・市道瀬戸川線・国道317号線・市道宮窪中道線・市道大道線・市道横町線・市道尻出法金線・市道宮窪天王越線、市道土居野線・市道宮窪友浦線・市道長磯線より海側の区域、市道宮窪戸代線より海側の区域、鶴島）、宮窪町友浦（市道久米線及び主要地方道大島環状線及び市道大崎線より海側の区域）、宮窪町四阪島	宮窪小学校 (宮窪 4765) 宮窪石文化運動公園 (宮窪 3546)

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
伯方	伯方町木浦（字古江浜、市道北浦古江越線・市道伯方古江山田線・市道伯方古江北線・市道伯方古江越線より海側の区域、字西長崎、字東長崎、字袈裟丸、字大小島、字瀬戸浜、字折口、字西河原木塚[市道金ヶ崎線より北側の区域に限る]、字深海辺、字大浦、市道石川古江線・主要地方道伯方島環状線・市道川岸端線・市道大屋線より海側の区域、字尾浦、字梅）、伯方町有津（国道317号線より海側の区域に限る）、伯方町伊方（字中洲[国道317号線から海側の区域に限る]、字古蔵[国道317号線及び市道熊口渡船場線より海側の区域に限る]、字三坂山[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字熊口新開[市道熊口渡船場線から海側の区域に限る]、字小熊口[市道開山線より海側の区域に限る]、字東風浜[市道東風浜線より海側の区域に限る]、字前浜、字正着[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字東浜田[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字熊地[市道伯方峠浜線より海側の区域に限る]、字峠[市道伯方峠浜線及び市道東浜田・先峠線より海側の区域に限る]）、伯方町北浦（字小田[主要地方道伯方島環状線より北側かつ市道柿小坂線より海側の区域に限る]、字五十山、字長田[主要地方道伯方島環状線より海側の区域に限る]、字四通[市道四通宮の前線及び主要地方道伯方島環状線より海側の区域に限る]、字立岩、字隅田、字小島、字竹田[主要地方道伯方島環状線・市道竹田線・市道竹田東線・市道伯方中字横線より海側の区域に限る]）	伯方中学校 （木浦甲 4134-1） 伯方小学校 （木浦甲 3599-2） 今治西高等学校伯方分校 （有津甲 2358）

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
上浦	上浦町盛（主要地方道大三島環状線より海側の区域に限る）、上浦町井口（主要地方道大三島環状線[隣接地含む]・市道蓼原線[隣接地含む]より海側かつ本川より北側の区域、清州橋から市道三番浜線交差点までの国道317号線より海側の区域、古戸川より南側かつ市道上浦大池多々羅線・市道三番浜線より海側の区域）、上浦町甘崎（国道317号線より海側の区域、字多々羅新田、字寅松、字下地田新田、字下屋敷、字小又[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字水場[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字口狭[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字堂下新田[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]、字大新田[西瀬戸自動車道より海側の区域に限る]）、上浦町瀬戸（国道317号線より海側の区域、主要地方道大三島環状線より海側の区域、市道浜側花奥線・市道井口瀬戸線・市道出口川尻線より海側の区域に限る）	上浦小学校 (井口 4497-1) 大三島中学校 (井口 5610)
大三島	大三島町肥海（主要地方道大三島環状線より西側の区域[高知川以南については環状線隣接地を含む]）、大三島町大見（主要地方道大三島環状線から西側の区域、大見川南側から市道下土居線海側の区域に限る）、大三島町明日（主要地方道大三島環状線から海側の区域、明日本川の南側から市道向皆地線から海側の区域に限る）、大三島町宮浦（市道歯象線[隣接地含む]・市道宮浦本川線・本川橋・市道新地裏線・主要地方道大三島上浦線・市道新地北小線・市道越道線、市道宮浦下条線・市道大三島大新田線・主要地方道大三島環状線[隣接地含む]より海側の区域に限る）、大三島町台（主要地方道大三島環状線から海側の区域に限る）、大三島町野々江（主要地方道大三島環状線から海側の区域、市道大三島笠松南線・市道ムメイワ線[隣接地含む]・市道砂塚伊倉線・市道野々江大川線より海側の区域に限る）、大三島町口総（主要地方道大三島環状線から北側の区域に限る）、大三島町浦戸（主要地方道大三島環状線から北側の区域及び、市道浦戸寺川線から北側の区域及び、市道浦戸木通線から北側の区域に限る）、大三島町宗方（主要地方道大三島環状線・市道宗方本川線・市道大三島田中下線・市道大三島小田浜条線・市道浜条下線・主要地方道大三島環状線[隣接地含む]より海側の区域に限る）	大三島小学校 (宮浦 5145)

避難対象地域		津波からの 避難場所名称 (所在地)
地区名	地震防災対策区域	
関前	関前岡村（西[県道大下白潟線より海側の区域に限る]、本岬[市道元海岸線より海側の区域に限る]、岬[市道風呂側線より海側の区域に限る]、開地[市道開地横線より海側の区域に限る]、向組[市道向側線より南側かつ姫子嶋神社より海側の区域に限る]、宮側[市道元海岸線より海側の区域に限る]）、関前小大下、関前大下	岡村小学校 (岡村甲 415)

2 避難の確保

(1) 市は、避難対象地域について、

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 津波からの避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点、屋内・屋外の種別）
- エ 津波からの避難場所に至る経路
- オ 避難指示の伝達手段・方法
- カ 指定避難所にある設備、物資等及び指定避難所において行われる救護の措置等
- キ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- ク 避難訓練の内容

を定めた避難計画を作成し、住民等にあらかじめ十分周知を図ることとする。

なお、避難計画策定にあたっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮することとする。

- (2) 津波からの避難場所については、上記に記載した避難対象地域外の施設等に加え、状況に応じて避難対象地域内にあるレベル2の津波にも対応できる堅牢な高層建物の中・高層階など、いわゆる津波避難ビルの活用を進めることとする。
- (3) 市は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて、津波からの避難場所、避難路、避難方法等を見直していくこととする。
- (4) 市は、津波からの避難場所や津波避難用施設の計画的整備、津波避難ビルの活用、既存の避難施設の耐震診断等安全性の点検、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、その他非常時における交通の確保に必要な対策等を推進することとする。また、市等は、津波避難ビルの管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠など必要な事項について協議しておくこととする。
- (5) 避難対象地域内の居住者等は、津波からの避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めることとする。
- (6) 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を定めることとする。

- (7) 自主防災組織、施設管理者、事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとることとする。

3 避難誘導體制

市は、自主防災組織、警察及び消防と相互に協力し、避難対象地域の住民等の逃げ遅れがないよう、あらかじめ避難誘導要員を定めるなど誘導體制を整備することとする。

(1) 避難経路の確保

ア 市は、避難対象地域においてあらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて誘導員を配置して避難経路の確保と事故防止に努めることとする。

イ 避難開始とともに、警察、消防等により、危険防止その他必要な警戒を実施することとする。

(2) 地域住民の避難誘導

ア 避難指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している津波からの避難場所に誘導することとする。

イ 避難誘導に係る詳細の手順等については、市の定めるところによる。

(3) 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導

市は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設の管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法を定めるよう指導することとする。

(外国人・観光客等の避難誘導実施体制の検討にあたって配慮すべき事項)

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

(4) 集客場所等での表示

市は、観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所に、浸水予想図の掲示や津波からの避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、当該地域の津波の危険性等を事前に周知することとする。

(5) 港湾・漁業関係者等の避難対策

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁協等関係団体とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁協等関係団体が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導することとする。

(6) 船舶・漁船等の港外退避等

ア 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）、県、市等は、船舶、漁船等の港外退避に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁協等関係団体の関係者に周知することとする。

イ 各船舶は、津波予報が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への

退避・係留等の措置に努めることとする。

4 指定一般避難所の開設・運営

(1) 指定一般避難所の開設・運営に係る以下の対策については、「避難所運営マニュアル」によるものとする。

ア 指定一般避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定一般避難所との連絡体制、避難者リストの作成等

イ 指定一般避難所を開設した場合の当該指定一般避難所に必要な設備及び資機材の配備、水、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣

ウ 避難後に実施する救護の内容

エ 自主防災組織を中心とした円滑な指定一般避難所の運営と必要な支援。特に、指定一般避難所への津波警報等の情報の提供

(2) 指定一般避難所における救護上の留意事項

ア 市が指定一般避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 水、食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて次の措置をとることとする。

(ア) 流通在庫の引渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な事項

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、指定一般避難所の運営に努めることとする。

5 避難行動要支援者等の避難支援

市は、他人の介護等を要する者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意することとする。

(1) 市は、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

(2) 本部長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の津波からの避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うこととする。

(3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。

6 避難意識の普及啓発対策

市は、県の協力を得ながら、津波来襲時に的確な避難が行えるよう、津波避難計画作成、避難訓練、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民、企業等の津波避難に関する意識を啓発することとする。

7 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、津波浸水時における地下空間での危険性の事前の周知・啓発を図ることとする。
- (2) 市は、南海トラフ地震防災対策計画（一定の事業者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保等に関し作成する計画）の届出等の機会を活用して、地下室等地下空間を有する建物所有者・管理者等に対して、止水板の設置、化学土のうの備蓄などの備えや、不特定多数の利用者の円滑な避難誘導対策等について、助言することとする。

8 県への活動協力要請

市は、県に対し避難対策の実施状況等について、随時報告するとともに、県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編）に規定される以下の点について、必要な協力を要請する。

- (1) 県災害対策本部は、市町の報告により、指定避難所の開設状況を把握しておくとともに、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達及び設置、緊急援護物資の供給にあたるものとする。
- (2) 被害の様相が深刻で、被災市町に指定避難所を設置することができないとき、又は市町に適当な建物もしくは場所がない場合、県は関係市町と協議し、隣接市町に被災市町民の収容を委託し、又は隣接市町の建物もしくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。
- (3) 指定避難所に収容された被災者のうち、住家が滅失して他に居住する住家がなく、自己の資力では新たに住宅を確保することができない者に対しては、県が応急仮設住宅を設置し、供与する。
- (4) 被災者の避難、収容状況等に鑑み、区域外への広域的な避難、収容の必要があると判断した場合には、四国4県、中四国9県及び全国都道府県との広域応援協定に基づき各県に支援を要請するほか、必要に応じて国に支援を要請し、国が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。
- (5) 災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。
- (6) 県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編）に定めるところにより、県の管理する施設を津波からの避難場所として開設する際は、協力するものとする。
- (7) 避難にあたり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについては、収容者の救護のため必要な措置を講ずるものとする。

第5節 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置として、次の事項を重点として定めることとする。
 - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
 - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動

1 水道（上下水道部（公営企業））

市は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、今治市管工事業協同組合等との災害時応援協定に基づき、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあっては、迅速な応急対策に努めるものとする。

2 電気（四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社）

(1) 電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社が行う措置

四国電力株式会社今治事業所、中国電力ネットワーク株式会社尾道ネットワークセンター・東広島ネットワークセンターは、「第3部第17章第4節 電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた以下の措置を行う。

ア 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、火災等の二次災害防止に必要なブレーカー

開放等の安全措置に関する広報を行う。

イ 地震発生時の津波来襲に備えた措置

津波警報が発令された場合、火力発電所・原子力発電所及び変電所においては、従業員及び作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮し、以下の安全措置並びに緊急点検及び巡視を実施する。

(ア) 安全措置

- ① 高圧ガス、危険物設備、燃料油関係漏えい防止措置
- ② 津波・高潮対策用設備（防潮扉、角落とし等）の閉鎖
- ③ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(イ) 緊急点検及び巡視

- ① 転倒又は移動するおそれのある設備の固定状況
- ② 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

3 ガス（四国ガス株式会社今治支店）

- (1) ガス事業の管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定地方公共機関四国ガス株式会社今治支店が行う措置は、第3部第17章第5節「ガス施設」によるものとする。

4 通信（西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社NTTドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

通信事業の管理者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保するものとする。また、地震発生後、電話が輻輳した場合の対策等の措置を講ずるものとする。

- (1) 西日本電信電話株式会社愛媛支店、株式会社NTTドコモ四国支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が行う措置
各社防災業務計画により、以下の措置を行う。

ア 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また、災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、現地調達又は資材部門への要求による災害対策用資機材を確保する。

イ 通信建物、設備等の巡視と点検

南海トラフ地震防災対策推進地域内の組織は、津波来襲等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

なお、この場合、津波からの避難に要する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置
 - (イ) 利用制限等の措置
 - (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の一般の通話又は電報に優先して取扱い
 - (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携
 - (オ) 電気通信事業者との連携
- (2) KDD I 株式会社が行う措置
- KDD I 株式会社は、防災業務計画により、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。
- ア 災害対策用機器、設備、車両等の配備
- 地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておくものとする。
- イ 安全の確保
- 推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意するものとする。
- ウ 局舎、設備等の点検
- 推進地域内の事業所等の長及び周辺地域にある必要な事業所等の長は、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行うものとする。
- エ 重要通信の確保
- 津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、通話の利用制限、輻輳対策のための措置をとるものとする。
- (3) ソフトバンク株式会社が行う措置
- 各社防災業務計画により、以下の措置を行う。
- ア 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
- (ア) 地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また、災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策機器を事前に配備する。
 - (イ) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、災害対策用資機材を配備するとともに、災害時には、現地調達等により確保する。
- イ 通信建物、設備等の巡視と点検
- 南海トラフ地震防災対策推進地区内の通信建物及び重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。
- ウ 重要通信の疎通確保
- 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置
 - (イ) 利用制限等の措置
 - (ウ) 非常、緊急通話は、一般通話に優先取扱い
 - (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

(オ) 電気通信事業者との連携

5 放送関係（日本放送協会（松山放送局）、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、今治コミュニティ放送株式会社、今治シーエーティービィ株式会社）

放送事業者は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 日本放送協会（松山放送局）が行う措置

ア 津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

イ 県、市、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

(2) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、今治コミュニティ放送株式会社、今治シーエーティービィ株式会社が行う措置
各社が行う措置は、前項(1)に準じて行う。

第7節 交通対策

1 道路

市、警察及び道路管理者は、津波により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずることとする。

2 海上

第六管区海上保安本部（今治海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(1) 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。

イ 港内、狭水道等船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港湾管理者

港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるとともに、船舶の係留箇所の変更を命ずる等の措置により、第六管区海上保安本部（今治海上保安部）の実施する措置の協力を努めるものとする。

3 鉄道

鉄道管理者（四国旅客鉄道株式会社）は、防災業務計画に従い、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずるものとする。また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

(1) 発災時（地震発生及び津波警報発令時）の情報伝達

- ア 発災時の情報伝達方法を確立しておく。
- イ 必要な情報連絡設備の整備を行う。
- ウ 情報の伝達経路をあらかじめ定めておく。
- エ 発災時には、必要な通信回線の確保に努める。

(2) 発災時における旅客公衆等の避難

- ア 発災時における旅客公衆等の避難については、市の定める避難場所とし、その指示、誘導方法等をあらかじめ定めておく。
- イ 避難場所、避難経路については、地図に明記したものを駅舎等に掲出する。
- ウ 津波の到達が予想される区域にある駅等の旅客公衆等には、津波警報等の発令情報の周知に努め、あらかじめ定めた避難場所に避難させる。

(3) 津波警報受領時の列車の運転

- ア 津波警報受領時の運転取扱をあらかじめ定めておく。
- イ 津波警報受領時の列車の運転については、以下の取扱いによることを原則とする。
 - (ア) 津波の到達が予想される区域には、列車を進入させない。
 - (イ) すでに津波の到達が予想される区域を走行している列車は速やかに区域外に進出させる。ただし、津波到達までに時間的余裕のない場合は、最寄駅を含む安全な場所に速やかに停車し、避難誘導する。

(4) 施設の整備

鉄道施設の地震に対する安全性の強化や耐震化を推進する。

(5) 防災上必要な教育・訓練

- ア 防災訓練を年1回以上実施するよう努め、実施内容、方法等は別途定める。
- イ 社員に対し講習会や説明会の開催等により、必要な教育を行う。

第8節 市自ら管理等を行う施設等に関する津波対策

1 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図

書館、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとりうるよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 津波からの避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、緊急防災情報伝達システムの拡充

(2) 個別事項

ア 市内の学校等教育機関にあっては、次の措置を講ずることとする。

(ア) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置（児童生徒の保護者への引渡方法）

(イ) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

(ウ) 地域住民の指定避難所となる施設については住民等の受入方法等

イ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を講ずることとする。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定めることとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市対策本部又は支所庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市対策本部等設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 県は、県有施設が、市推進計画に定める指定避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

(3) 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定に関し、県有施設の活用等も含め協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。それぞれの整備計画は、第2部第6章第2節「消防力（消火）の充実強化」によるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、第3部第5章第2節「他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請」によるものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。消防団の充実に関する計画は、第2部第6章第2節「消防力（消火）の充実強化」によるものとする。

※資料

資料1 4 - 5 樋門・水門一覧表

資料1 4 - 6 ポンプ場一覧表

資料1 4 - 7 治水施設位置図

資料6 - 1 広報文例

資料9 - 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

資料9 - 2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

《章の体系》

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	
第1節	「南海トラフ地震に関連する情報」について
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策
第5節	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策

第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」について

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地

震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

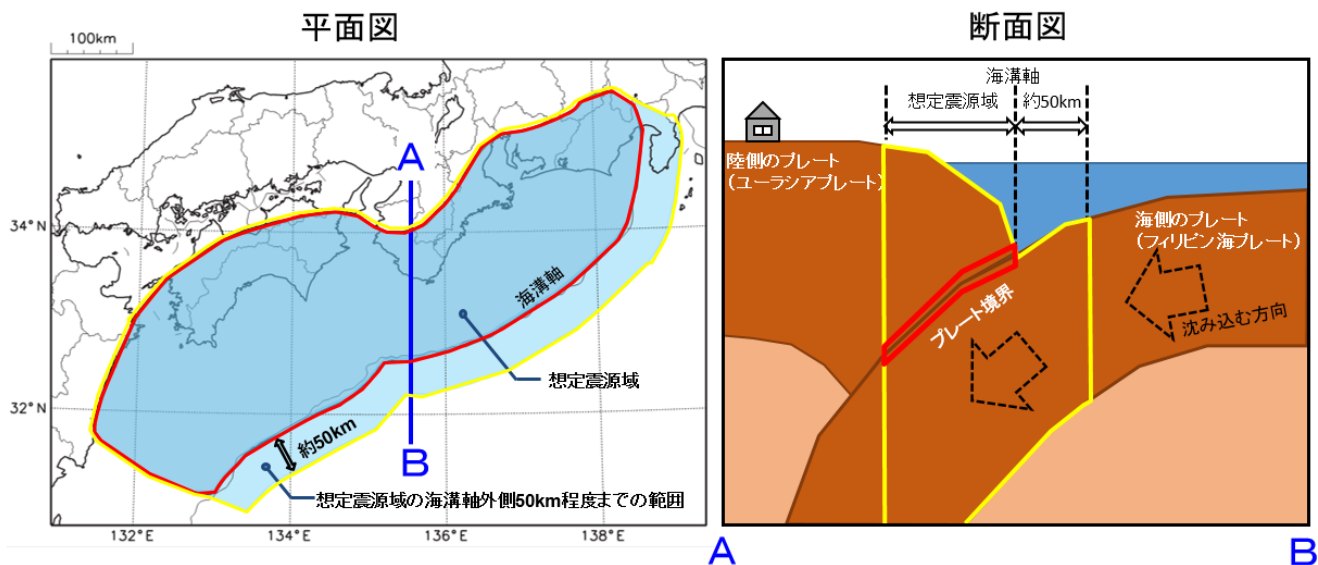
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(※1) でマグニチュード6.8以上 ^(※2) の地震 ^(※3) が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化 ^(※4) とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(※4) が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(※5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^(※1) において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(※3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合

- (※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（次図参照）
- (※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- (※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。
 具体的には、
 レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
 レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
 レベル3：レベル1の2倍に設定。
 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- (※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
 南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
 なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合は

その変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲



出典：気象庁HP

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部会議の開催

本部設置後、直ちに災害対策本部会議を開催し、情報収集及び今後の災害応急対策の方針等について協議を行う。

(3) 配備体制

第3部第2章第1節「1 活動体制の区分及び配備基準」により第1次配備とする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部会議の開催

本部設置後、直ちに災害対策本部会議を開催し、情報収集及び今後の災害応急対策の方針等について協議を行う。

(3) 配備体制

第3部第2章第1節「1 活動体制の区分及び配備基準」により第3次配備とする。ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

(4) 市民に呼びかける今後の備え

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、災害対策本部会議において関係部局による今後の取組みを確認するとともに、市民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

住宅における安全対策の確認（家具の固定）、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、非常持出品や家庭における備蓄の確認

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する

情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

関係部局においては、災害対策本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 市は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。

イ 市は、健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を別に定めるものとする。

ウ 市は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする指定避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

オ 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

カ 指定避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とするが、各避難対象地区において、自動車の使用による渋滞の発生や交通安全、指定避難所における駐車スペースの確保など、自動車利用を前提とした検討を行った場合は、自動車の使用を可能とする。また、指定避難所までの距離が遠く、各自で移動手段の確保が困難な住民や自動車による移送が必要な要配慮者等については、各避難対象地区の実情に応じて車両の確保方法を定める。

キ 避難におけるプライバシー確保等の理由により、車中泊避難が発生する事態も想定されるため、車中泊避難のための自家用車等の使用についても配慮する。ただし、エコノミークラス症候群の防止等について十分留意する。

ク 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 指定一般避難所の運営

指定一般避難所の運営は、第3章第4節「避難対策等」を準用する。

(3) 事前避難推進体制の確立

ア 住民との連携

事前避難の検討にあたっては、防災対応の方法や避難先の選定に関する意向について、住民の意見を十分に聴くものとする。

イ 市における関係部局の連携

市においては、防災部局のみならず、福祉部局、土木部局等が緊密に連携して対応できるよう、協力、連絡体制を構築する。

ウ 関係機関との連携

地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、情報共有や協議等を行う場の整備・活用に努める。

6 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における水道、電気、ガス、通信、放送関係機関の活動については、第3章第6節「水道、電気、ガス、通信及び放送関係の活動」を準用する。

9 交通

(1) 道路

ア 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知を行う。

(2) 海上

ア 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、在港船舶の避難等の対策を行う。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

10 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際、とるべき防災行動をとりうるよう適切な伝達方法を検討すること。
 - ・ 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ハ) 出火防止措置
- (ニ) 水、食料等の備蓄
- (ホ) 消防用設備の点検、整備
- (ヘ) 非常用発電装置の整備、緊急防災情報伝達システムの拡充
- (コ) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋りょう、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置

(ロ) 幼稚園、小中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ① 児童生徒等に対する保護の方法
- ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ハ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ① 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
- ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は支所庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1 1 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅

客等の保護等のため、指定一般避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合は、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部会議の開催

本部設置後、直ちに災害対策本部会議を開催し、情報収集及び今後の災害応急対策の方針等について協議を行う。

(3) 配備体制

第3部第2章第1節「1 活動体制の区分及び配備基準」により第2次配備とする。ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

(4) 市民に呼びかける今後の備え

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、災害対策本部会議において関係部局による今後の取組みを確認するとともに、市民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。

（呼びかける今後の備えの例）

住宅における安全対策の確認（家具の固定）、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、非常持出品や家庭における備蓄の確認

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策

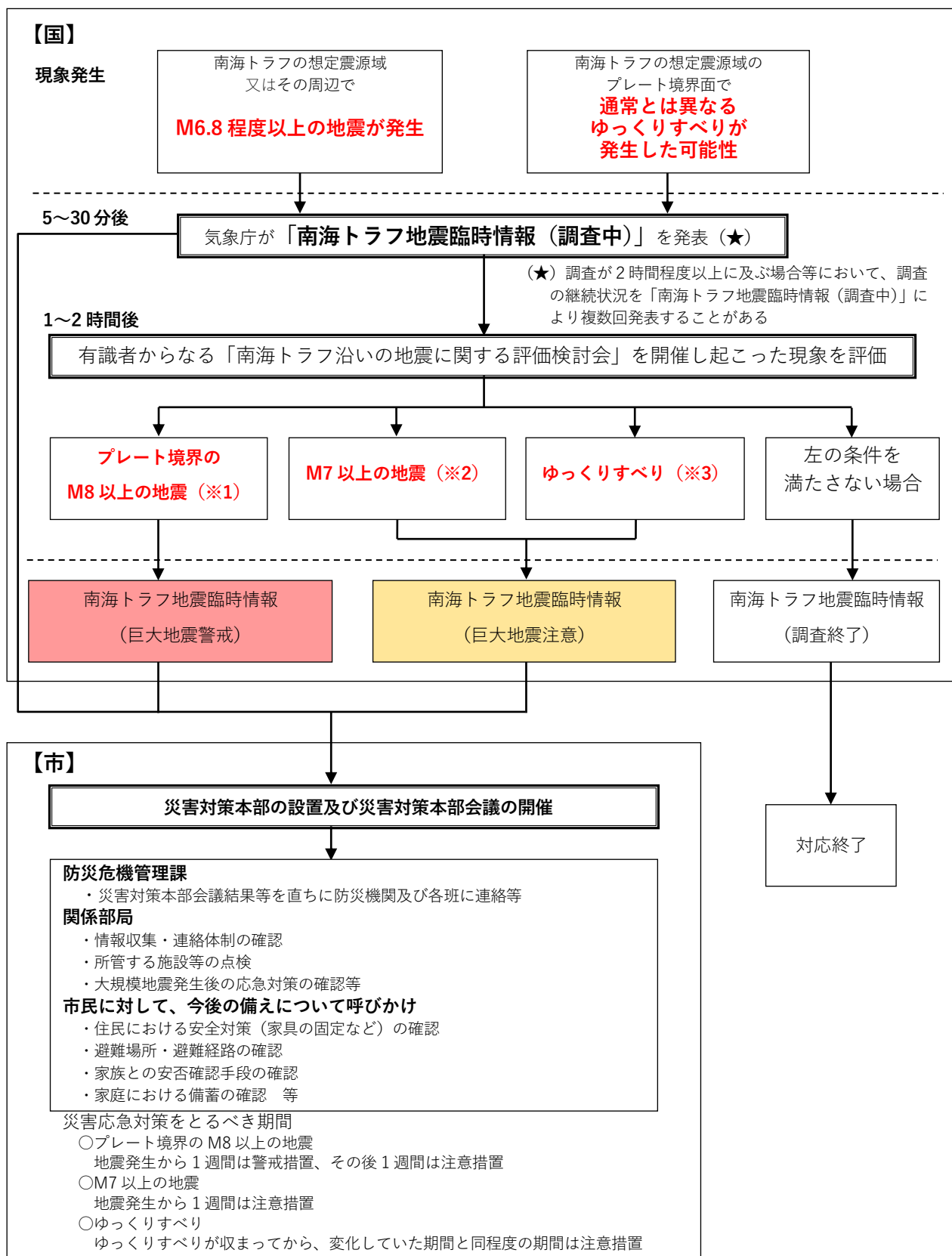
1 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の伝達等

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了する。

※資料

- 資料2-2 今治市災害対策本部の編成・所掌事務
- 資料2-3 今治市災害対策本部・災害警戒本部（水防本部）機構図
- 資料2-4 災害警戒（対策）本部・水防本部要員配備体制
- 資料2-5 職員参集基準
- 資料2-6 災害対策本部室配置図
- 資料6-1 広報文例
- 資料9-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表
- 資料9-2 災害用特設公衆電話設置避難所一覧表
- 資料18-1 事前避難対象地域一覧表
- 資料18-2 事前避難対象地域図
- 資料18-3 津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の本市の対応（イメージ）



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

《章の体系》

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備
第2節	建築物等の耐震化の推進

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

1 施設整備等の整備方針

以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を定める。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設（平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設）
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (8) 通信施設
 - ア 緊急防災情報伝達システムの拡充
 - イ その他の防災機関等との通信体制の構築
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

 - ア 市の事業
 - イ 特定事業所の事業

2 実施内容

県地域防災計画地震災害対策編・津波災害対策編第1編「総論」第4章「地震防災緊急事業五箇年計画」及び本計画第2部第22章「地震防災緊急事業五箇年計画」の定めるところ等により実施する。

第2節 建築物等の耐震化の推進

市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画に沿って推進することとする。

その他建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画第2部第17章第5節「建築物の耐震化及び不燃化」の定めるところによる。

第6章 防災訓練

《章の体系》

第6章 防災訓練	
第1節	南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施
第2節	学校における津波防災訓練の実施

第1節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、県、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施し、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うこととする。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 防災訓練の実施にあたって配慮すべき事項
 - ア 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。
 - イ 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第2節 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 避難対象地域に所在する学校は、津波警報等発表を想定して、鉄筋コンクリートの建物の3階以上への避難訓練等を行うものとする。

- (2) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めるものとする。
- (3) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れるものとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施するものとする。
- (4) 避難訓練を実施する際には、児童生徒が災害時に援護を要する児童生徒と一緒に避難することができるよう配慮をするものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

《章の体系》

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	
第1節	地域防災力の向上
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、住民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講ずるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

ア 住まいの安全のチェック

- ・ 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・ 家具の転倒防止対策を実施する。

イ 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持出品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難場所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ 防災知識・技術の修得

救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

エ 備蓄品・非常持出品の準備

水や食料を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低7日程度分を備蓄する。また、指定避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心がまえ

(揺れへの心得)

- ア 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- イ あわてて外に飛び出さない。
- ウ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。
- エ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- オ ブロック塀には近づかない。
- カ 靴を履いて外に出る。
- キ 自動車では避難しない。

(津波への心得)

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっく

- りとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない。
- カ 津波見物は絶対にしない。
- キ 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。
- ク 避難指示は守り、津波からの避難場所に避難する（津波からの避難場所には多くの情報が集まる。）。
- ケ 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。その具体的な内容については、本計画第2部第2章「自主防災組織活動」に定めるところによる。

2 企業の防災活動の促進

南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

3 市の措置

市は、県と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとるものとする。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課ごとに行うものとする。防災教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 市は、関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。
- (3) 市は、県と協力して、地震防災対策区域に係る住民等に対する防災教育を実施する。また、必要に応じて市等が行う住民等に対する教育に関し県に対し必要な助言を求めるものとする。
- (4) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、次のとおりとする。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - イ 地震・津波に関する一般的な知識
 - ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - エ 正確な情報入手の方法
 - オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - キ 各地域における津波からの避難場所及び避難経路に関する知識
 - ク 避難生活に関する知識
 - ケ 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 木造住宅等の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - サ 地震発生時の道路交通の混乱を防止するための、自動車利用の自粛及び徒歩帰宅の推奨

シ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

- (5) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- (6) 市は、県及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレット・チラシ・津波防災マップを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地域や津波からの避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

今治市地域防災計画
(地震・津波災害対策編)
今治市水防計画

令和5年3月修正

発行 今治市防災会議
事務局 今治市総合政策部企画防災政策局
防災危機管理課

今治市別宮町一丁目4番地1

電話 (0898)36-1558

FAX (0898)32-2765

